

新潟市子ども・子育て支援事業計画  
「新・すこやか未来アクションプラン」(案)

平成26年12月

# 目次

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

- (1) 計画策定の背景と目的……………p. 1
- (2) 計画の期間……………p. 3
- (3) 計画の対象……………p. 3
- (4) 計画の位置づけ……………p. 3

### 2 子どもと子育てをとりまく現状

- (1) 少子化の動向……………p. 7
- (2) 世帯の状況……………p. 12
- (3) 就労の状況……………p. 15
- (4) 子育てに関する意識・子どもの意識……………p. 20
- (5) 主な子ども・子育て支援施策の取り組み状況……………p. 23

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の体系……………p. 24

### 2 基本理念……………p. 25

### 3 目指すそれぞれの姿……………p. 26

### 4 基本方針

- (1) 子どものすこやかな育ちを守り、支える……………p. 28
- (2) 子育て家庭の暮らしと安心を支える……………p. 29
- (3) すべての人々が子どもと子育てに関わりを持ち、連携して支える……………p. 30

## 第3章 計画に基づく事業内容

### 1 教育・保育提供区域の設定……………p. 32

### 2 施策分野ごとの事業内容

#### 施策分野1 子どもがすこやかに育つ環境づくり

- 基本施策1 幼児期の教育・保育の充実と幼保小連携の取り組みの推進……………p. 33
- 基本施策2 放課後対策の総合的な推進……………p. 45
- 基本施策3 障がいのある子どもへの支援の充実……………p. 51

#### 施策分野2 安心して妊娠、出産、子育てができる環境づくり

- 基本施策4 子どもがすこやかに育つ母子保健の充実……………p. 55
- 基本施策5 精神的負担、不安を軽減する支援の充実……………p. 61
- 基本施策6 経済的な負担軽減施策の充実……………p. 71
- 基本施策7 ひとり親家庭の自立支援の推進……………p. 74

#### 施策分野3 社会全体で子どもを大切にす環境づくり

- 基本施策8 ワーク・ライフ・バランスの推進と子ども・子育てを応援する機運の醸成……………p. 79
- 基本施策9 児童虐待防止と要保護児童等対策の充実……………p. 84
- 基本施策10 社会的養護体制の充実……………p. 89

## 第4章 計画の推進と点検・評価……………p. 93

## ○ コラム一覧

コラム 1	子ども・子育て支援新制度とは	p. 5
コラム 2	「新潟市 子ども・子育て支援ニーズ調査」について	p. 16
コラム 3	1号認定・2号認定・3号認定とは	p. 36
コラム 4	必要な量の見込みの算出について	p. 38
コラム 5	新潟市の放課後児童クラブの歴史	p. 50
コラム 6	「マタニティマーク」をご存知ですか？	p. 57
コラム 7	ご活用ください！ 子育て応援パンフレット「スキップ」	p. 63
コラム 8	みなし寡婦（夫）控除	p. 76
コラム 9	「カエル！ジャパン」キャンペーン	p. 81
コラム 10	新潟市子育て応援キャラクター「ほのわちゃん」	p. 81
コラム 11	ハッピー・パートナー企業になりませんか？	p. 83
コラム 12	「オレンジリボン」をご存知ですか？	p. 86
コラム 13	“社会的養護” ってな～に？	p. 89

## ○ 図表一覧

図表 1	少子化対策に関する国・新潟市における主な取り組み	p. 2
図表 2	計画の位置づけ	p. 4
図表 3	合計特殊出生率の推移	p. 7
図表 4	出生数の推移	p. 7
図表 5	新潟市・新潟県・全国における人口の推移	p. 8
図表 6	年齢階層別人口割合の推移	p. 8
図表 7-1	年齢階級別未婚率の推移・男性	p. 9
図表 7-2	年齢階級別未婚率の推移・女性	p. 9
図表 8	生涯未婚率の推移	p. 10
図表 9-1	夫の平均初婚年齢、父親の第1子～第3子の平均出生時年齢	p. 10
図表 9-2	妻の平均初婚年齢、母親の第1子～第3子の平均出生時年齢	p. 10
図表 10	理想とする子どもの人数 と 実際の子どもの人数	p. 11
図表 11	実際の子どもの人数が、 理想とする子どもの人数よりも少ない理由	p. 11
図表 12	世帯数と1世帯あたり平均人員の推移	p. 12
図表 13	類型別世帯数の推移	p. 12
図表 14	核家族世帯数の推移	p. 13
図表 15	3世代世帯数の推移	p. 13
図表 16	18歳未満の子どもがいる世帯数の推移	p. 14
図表 17	就業者の推移	p. 15
図表 18	年齢階級就業率および労働力率	p. 16
図表 19	保護者の就労状況	p. 17
図表 20	就労している保護者の帰宅時間	p. 17
図表 21	家事、育児、介護などに従事する時間平均	p. 18
図表 22	夫の休日の家事・育児時間別にみた第2子以降の出生状況	p. 18
図表 23	就学前児童保護者の育児休業取得状況	p. 19

図表 2 4	世帯所得別割合の比較	p. 19
図表 2 5	本市の子育て環境への評価	p. 20
図表 2 6	住んでいる地域の子育ての環境や支援についての満足度	p. 21
図表 2 7	子育てについて感じる事	p. 21
図表 2 8	自分にはよいところがある	p. 22
図表 2 9	友だちのよいところを見つけたり, 友だちが落ち込んでいるとき励ましたりしている	p. 22
図表 3 0	将来の夢やつきたい仕事がある	p. 22
図表 3 1	主な子ども・子育て支援施策の取り組み状況	p. 23
図表 3 2	体系のイメージ	p. 24
図表 3 3	役割のイメージ	p. 31
図表 3 4	各区の概況	p. 32
図表 3 5	入園児童数の動向	p. 34
図表 3 6	放課後児童クラブの施設整備状況の推移	p. 45
図表 3 7	放課後児童クラブ在籍児童数および小学生児童数の推移	p. 46
図表 3 8	幼児ことばとこころの相談センター相談件数	p. 52
図表 3 9	母の年齢階級別出生数の割合（第1子）	p. 56
図表 4 0	特定不妊治療費助成件数の推移	p. 56
図表 4 1	日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無	p. 62
図表 4 2	子育てに関して必要な情報	p. 62
図表 4 3	少子化対策に有効な支援策	p. 72
図表 4 4	児童扶養手当受給者数の推移	p. 75
図表 4 5	ひとり親家庭事業の利用件数の推移	p. 75
図表 4 6	子どものいる夫婦の共働き率	p. 80
図表 4 7	少子化対策に有効な支援策	p. 80
図表 4 8	児童虐待相談対応件数の推移	p. 85
図表 4 9	児童虐待通告義務認知率の推移	p. 85
図表 5 0	新潟市要保護児童対策地域協議会	p. 88
図表 5 1	県内児童養護施設・乳児院の分布	p. 90
図表 5 2	県内児童養護施設・乳児院の入所率の推移	p. 90
図表 5 3	計画推進のイメージ	p. 94

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

### (1) 計画策定の背景と目的

現在、我が国では出生率の低下に伴い、人口減少・少子化が進んでいます。

人口減少・少子化の急速な進行は、若年労働者の減少による社会活力の低下、年金、医療、介護などにかかる社会保障費用の個人負担増大、地域社会の変容など社会経済システムに深く影響を与える問題です。

さらに、子どもたちが同年代の仲間と切磋琢磨してすこやかに育つ環境や乳幼児とふれあって育つ環境までも奪われ、子どもにとって健全に育ちにくい社会となることで、自立した社会性のある大人になることが難しくなると懸念されています。

平成2年に合計特殊出生率が過去最低の「1.57」となったことを契機に、国は少子化対策を進め、本市も様々な取り組みを行ってきました（図表1 少子化対策に関する国・新潟市における主な取り組み）（図表30 主な子ども・子育て支援施策の取り組み状況）。

しかし、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに対する助言や協力を得ることが困難であったり、共働き家庭が増加している中、仕事と子育てを両立できる環境が十分でないなど、子どもと子育てを取り巻く環境は依然として厳しく、子どもが欲しいという希望が叶えられない人も多くいます。

子どもが欲しいという希望が叶い、子育てをしやすい社会、そして、一人ひとりの子どもがすこやかに成長することができる社会の実現を目指して、平成24年8月に①「子ども・子育て支援法」②「認定こども園法の一部改正法」③「関係法律の整備法」の「子ども・子育て関連3法」が成立しました。

これらの法律に基づき、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を充実させ、総合的に進める「子ども・子育て支援新制度」が、社会保障・税一体改革の一項目として、消費税率の引上げによる財源の一部を充て、平成27年4月からスタートする予定です。

また、「子ども・子育て支援新制度」の円滑な施行は、国が平成25年6月に決定した「少子化危機突破のための緊急対策」の一つに位置付けられています。

この新潟市子ども・子育て支援事業計画「新・すこやか未来アクションプラン」は、子ども・子育て支援法に基づき策定されたもので、平成25年10月から11月にかけて実施した「子ども・子育て支援ニーズ調査」を踏まえ、今後の本市における子ども・子育て支援に関する基本的な方向性や幼児期の学校教育・保育などの提供体制の確保の内容などを示したものです。

図表1 少子化対策に関する国・新潟市における主な取り組み

	国の取り組み	本市の取り組み
平成 15年 7月	少子化社会対策基本法 平 15.9.1 施行	
	次世代育成支援対策推進法 平 15.7.16 から段階施行	
16年 6月	少子化社会対策大綱	
16年 12月	子ども・子育て応援プラン (平成 17~21 年度)	
17年 3月	地方公共団体、企業などにおける行動計画の策定・実施	すこやか未来アクションプラン (次世代育成支援対策行動計画) 前期計画 (平成 17~21 年度)
18年 6月	新しい少子化対策	
19年 3月		保育園再編基本計画 (平成 19~26 年度)
19年 12月	「子どもと家族を応援する日本」重点戦略 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章 仕事と生活の調和推進のための行動指針	
20年 2月	新待機児童ゼロ作戦	
20年 3月		保育園再編実施計画 前期計画 (平成 19~22 年度)
22年 1月	子ども・子育てビジョン — 子ども・子育て新システム 検討会議	
22年 5月		すこやか未来アクションプラン 後期計画 (平成 22~26 年度)
22年 11月	待機児童解消 「先取り」プロジェクト	
23年 3月		保育園再編実施計画 後期計画 (平成 23~26 年度)
24年 3月		
	子ども・子育て新システム 基本制度	
24年 8月	子ども・子育て関連 3 法 平成 24.8.22 から段階施	
25年 4月	待機児童解消加速化プラン	
25年 6月	少子化危機突破のための緊急対策	
年 月		子ども・子育て支援事業計画 (平成 27~31 年度)

※平成 15 年以前は省略 本市の主な取り組みは 23 ページにも記載

## (2) 計画の期間

---

この計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間です。

なお、年度ごとに計画の実施状況を把握、点検、公表するとともに、計画の期間中であっても、市民ニーズや事業の進捗状況、社会情勢の変化などを踏まえながら、必要に応じて計画の見直しを行います。

## (3) 計画の対象

---

子ども・子育て支援は社会全体で取り組む必要があることから、保護者、地域、教育・保育施設、企業、行政などを含むすべての市民、団体を対象とします。

なお、この計画における「子ども」とは、本市在住の妊娠期から乳幼児期を経て学童期を主とした、おおむね18歳までの子どもとします。

## (4) 計画の位置づけ

---

本市では、これまで次世代育成支援対策推進法の規定による、新潟市次世代育成支援対策行動計画「すこやか未来アクションプラン」に基づき、施策の推進に取り組んできました。

今後も各事業については、必要な見直しを行いながら実施していく予定ですが、子ども・子育て支援新制度の施行に伴う、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を計画的に進めていくため、「すこやか未来アクションプラン」を継承しつつ、内容を重点化した本計画、新潟市子ども・子育て支援事業計画「新・すこやか未来アクションプラン」を策定することとしました。

この計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定により、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものであり、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に規定する自立促進計画、健やか親子21に基づく母子保健計画の内容を包含しています。

また、次世代育成支援対策推進法で任意策定とされている市町村行動計画の内容のうち、本計画に関連する事項についても盛り込んでいます。

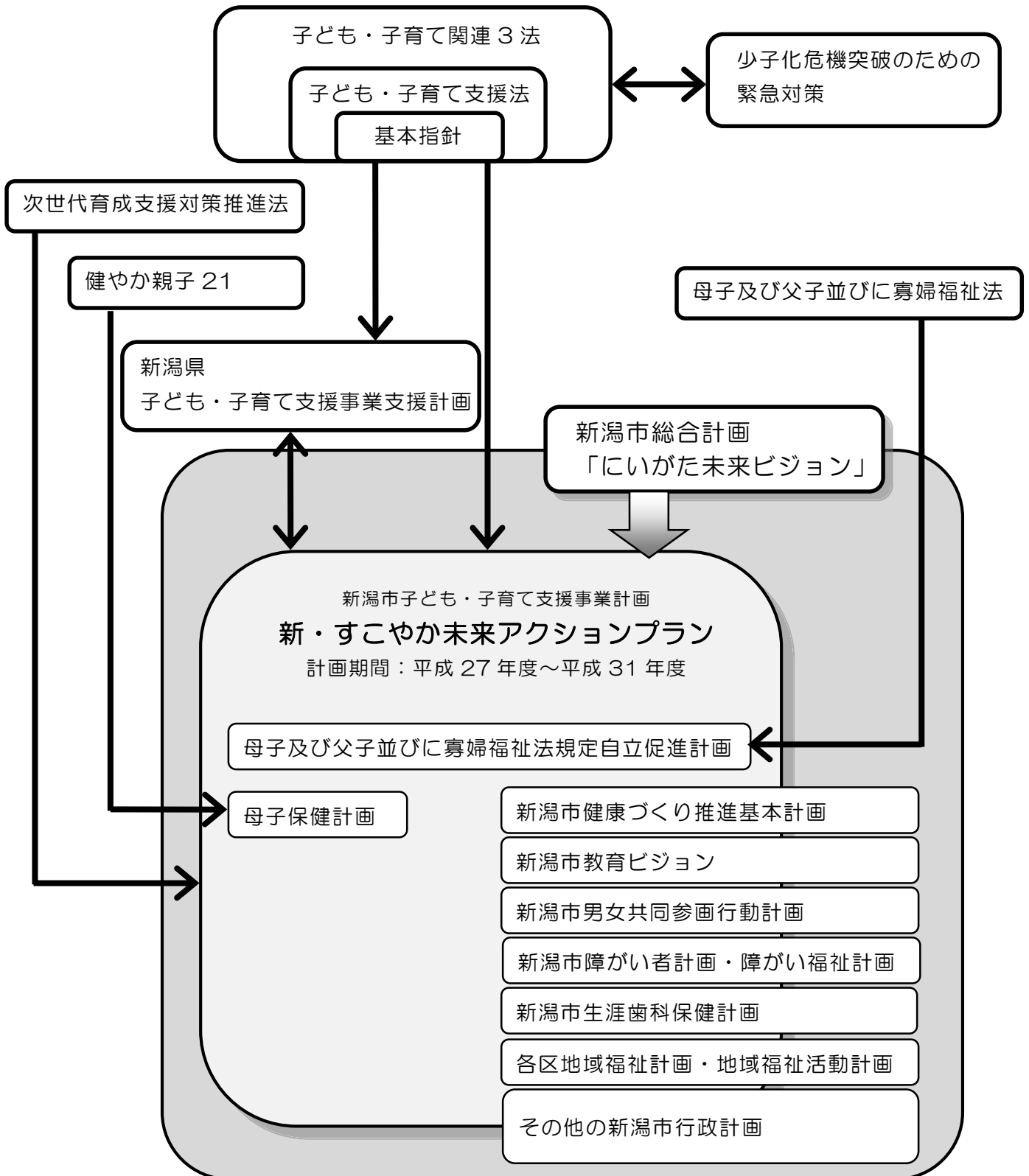
なお、本計画は、新潟市総合計画「にいがた未来ビジョン」の分野別計画として位置付けられます（図表2 計画の位置づけ）。

子どもや子育て家庭への支援は、多様なニーズに応えるため多岐にわたりますが、各分野においてはそれぞれ分野別計画があることから、それら関連計画と調和を図っています。

この計画のほか、母子保健に関する施策で、この計画に記載のないライフステージの施策については、「新潟市健康づくり推進基本計画」、主に義務教育段階の子どもの育成に関する施策については「教育ビジョン」により実施、推進します。

図表2

計画の位置づけ





## コラム1 子ども・子育て支援新制度とは

子ども・子育て支援新制度は、平成24年8月に成立・公布された「子ども・子育て関連3法：①子ども・子育て支援法、②認定こども園法の一部改正法、③（児童福祉法など）関係法律の整備等に関する法律」に基づく制度です。

新制度は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することをその趣旨としています。

新制度は社会保障・税一体改革の一項目として、消費税率の引き上げ（5%→10%）による財源の一部（約7,000億円）を充てて実施されるもので、平成27年4月からスタートする予定です。

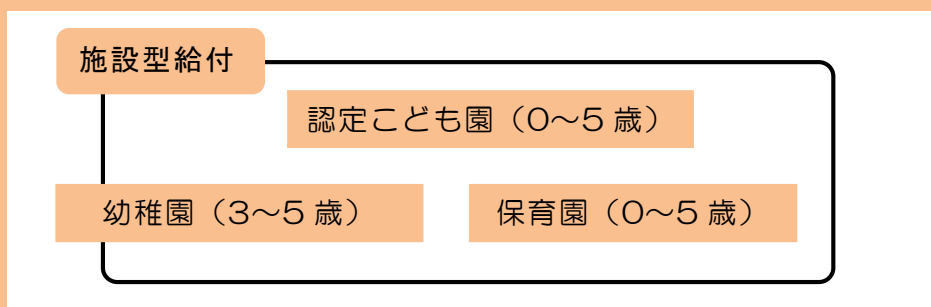
市町村は実施主体として、地域のニーズに基づき、事業計画を策定し、子ども・子育て支援を総合的、計画的に行う責務を負います。

### 主なポイント

#### （1）施設型給付の創設

これまで幼稚園、保育園に対する財政措置は、別々でしたが、新制度では幼稚園、保育園、認定こども園に共通の給付「施設型給付」が創設され、財政支援が一本化されます。

ただし、私立幼稚園については、新制度に移行しない（施設型給付を受けない）選択も可能です。この場合の財政支援は、これまでと同じく私学助成及び保護者への就園奨励費補助で行うことになります。



給付を受ける施設を利用する子どもについては、以下の区分で市の認定を受ける必要があります。

1号認定：3歳以上で教育

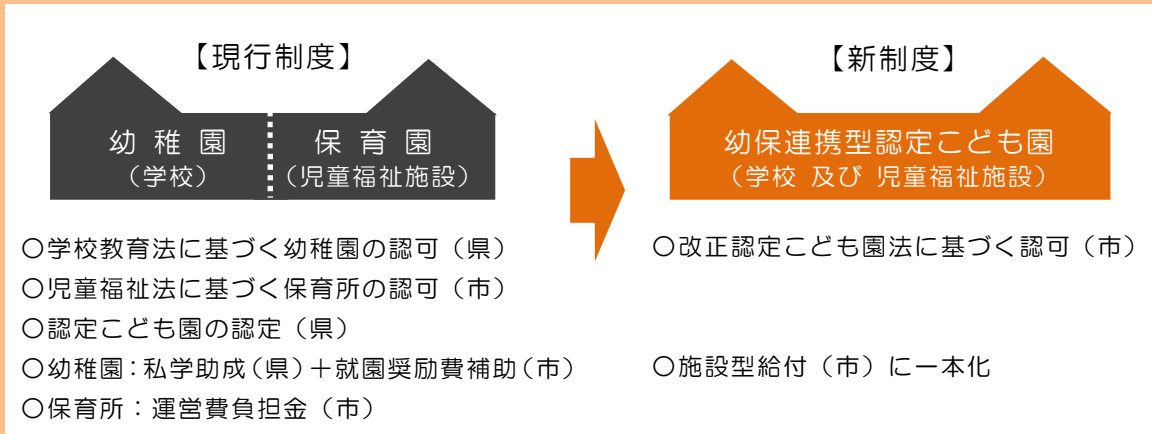
2号認定：3歳以上で保育

3号認定：3歳未満で保育

☞ 詳しくは36ページをご覧ください。

(2) 幼保連携型認定こども園制度の改善

幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可、指導監督などを一本化します。



(3) 地域の子ども・子育て支援の充実

子ども・子育て支援法において、13事業が「地域子ども・子育て支援事業」として法定化され、地域の実情に応じて実施されます。

**地域子ども・子育て支援事業**

- ①利用者支援事業
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健診
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業  
(その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業)
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦ファミリー・サポート・センター事業
- ⑧一時預かり事業
- ⑨延長保育事業
- ⑩病児・病後児保育事業
- ⑪実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑫多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
- ⑬放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)

(4) 子ども・子育て会議の設置

子育て中の保護者や子育て支援者など関係する当事者が、市町村事業計画の策定、変更の際に意見を述べたり、子ども・子育て支援施策の実施状況について点検、評価、見直しを行うなど、新制度に基づく政策プロセスに参画、関与するため、市町村における「子ども・子育て会議」の設置が努力義務とされました。

本市では、平成25年9月に、附属機関として「新潟市子ども・子育て会議」を設置しています。

## 2 子どもと子育てを取り巻く現状

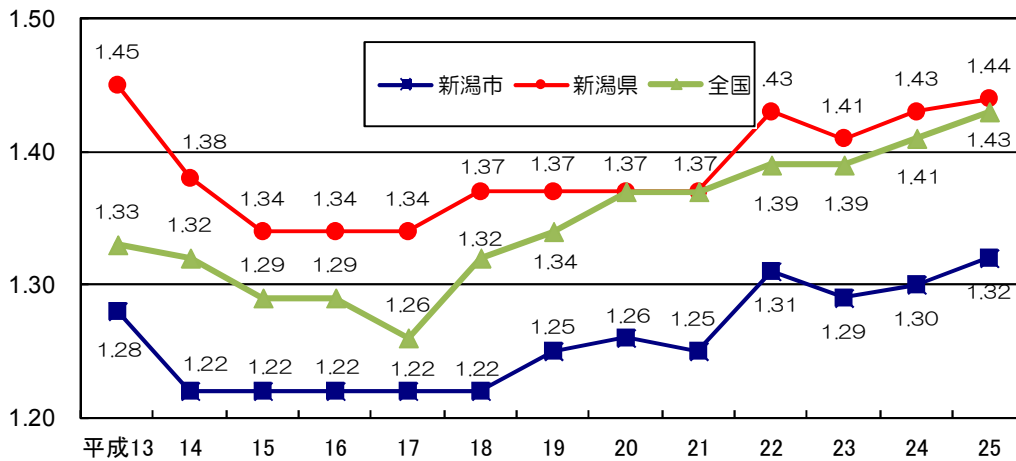
### (1) 少子化の動向

#### ① 出生率と出生数の推移

本市の平成25年の合計特殊出生率(一人の女性が一生の間に生むと推定される子どもの数)は1.32であり、過去最低だった平成14年から18年の1.22と比べると若干増加していますが、依然として人口を維持するのに必要とされる「2.07」を大きく下回り、全国(1.43)や県(1.44)より低い水準にあります。

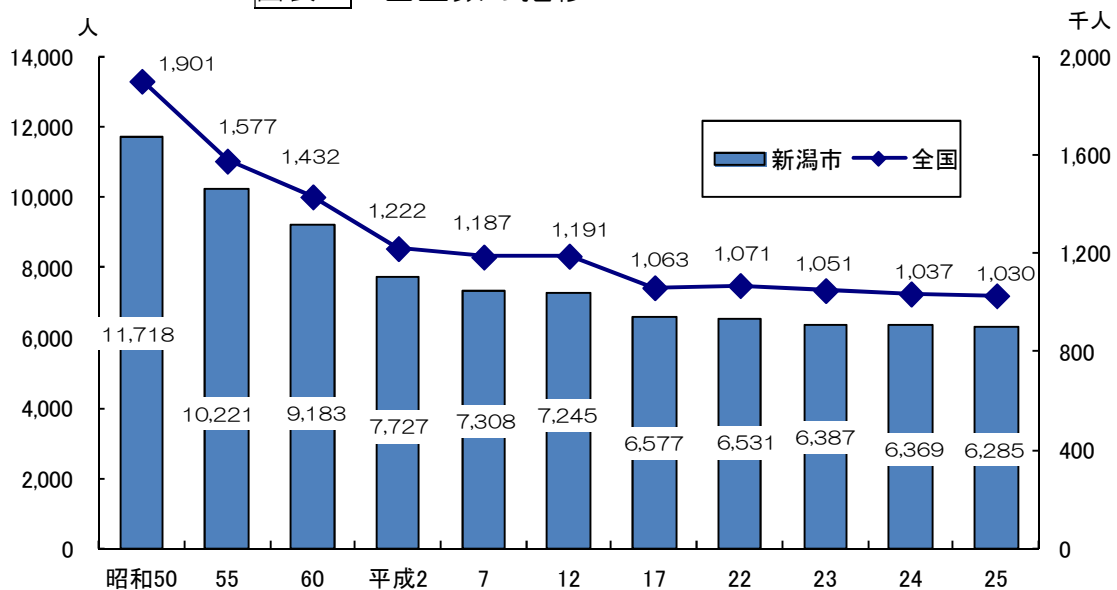
また、出生数は、昭和50年(11,718人)以降ほぼ一貫して減少しており、平成25年は6,285人で過去最低となっています。

図表3 合計特殊出生率の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」、新潟県「福祉保健年報」

図表4 出生数の推移



資料：総務省「国勢調査」、厚生労働省「人口動態統計」

## ②人口の推移と人口構造の変化

本市の人口は平成17年国勢調査（813,847人）をピークに減少しており、平成25年10月の推計人口は809,934人となっています。

また、「将来推計人口」によると、平成52年には70万人を割って668,345人になると見込まれています。

【図表5】新潟市・新潟県・全国における人口の推移

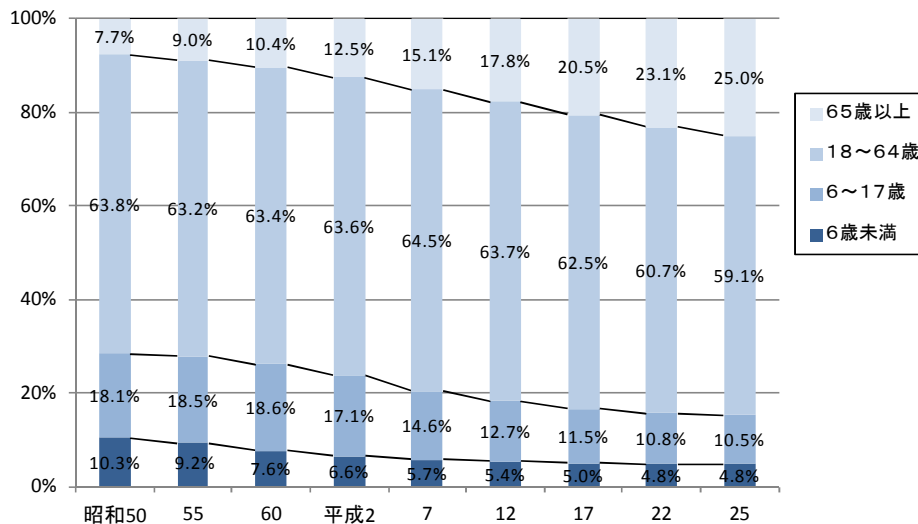
	本市の人口	指数	新潟県の人口	指数	全国の人口	指数
昭和50	681,108	83.9	2,391,928	100.7	111,893,438	87.4
55	730,733	90.0	2,451,357	103.2	117,060,396	91.4
60	759,568	93.6	2,478,470	104.4	121,048,923	94.5
平成2	776,775	95.7	2,474,583	104.2	123,611,167	96.5
7	796,456	98.1	2,488,364	104.8	125,570,246	98.1
12	808,969	99.6	2,475,733	104.3	126,925,843	99.1
17	813,847	100.2	2,431,459	102.4	127,767,994	99.8
22	811,901	100.0	2,374,450	100.0	128,057,352	100.0
25	809,934	99.8	2,330,797	98.2	127,262,598	99.4
37	759,686	93.6	2,112,473	89.0	120,658,816	94.2
52	668,345	82.3	1,790,918	75.4	107,275,851	83.8

資料：総務省「国勢調査」、平成25年は推計人口（市、県は10月1日現在、全国は9月1日現在）  
平成37年、52年以降は国立社会保障・人口問題研究所「地域別将来推計人口」（平成25年3月推計）  
※指数欄は平成22年の人口を100とした場合の値

年齢階層別にみると、6歳未満の人口は昭和50年では、本市の総人口の10.3%を占めていましたが、平成25年には4.8%にまで減少しています。また6～17歳の構成比をみても昭和50年では18.1%でしたが、平成25年では10.5%と、こちらも減少の一途をたどっています。

一方、65歳以上の構成比は、昭和50年では7.7%でしたが、平成25年では25.0%と、3倍以上に増加しており、本市は危機的な少子・超高齢社会となっています。

【図表6】年齢階層別人口割合の推移（新潟市）



資料：総務省「国勢調査」、新潟県「推計人口」

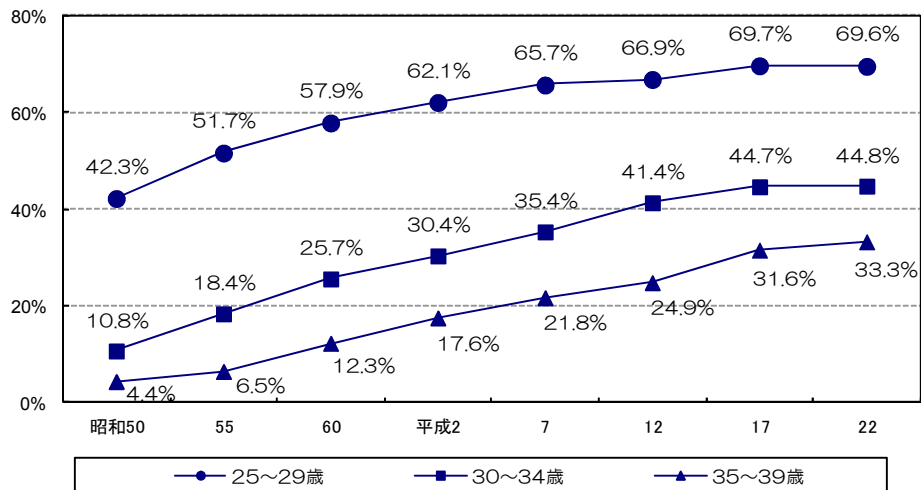
### ③婚姻と出産の状況

少子化の原因のひとつとして、結婚・出産年齢が上昇していることがあげられています。本市における25歳から39歳の未婚率は、男女ともに一貫して上昇しており、生涯未婚率も、昭和50年の男性1.4%、女性4.3%から、平成22年には男性19.4%、女性10.6%にまで上昇しています。

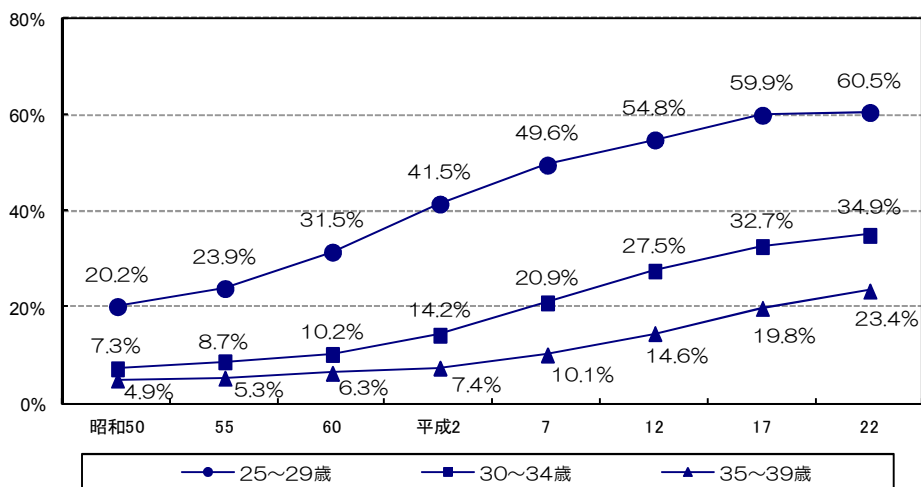
また、平均初婚年齢は、平成25年には夫が30.6歳、妻が29.2歳と年々上昇しています。

さらに、出生したときの親の平均年齢も上昇しており、平成25年の第1子では父親が32.3歳、母親が30.5歳となっています。

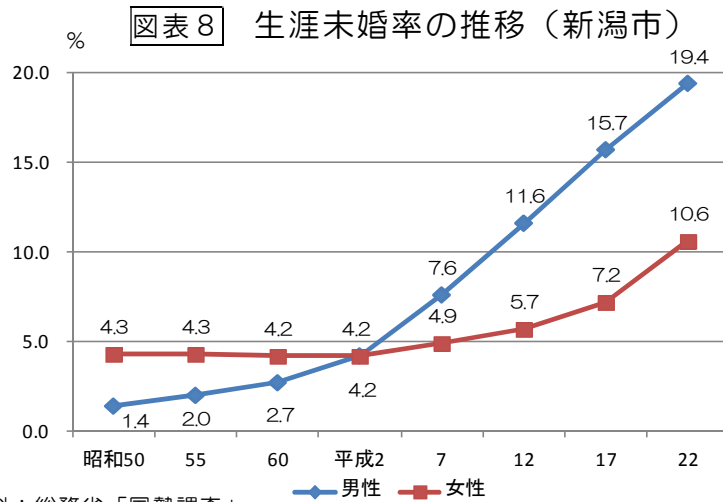
図表7-1 年齢階級別未婚率の推移・男性（新潟市）



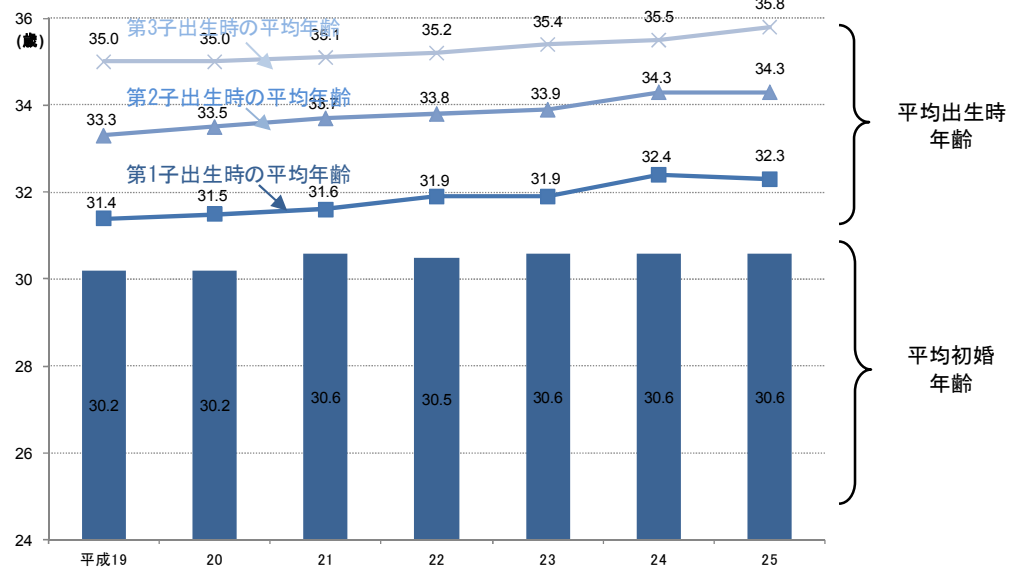
図表7-2 年齢階級別未婚率の推移・女性（新潟市）



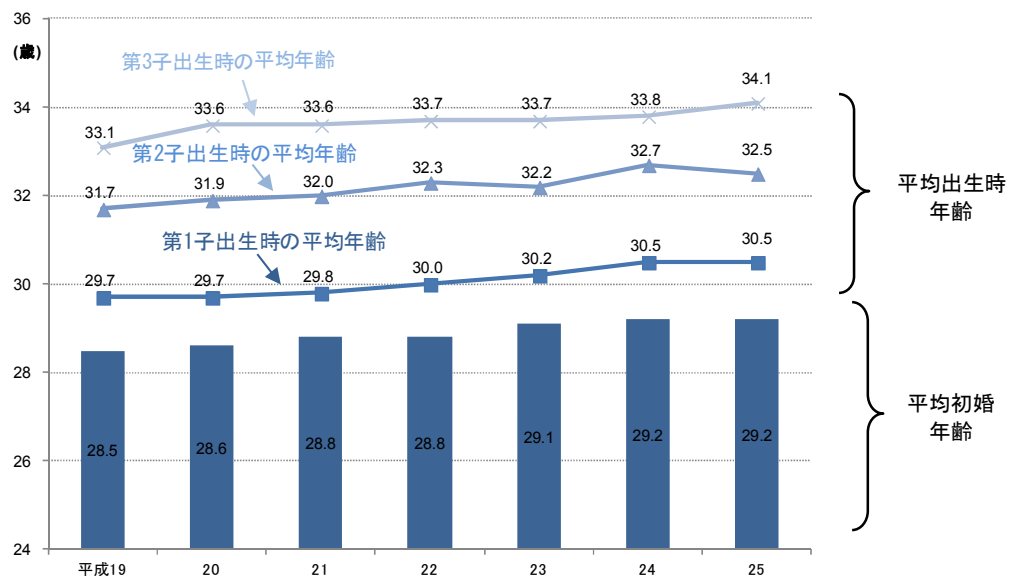
資料：総務省「国勢調査」



**図表9-1 夫の平均初婚年齢、父親の第1子～第3子の平均出生時年齢（新潟市）**



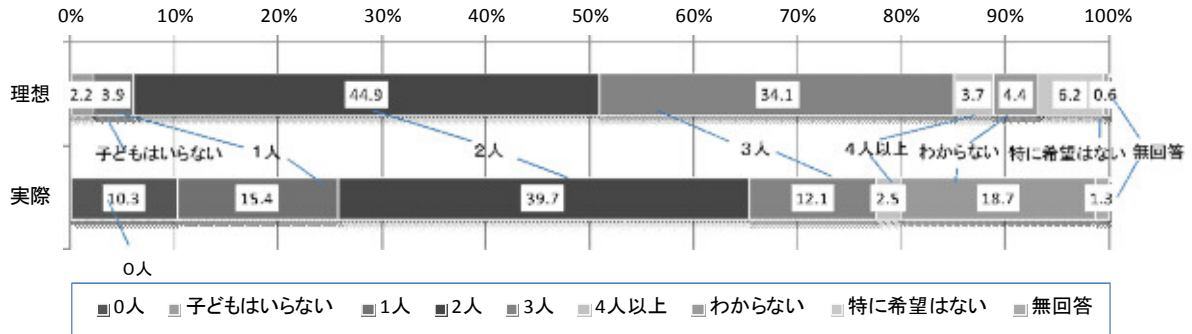
**図表9-2 妻の平均初婚年齢、母親の第1子～第3子の平均出生時年齢（新潟市）**



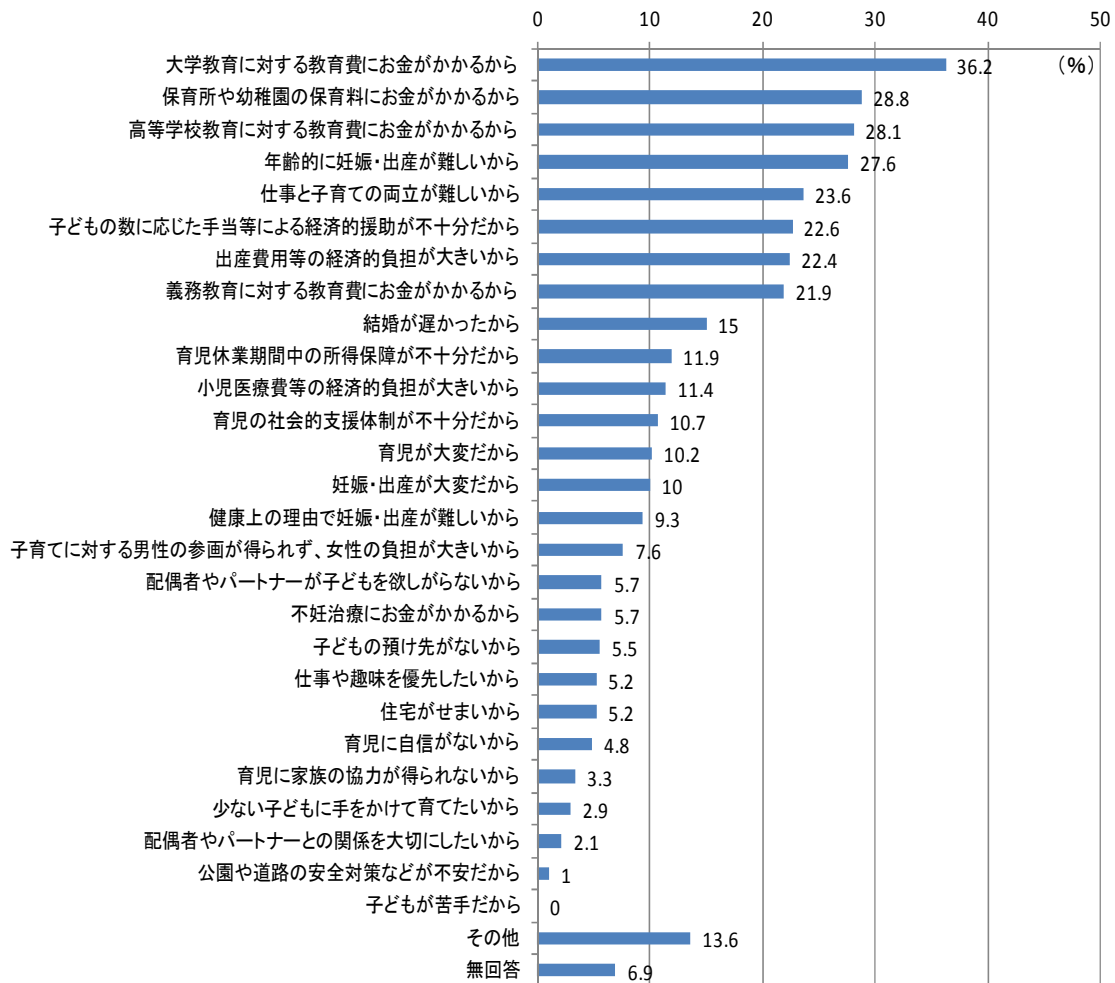
資料：厚生労働省「人口動態統計」

新潟県の調査によると、理想の子どもの人数と実際の子どもの人数には乖離があります。実際の子どもの人数が、理想とする子どもの人数より少ない理由としては、教育費や保育料への不安が上位を占めており、次いで「年齢的に妊娠・出産が難しいから」、「仕事と子育ての両立が難しいから」が続いています。

図表10 理想とする子どもの人数 と 実際の子どもの人数（新潟県）



図表11 実際の子どもの人数が、理想とする子どもの人数よりも少ない理由（新潟県）



資料：新潟県「子ども・子育て支援に関する県民ニーズ調査」（平成25年度）

※今後新潟市調査結果に差替予定。

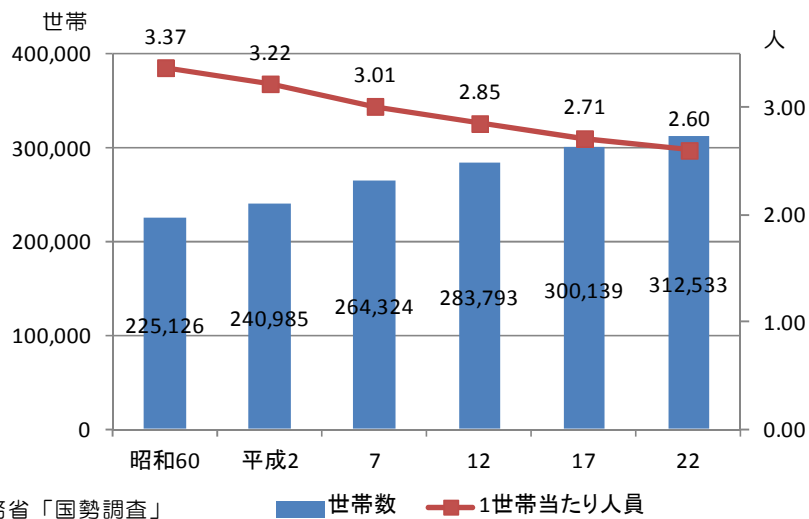
## (2) 世帯の状況

本市の世帯数は増加し続けていますが、一方で、世帯当たりの平均人員は減少し続けています。平成22年の世帯数と世帯当たりの平均人員を昭和60年と比べると、それぞれ、約8万7千世帯増、0.77人減となっています。

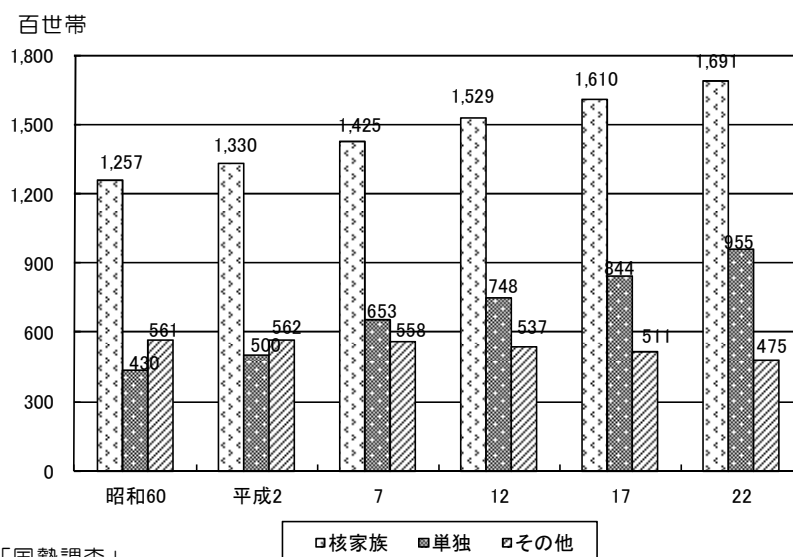
世帯の類型別にその推移を見てみると、核家族世帯が約4万3千世帯、単独世帯が約5万2千世帯それぞれ増加しています。構成別の世帯数の推移でも、夫婦のみの世帯が増加している一方、夫婦、子どもと親からなる世帯（3世代世帯）は減少しています。

また、18歳未満の子どもがいる世帯数は年々減少しており、少子化と世帯の小規模化が同時に進んでいることを表しています。

図表12 世帯数と1世帯あたり平均人員の推移（新潟市）

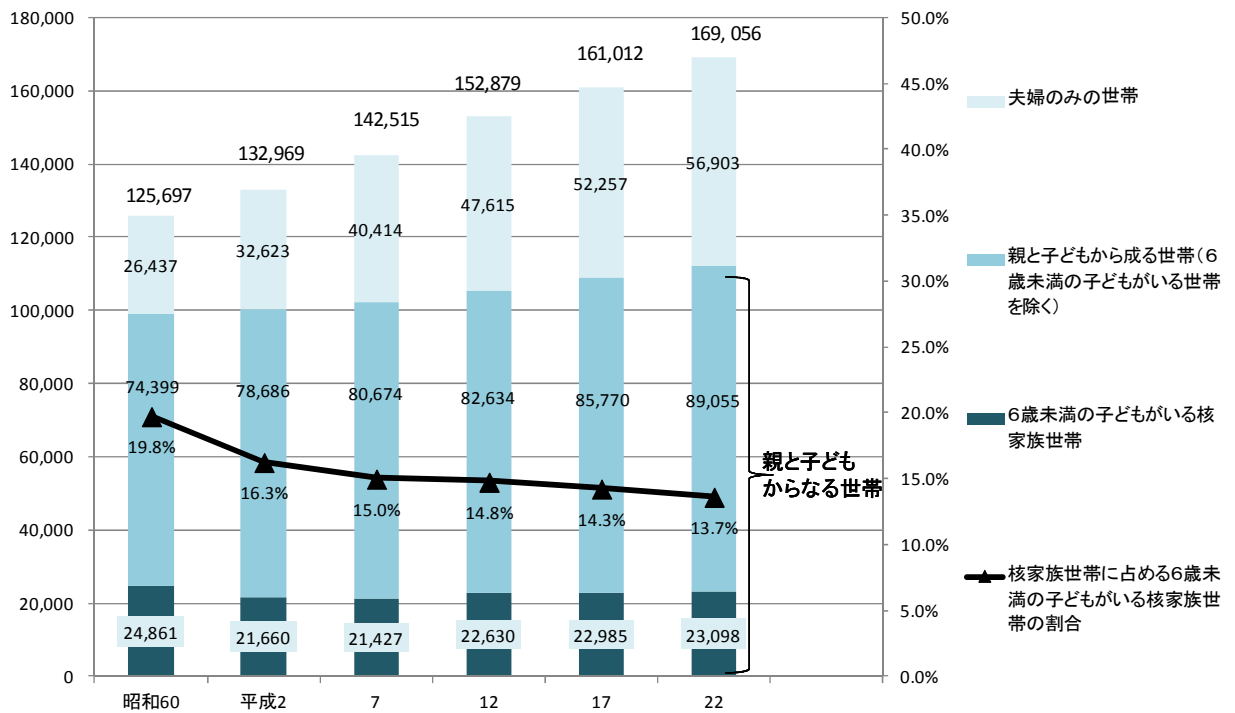


図表13 類型別世帯数の推移（新潟市）

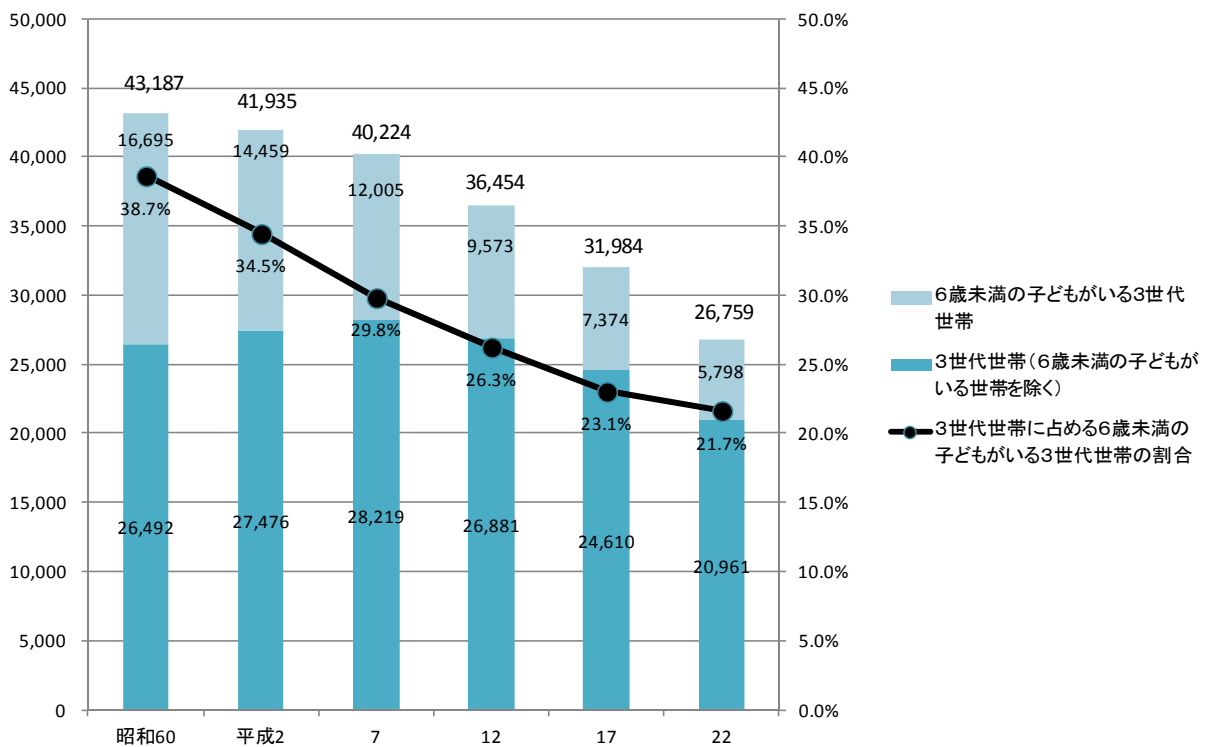




図表14 核家族世帯数の推移

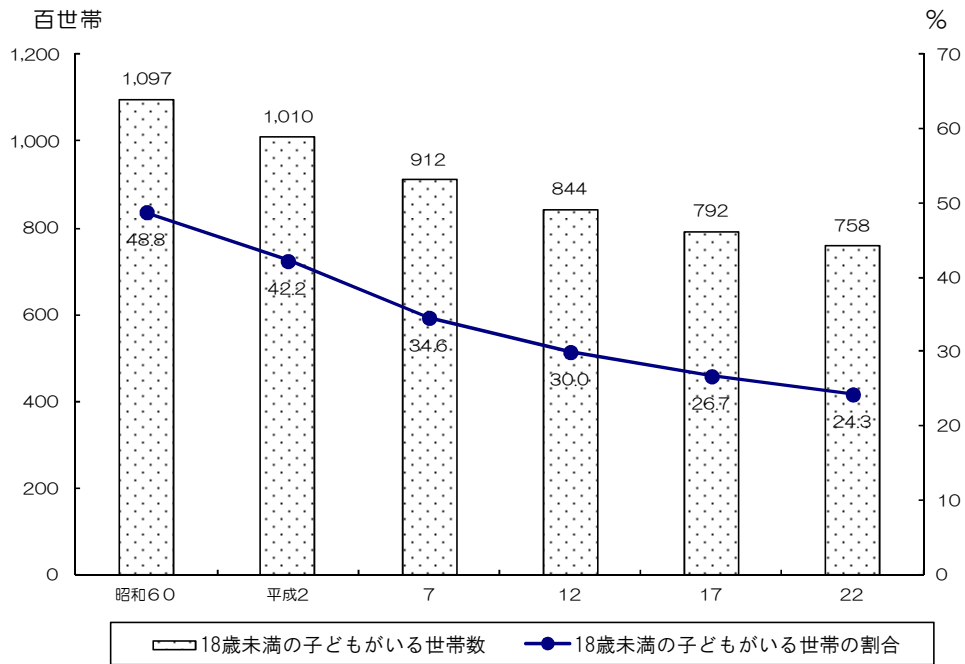


図表15 3世代世帯数の推移



資料：総務省「国勢調査」

図表16 18歳未満の子どもがいる世帯数の推移（新潟市）



資料：総務省「国勢調査」

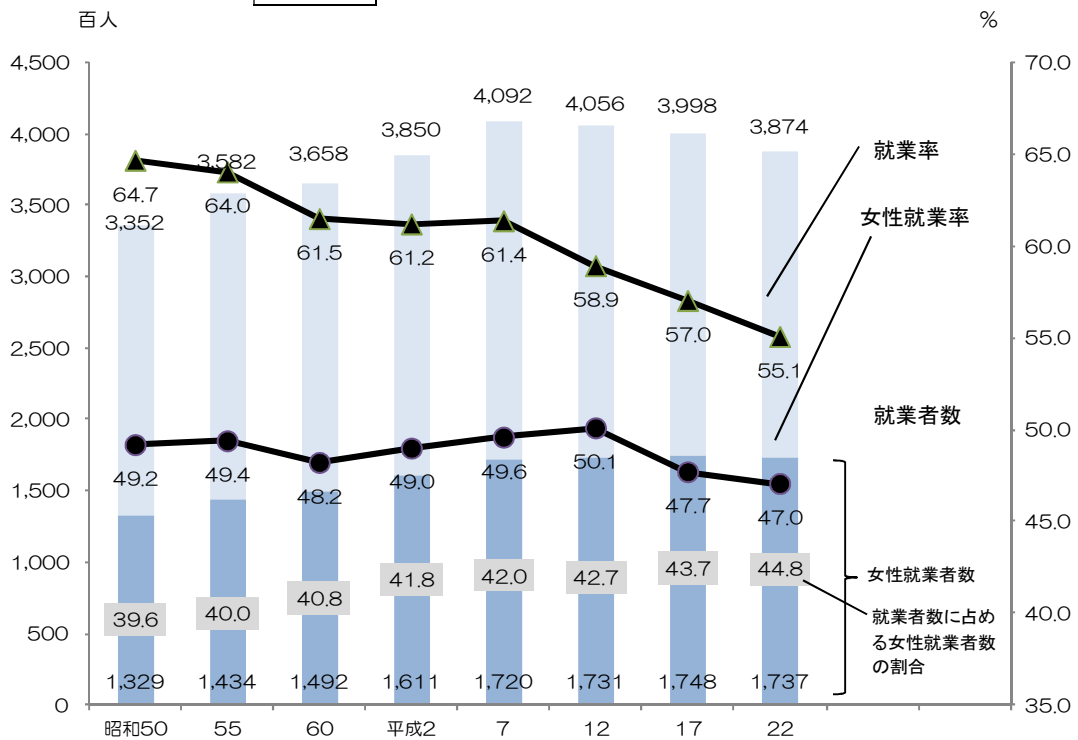
### (3) 就労の状況

#### ① 就業動向

本市の就業者数は平成7年をピークに減少傾向にあり、平成22年には約38万7千人となっています。就業率も下降傾向をたどっており、平成22年には55.1%となっています。

女性の就業者数も平成22年には、約17万4千人で、平成17年度と比べると約1千人減っていますが、本市の就業者全体に占める女性就業者の割合は増加しており、平成22年度では44.8%となっています。全体の就業者数が同期間において減っていることと比べると、女性の就業が進んでいると言えます。

図表17 就業者の推移（新潟市）



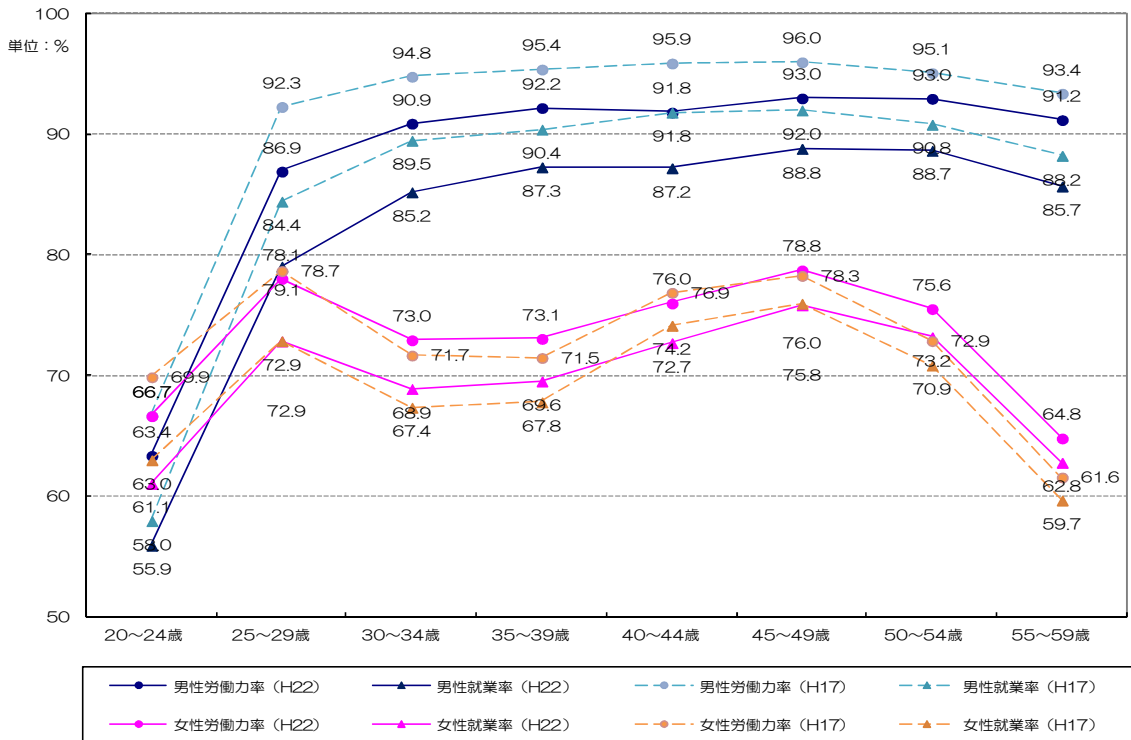
資料：総務省「国勢調査」

## ②年齢階級別就業状況

本市の年齢階級別就業率をみると、女性は30歳代を谷とする、いわゆるM字カーブを描いています。これは、結婚、出産、育児などの要因により一旦離職した女性が、子育てなどが一段落すると再び職に就くという傾向が背景にあるとされています。

平成17年から平成22年にかけて30代の女性就業率は増加しており、就業率と労働力率と比較すると、30代前半女性では約4%の差があることから、環境の整備を行うことにより就業率がさらに増加することが見込まれます。

図表18 年齢階級就業率および労働力率（新潟市）



資料：総務省「国勢調査」

### コラム2 「新潟市 子ども・子育て支援ニーズ調査」について

本市では、子ども・子育て支援新制度のもと、支援の充実に向けて、教育・保育施設や子ども・子育て支援事業の必要な量の見込みを算出し、本計画を策定するため、就学前児童の保護者の方、小学生の保護者の方を対象に「子ども・子育て支援ニーズ調査」を行いました。子育てでお忙しいなか、調査の趣旨をご理解くださり、ご協力いただきました方々に、あらためて感謝申し上げます。

#### 【調査の概要】

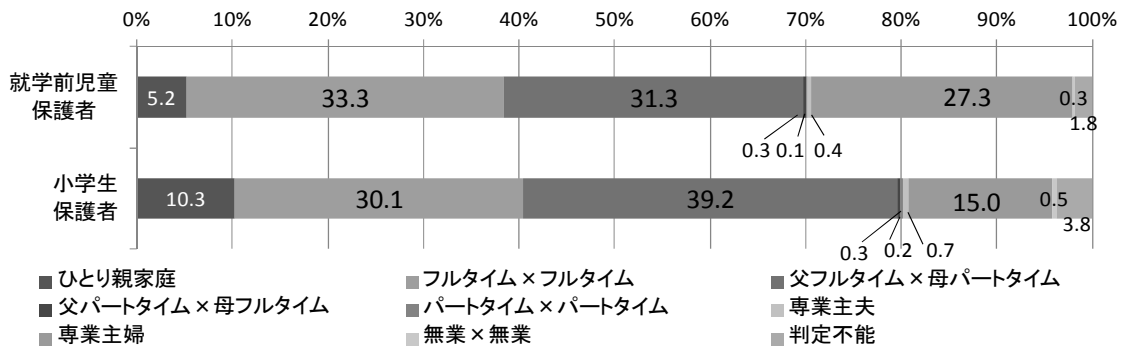
- 調査期間 平成25年10月28日～11月25日
- 就学前児童保護者 配付数：6,000人 回収数：3,353人（回収率 55.9%）
- 小学生児童保護者 配付数：6,000人 回収数：3,323人（回収率 55.4%）
- 調査内容 保護者の就労状況、定期的な教育・保育の利用状況・利用意向、子ども・子育て支援事業の利用状況・利用意向 など

### ③保護者の就労状況

平成25年10月から11月にかけて実施した「子ども・子育て支援ニーズ調査」により、就学前児童および小学生の保護者の就労状況を比較すると、子どもが小学生になると専業主婦（夫）家庭が減少し、共働き家庭が増えています。

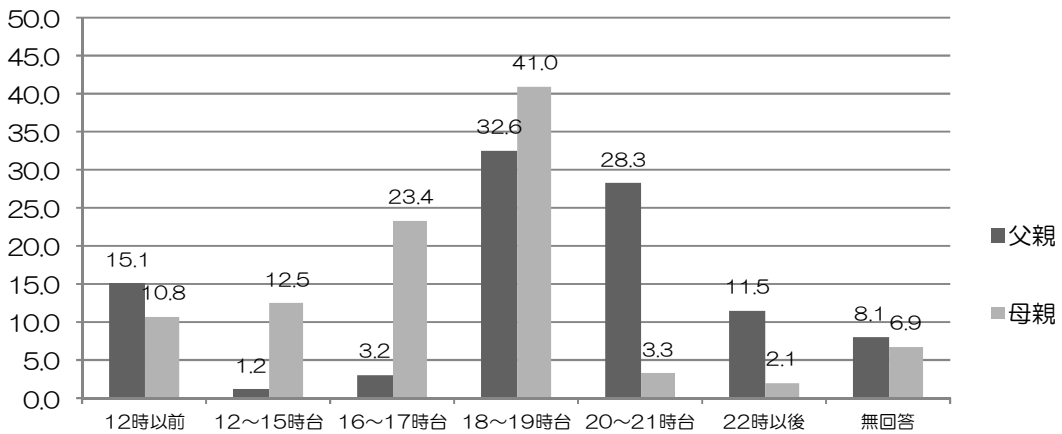
就労している保護者の帰宅時間は、母親は16～19時台に多く、父親は18時～21時台に多くなっています。

図表19 保護者の就労状況

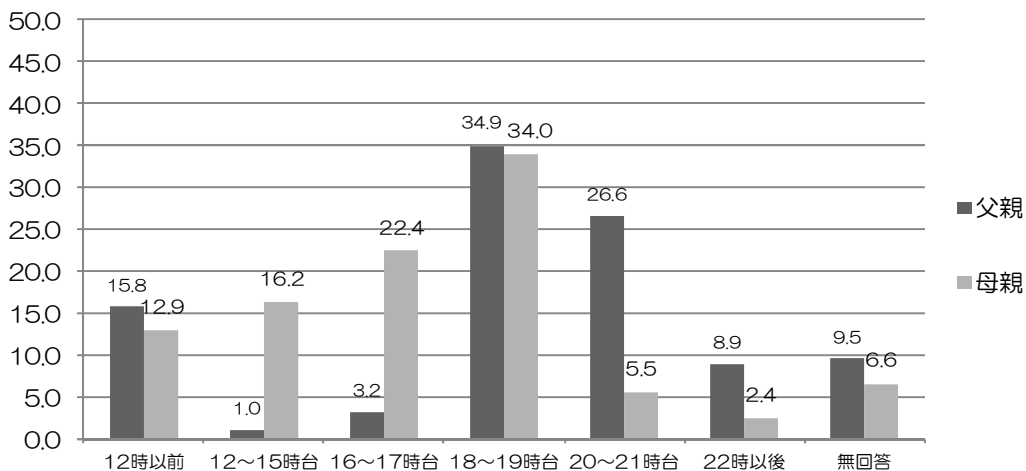


図表20 就労している保護者の帰宅時間（新潟市）

【就学前児童保護者】



【小学生保護者】

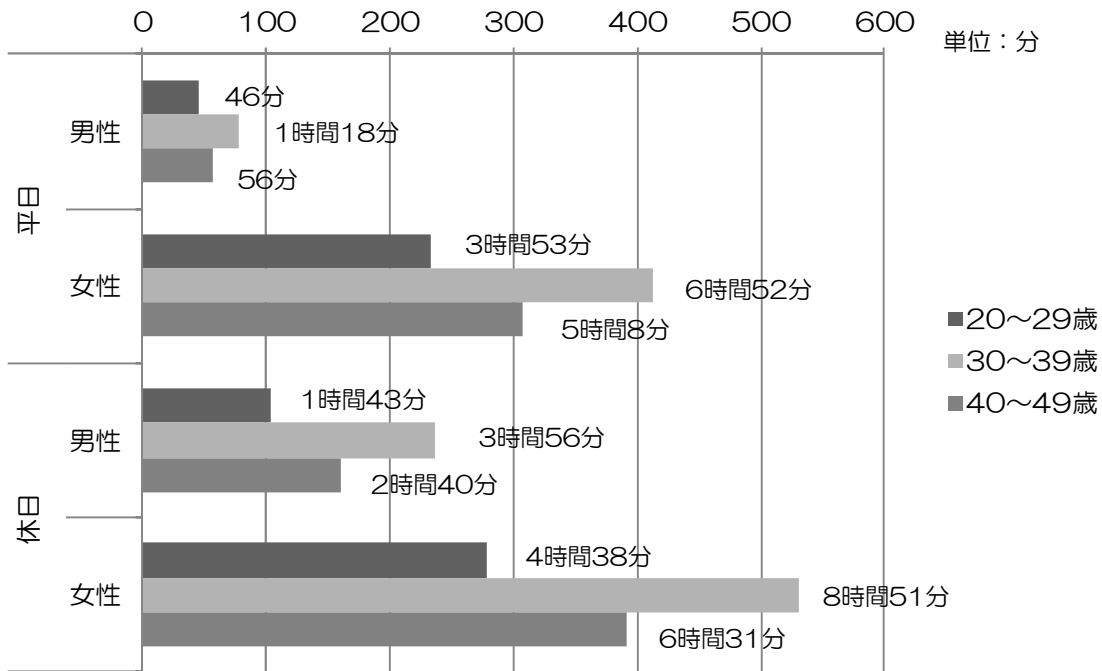


資料：新潟市「子ども・子育て支援ニーズ調査（平成25年度）」

家事、育児、介護などに従事する時間の平均は、主な子育て世代である30代が最も長くなっています。また、男女別にみると、いずれの年代でも、平日・休日問わず、女性の平均従事時間の方が男性の平均従事時間よりも倍以上長い状況です。

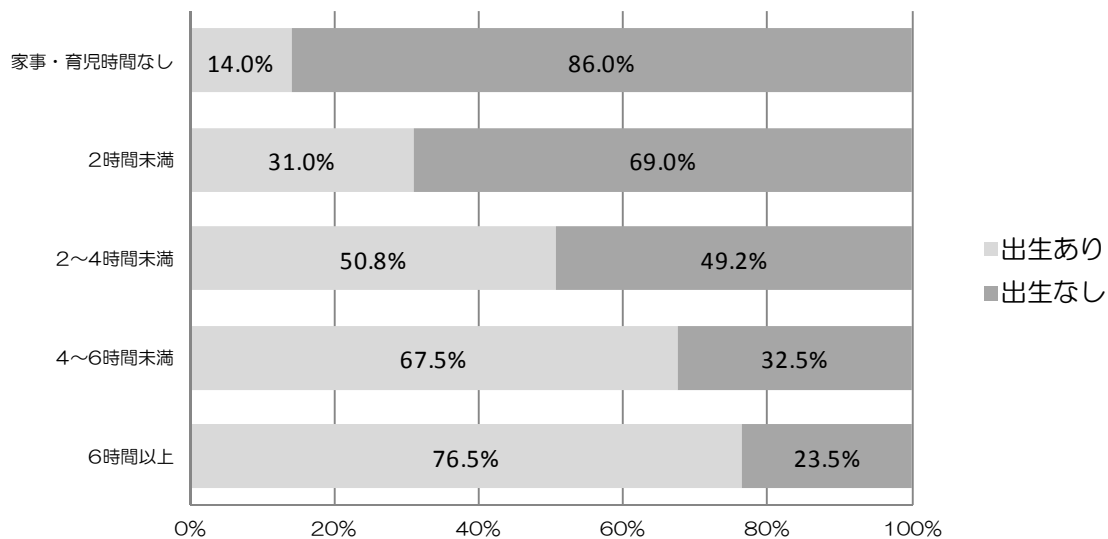
なお、子どもがいる夫婦を対象にした調査では、夫の休日の家事・育児時間が長いほど、第2子以降が出生する割合が高くなる傾向があります。

図表2-1 家事、育児、介護などに従事する時間平均（新潟市）



資料：新潟市「男女共同参画に関する基礎調査（平成21年度）」※今後平成26年度調査結果に差替予定。

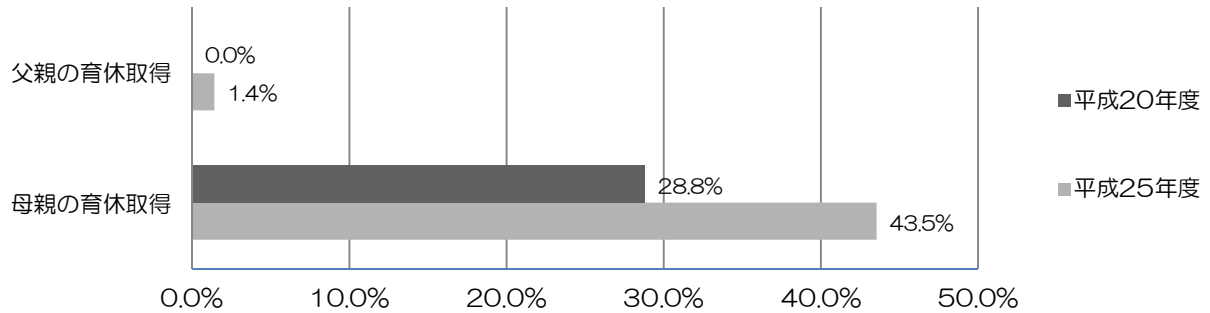
図表2-2 夫の休日の家事・育児時間別にみた第2子以降の出生状況（全国）



資料：厚生労働省「第11回21世紀成年者縦断調査（平成24年度）」

平成20年度と平成25年度における就学前児童の保護者の育児休業取得状況を比較すると、父親、母親いずれも取得率が増えています。ただし、父親の育児休業取得率は、まだ少ない状況です。

図表23 就学前児童保護者の育児休業取得状況（新潟市）

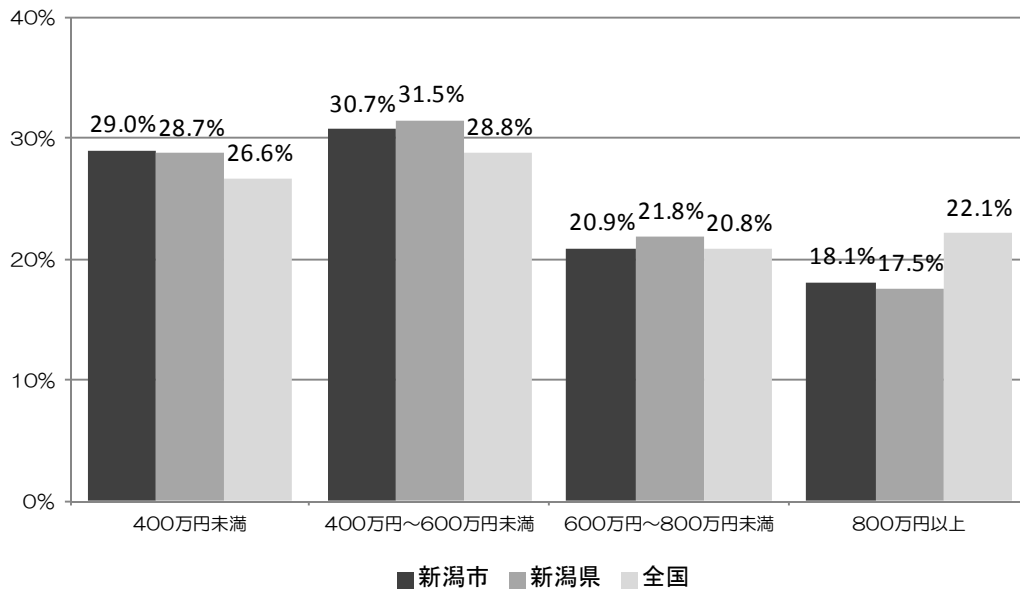


資料：新潟市「子育て支援ニーズ調査（平成20年度）」「子ども・子育て支援ニーズ調査（平成25年度）」

#### ④所得の状況

世帯主が15歳から49歳の世帯（単身世帯を除く）における世帯所得別の世帯割合を比較すると、本市は400万円未満の割合が県、全国よりも若干多くなっています。

図表24 世帯所得別割合の比較



※対象：世帯主が15歳から49歳の世帯（単身世帯を除く）

資料：総務省「就業構造基本調査（平成24年度）」

## (4) 子育てに関する意識・子どもの意識

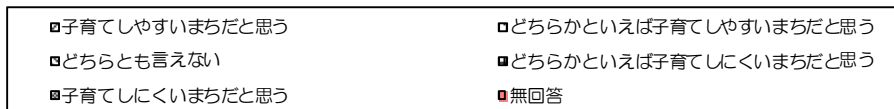
### ① 子育てに関する意識

「新潟市子育て市民アンケート」では、本市の子育て環境への評価について、「子育てしやすいまち」「どちらかといえば子育てしやすいまち」という評価は年々増加する傾向にありますが、「どちらかといえば子育てしにくいまち」「子育てしにくいまち」と感じている人も平成25年度では約2割います。

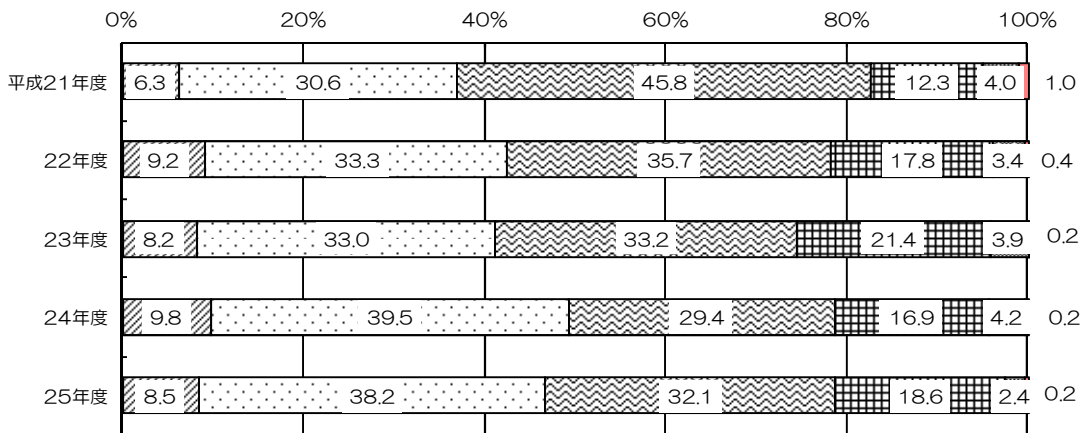
また、「子ども・子育て支援ニーズ調査」では、住んでいる地域の子育ての環境や支援について、満足している割合よりも、満足していない割合の方が多くなっています。

同調査では、子育てを「楽しい、やや楽しい」と感じている人の割合は7割超であり、子育てに不安、負担を感じるものが「少ない、やや少ない」人が「多い、やや多い」人を上回っています。また、就学前児童の保護者では、「楽しいと感じることはやや多く、不安、負担を感じることは多くも少なくもない」という回答が最も多く、小学生の保護者では「楽しいと感じることが多く、不安、負担を感じることは少ない」という回答が最も多くなっています。

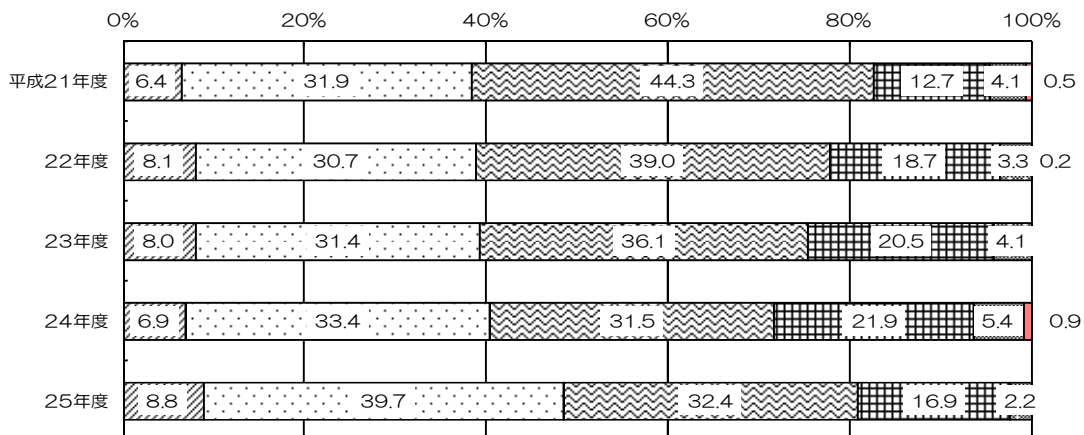
図表25 本市の子育て環境への評価



#### 【就学前児童保護者】



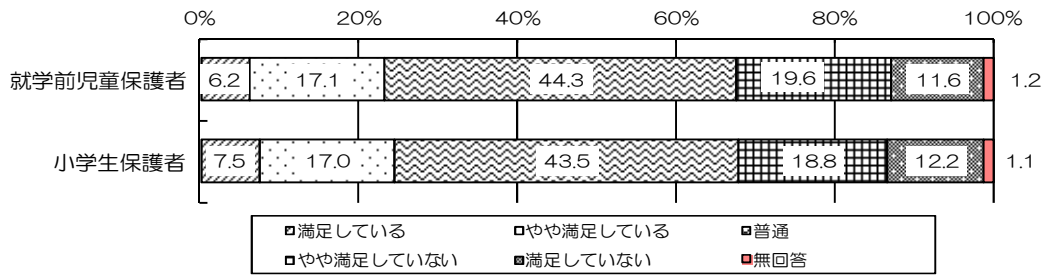
#### 【小学生保護者】



資料：新潟市「子育て市民アンケート」

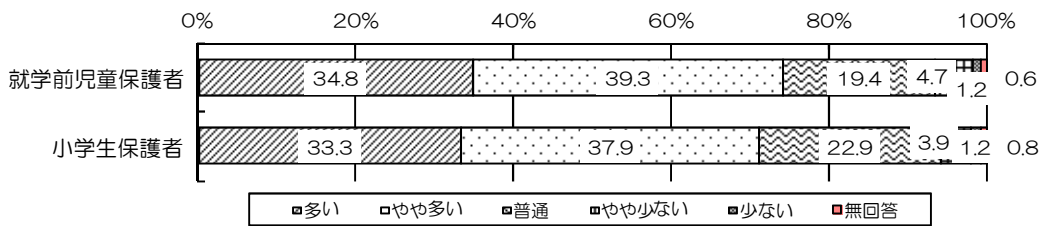


図表26 住んでいる地域の子育ての環境や支援についての満足度

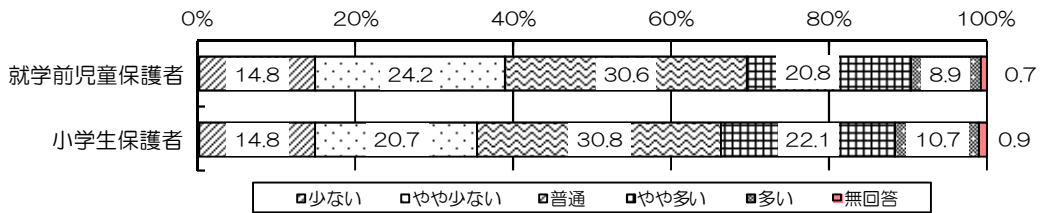


図表27 子育てについて感じること

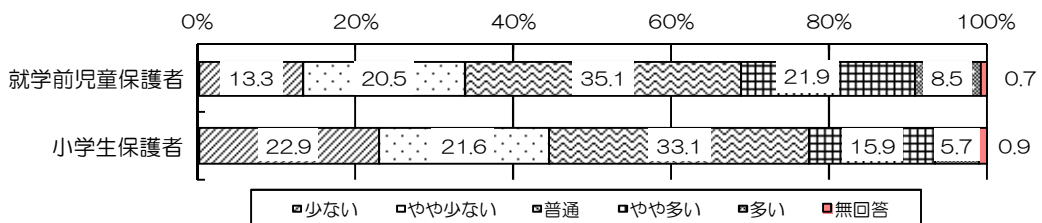
【①楽しいと感じる】



【②不安を感じる】



【③負担を感じる】



【①-②-③】

- ①楽しいと感じることが……「1」-少ない、「5」-多い
- ②不安を感じる……「1」-多い、「5」-少ない
- ③負担を感じる……「1」-多い、「5」-少ない

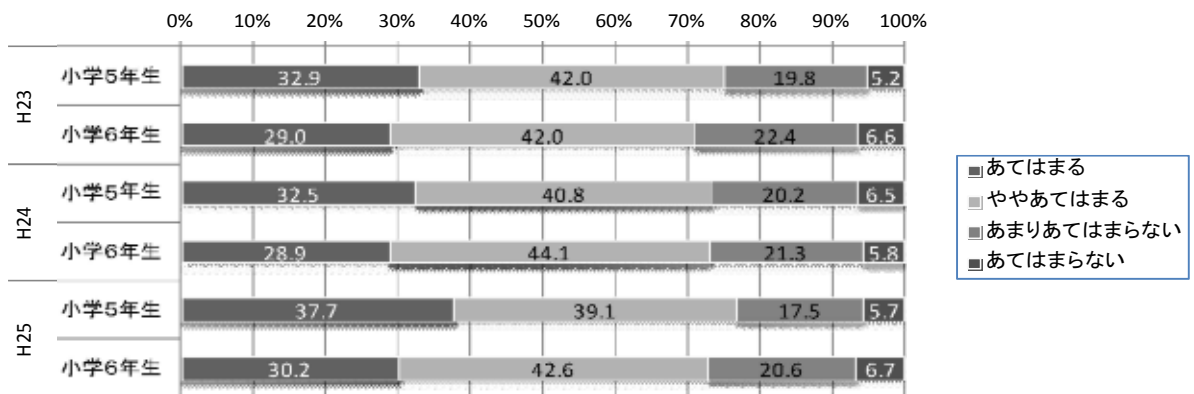
就学前児童保護者	①-②-③	回答割合	小学生保護者	①-②-③	回答割合
最も多い回答	4-3-3	7.0%	最も多い回答	5-5-5	7.5%
2番目に多い回答	5-5-5	5.3%	2番目に多い回答	3-3-3	6.4%
3番目に多い回答	3-3-3	4.3%	3番目に多い回答	4-3-3	5.9%

資料：新潟市「子ども・子育て支援ニーズ調査（平成25年度）」

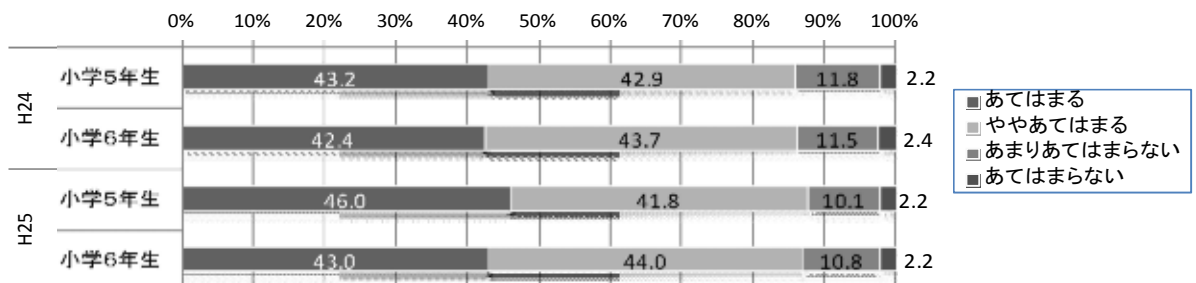
## ②子どもの意識

一方子どもの意識について、小学5、6年生に対する「新潟市生活・学習意識調査」の結果をみてみると、学年が上がるにつれて自己評価が厳しくなる傾向があるものの、7割以上が自分に良いところがあると認め、8割以上は他者への思いやり、将来に夢をもっているという回答をしています。同学年の結果を経年比較すると、自分にはよいところがあるという児童は、平成25年度には23年度より、いずれも増加しています。友だちのよいところを見つけたり、友だちが落ち込んでいるとき励ましたりしているという児童は、平成24年度から25年度で増加しています。また、将来の夢やつきたい仕事があるという児童も、平成23年度から25年度にかけて増加しています。

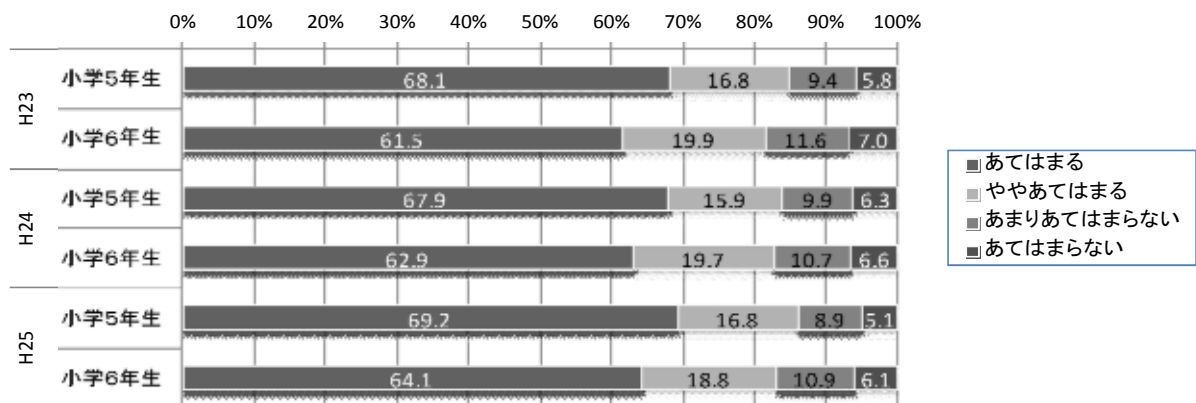
図表28 自分にはよいところがある（新潟市）



図表29 友だちのよいところを見つけたり、友だちが落ち込んでいるとき励ましたりしている（新潟市）



図表30 将来の夢やつきたい仕事がある（新潟市）



資料：新潟市「生活・学習意識調査」

(5) 主な子ども・子育て支援施策の取り組み状況

本市ではこれまで、子どものすこやかな育ちを支援するため、保育園待機児童ゼロの堅持をはじめとして子ども・子育て支援の環境整備を行ってきました。主な取り組み内容は次のとおりです。

【図表3-1】 主な子ども・子育て支援施策の取り組み状況

政令市移行後（平成19年度）から平成21年度までの取り組み	すこやかな未来アクションプラン後期計画期間				
	H22	H23	H24	H25	H26
<p><b>子どもたちのすこやかな育ちの支援</b></p> <p><b>安心して子どもを産み育てられる環境の整備</b></p> <p><b>保育園待機児童ゼロの堅持（平成18年度～）をはじめとした子ども・子育て支援の環境整備</b></p>					
<p>平成19年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●こにちは赤ちゃん訪問を全戸訪問事業として開始</li> <li>●児童相談所の開設</li> <li>●児童虐待防止対策協議会の設置</li> </ul> <p>平成20年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●男性の育児休業取得奨励金の開始</li> </ul> <p>平成21年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●妊婦健康診査の助成回数を拡大</li> <li>●発達障がい支援センター開設</li> <li>●子ども医療費助成の入院助成を小学6年生、通院助成を小学3年生まで対象</li> <li>●にいがたっすこやかパスポート事業の開始</li> <li>●すこやか未来アクションプラン後期計画を策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●こどもショートステイ事業を開始</li> <li>●子ども手当の支給（定額）</li> <li>●子育てなんでも相談センターきらきらの開設支援</li> <li>●地域子育て支援センターを全市域で実施</li> <li>●ひとり親家庭等講習会の実施</li> <li>●ファミリーホーム、自立援助ホームの開設支援</li> <li>●東区において子どもの健全育成事業（学習支援）を開始</li> <li>●保育園再編後期実施計画を策定</li> <li>●第2次男女共育多面行動計画を策定</li> <li>●イクメン・カジダン写真コンテストを開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●私立幼稚園すこやか補助金の創設</li> <li>●高等学校入学準備金貸付事業を開始</li> <li>●ひとり親家庭等在職就業支援事業を開始（～平成26年度）</li> <li>●障がい児放課後支援事業＜夏休み限定型モデル事業＞を開始</li> <li>●巡回支援専門員整頓事業を開始（幼児の発達障がいに関する相談）</li> <li>●ワーク・ライフ・バランスに関する講演会の開催</li> <li>●父親の子育て参画のためのイベント「にいがたっすこやかまつり」を開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●不妊に悩む方への特定治療支援事業の助成金額を拡充</li> <li>●24時間保育園開設</li> <li>●子どもの入院医療費助成の対象を中学校卒業まで拡大</li> <li>●新規児童手当の支給</li> <li>●ファミリー・サポート・センター事業を全市域で実施</li> <li>●民間事業者との提携によりにいがたっすこやかパスポートの事業強化</li> <li>●児童扶養手当の支給要件に裁判所からの保護命令を受けている方も追加</li> <li>●県とともに県立児童自立支援施設の改築整備を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●病児デイサービス施設を拡大</li> <li>●一時預かり拠点園実施園を拡大</li> <li>●ひまわりクラブにおける高学年受入モデル実施</li> <li>●子ども3人以上世帯の子ども医療費助成対象を高専学校卒業まで拡大</li> <li>●幼稚園の第3子無償化（同時在園の場合）</li> <li>●いくとびあ食花内に子ども創造センター開設</li> <li>●乳児院の新設整備を開始</li> <li>●児童発達支援センターの新設整備を開始</li> <li>●療育教室、専門医による発達相談を全区で実施</li> <li>●発達支援コーディネーター養成研修を実施</li> <li>●市民団体との協働によりワーク・ライフ・バランスに関する勉強会を開催</li> <li>●兩利職を目指す女性のためのスキルアップセミナーを開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●食物アレルギーに係る専任調理員を配置</li> <li>●放課後児童クラブの地域主体運営モデル実施</li> <li>●幼稚園、保育園における第3子以降の保育料の無償化対象を拡大</li> <li>●発達支援コーディネーター養成研修修了者へのフォローアップ研修の実施</li> <li>●男性の育児休業取得奨励金の拡充、啓発シンポジウム、子育てしやすい職場環境整備のための企業コンサルタントの実施</li> </ul>

※平成15年以降の主な取り組みの流れは2ページ以降にも記載。

# 第2章 計画の基本的な考え方

## 1 計画の体系

図表3-2 体系のイメージ



## 2 基本理念



本市は「子ども・家庭・地域に笑顔があふれるまち にいがた」を基本理念として掲げ、本計画を推進することにより、「すべての子どもが地域のなかですこやかに育つまち」「一人ひとりの妊娠、出産、子育ての希望が叶うまち」「子どもと子育てが地域を結ぶまち」の実現を目指します。

子どもたちのすこやかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、地域社会の活力につながる、重要な未来への投資、未来への希望です。すべての子どもがすこやかに暮らし、育つことは私たちの願いであり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

子ども・子育て支援は、「保護者が子育てについての第一義的責任を持つ」という基本的認識を前提としつつ、保護者の育児を肩代わりするものではなく、男女ともに保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、保護者としての成長を支えて、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくものです。

このような支援によって、より良い親子関係が形成され、子どものすこやかな育ちにつながるという理解のもと、社会を構成する一人ひとりが、自らの役割と責任を自覚し、連携しながら取り組んでいく必要があります。

また、それらの支援は、「子どもへの支援」や「子育て家庭への支援」など対象を単独として行われるものではなく、それぞれが密接に、かつ連動して行われなければなりません。

さらに、本市においてこれまで培われてきた地域の絆、市民力といった強みを生かしながら、子どものすこやかな育ちと子育てを、地域を含めた社会全体で支えることは、地域の新たな支え合い、助け合いの仕組みづくりやさらなる地域力の向上につながります。

このように、地域及び社会全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、保護者の不安や負担を和らげ、子育てをより楽しいと感じ、希望する人数の子どもを安心して産み育てられ、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもを含めたすべての子どもが大事にされ、すこやかに成長し、自己実現を図ることができるよう取り組むことが、「子どもの最善の利益」の実現につながります。

### 3 目指すそれぞれの姿

基本理念で示す「まち」を実現することによって目指すそれぞれの姿は次のとおりです。

#### 子どもは・・・

- ◎ 保護者の適切な関わりや質の高い教育・保育などを通じて、自分が愛されていると実感し、ありのままの自分を受け入れ、周りを慈しむ優しい心が育まれ、一人ひとりがかけがえのない存在となっています。
- ◎ 様々な体験に感動や喜びを感じ、考え、判断し、行動して課題を解決する「自ら生きる力」を身につけています。
- ◎ 多くの人々とのふれあいや同年代の子どもとの集団生活を通じて、他者との違いを理解し、それぞれの個性を尊重しながら、他人との協調や思いやり、互いに信頼し助け合う人間関係を築く「共に生きる力」を育んでいます。
- ◎ 自分のまちに親しみや愛着を持ち、将来に夢や希望を描き、心豊かにいきいきと育っています。

#### 保護者は・・・

- ◎ 周囲の様々な支援を受けながら、家庭を大切にし、子どもに愛情を注ぎ、子どもの成長に感動しながら、家族で協力して子育てを楽しむとともに、保護者自身も成長することに喜びを感じ、一人ひとりが望む妊娠、出産、子育てができています。
- ◎ 就労を希望する人が仕事と子育てを両立でき、父親が育児に積極的に関わるなど、男女ともにしっかり子どもと向き合っています。
- ◎ 男女ともに、保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち、連携して、地域の子ども・子育て支援に役割を果たしています。

### 地域は・・・

- ◎ 地域の人々や団体が子どものすこやかな育ちに配慮し、子どもの活動を支援し、子どもと子育て家庭を見守っています。
- ◎ 「地域の子どもは地域で育てる」という考えのもと、人々が子どもの模範となる行動をしているとともに、交流の機会と場がつくられ、互助・近助といった支え合い、助け合いが実践され、活気にあふれています。

※「地域の人々や団体」とは、隣近所をはじめ、市民活動・地域活動者、自治会、コミュニティ協議会、民生委員児童委員、NPOなどをイメージしています。

### 学び・育ちの施設は・・・

- ◎ 子どものすこやかな育ちのための良質な環境を整え、適切な支援を行うとともに、地域における子ども・子育て支援の中核的な役割を担っています。

※「学び・育ちの施設」とは、幼稚園、保育園、認定こども園、学校、放課後児童クラブ、児童養護施設をはじめとした社会的養護施設など、子どもが学び、成長するための場を提供する教育施設、児童福祉施設などをイメージしています。

### 企業・事業主は・・・

- ◎ 男女ともに、一人ひとりが安心して働き、意欲や能力を十分に発揮しつつ、仕事と子育てを両立できる職場環境を整えています。
- ◎ それぞれの分野における事業活動に加え、地域の一員として、地域の活動に参加したり、市の子ども・子育て支援施策に協力するなど、様々な活動を通じて、子どものすこやかな育ちを支援しています。

### 行政は・・・

- ◎ 公的な子ども・子育て支援施策を推進しながら、市民の意見を把握し、ニーズに応じた支援の質・量を充実するとともに、効果的な情報発信を行っています。
- ◎ すべての市民、団体、企業・事業主など子どもを取り巻く関係者の連携にかかる中心的役割を担い、総合的な調整機能を発揮してその活動を支えています。

## 4 基本方針

### (1) 子どものすこやかな育ちを守り、支える

- 人にとって乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。
- おおむね1歳までの乳児期は、保護者との愛着形成により、情緒的な安定が図られ、身体面の著しい成長が見られる時期です。その様々な行動や欲求に、身近な大人が積極的に関わることで、他者に対する基本的信頼感が芽生え、成長が促されます。
- おおむね3歳までの幼児期は、人や物との関わりを広げ、行動範囲を拡大させていく時期です。自分を見守ってくれる大人の存在により、安心感を得るとともに、自発的に活動することで、主体的に生きていく基盤となり、また、徐々に人間関係を広げ、社会性を身につけはじめます。
- おおむね3歳以上の幼児期は、自我や主体性が芽生えるとともに、人間関係の面でも日々急速に成長する時期です。多様な活動を経験し、豊かな感性と好奇心、探究心や思考力が養われ、それらがその後の生活や学びの基礎となります。
- 学童期は、乳幼児期に培われた心情や基本的な生活習慣などを土台として、生きる力を育むことを目指し、成長も著しい時期です。学校教育とともに、様々な体験、交流活動のための十分な機会を提供し、放課後などにおける子どもの健全な育成にも適切に配慮することが必要です。
- こうした子どもの段階や個人差に留意し、一人ひとりが、かけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感を持って育まれるとともに、子ども同士が集団の中で育ち合うことができるよう、良質で適切な環境を整え、すべての子どもの「生きる力」を伸ばし育むとともに、そのすこやかな育ちを等しく保障する施策を推進します。

#### 施策分野1

#### 子どもがすこやかに育つ環境づくり

幼稚園、保育園、認定こども園、放課後児童クラブなどが安全で、安心して過ごせる居場所となり、それぞれの成長に応じた適切な教育・保育、集団生活での育ち合いを通じて、子どもが、自尊感情や自己肯定感、周りを慈しむ心を育み、一人ひとりが将来に夢や希望、目標を描き、それを実現するための「力」を身に付けるための土台を構築できるように、すべての子どもがすこやかに育つ環境づくりを進めます。

- |       |                            |
|-------|----------------------------|
| 基本施策1 | 幼児期の教育・保育の充実と幼保小連携の取り組みの推進 |
| 基本施策2 | 放課後対策の総合的な推進               |
| 基本施策3 | 障がいのある子どもへの支援の充実           |



## (2) 子育て家庭の暮らしと安心を支える

- 結婚年齢の上昇などに伴い、高齢出産の割合が高くなっており、不妊治療を受ける方も増加しています。また、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、親自身が出産前に乳幼児とふれあう経験が少なくなっていることなどに加え、昨今の経済状況を背景とした共働き家庭の増加やひとり親家庭の増加など家庭を取り巻く環境の変化によって、就労の有無や状況にかかわらず、妊娠、出産、子育てに関する負担や不安、孤立感が高まっています。
- 一人ひとりが希望する妊娠・出産・子育てを実現できるよう、若い世代に対する妊娠・出産の正しい知識の普及啓発、母子の健康管理など妊娠、出産への支援、的確な助言ができる相談機関、リフレッシュのための一時預かり、保護者同士が交流できる場の整備など精神的な安定を図る環境の整備に加え、子育てに対する経済的支援、ひとり親家庭の自立支援など、様々な施策に引き続き取り組みます。
- 子育てに関する不安や負担の要因は様々であり、行政による取り組みに加え、地域の子育て支援団体や、元気な高齢者世代など市民力・地域力を結集し、連携しながら、母子ともに健康に過ごせる支援、困難を抱える子育て家庭の支援など、多様な場面で、きめ細かな支援を提供できる環境を整えることが必要です。
- また、環境を整備するだけでなく、支援が必要なときに、適切なサービスを利用できるような情報発信も重要です。
- 男女ともに保護者がしっかり子どもと向き合い、子どもの成長に喜びや生きがいを感じながら子育てし、保護者自身も成長できるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、負担や不安、孤立感を和らげる施策を推進し、妊娠、出産、子育ての一貫した「切れ目ない支援」を推進します。

### 施策分野2

### 安心して妊娠、出産、子育てができる環境づくり

妊娠、出産、子育てに関する負担や不安、孤立感を軽減し、一人ひとりが安心して、希望する人数の子どもを産み育てられ、男女ともに保護者がしっかりと子どもと向き合い、子どもの成長に喜びや生きがいを感じながら子育てを楽しみ、子どもの育ちを支えることができる環境づくりを進めます。

- |       |                    |
|-------|--------------------|
| 基本施策4 | 子どもがすこやかに育つ母子保健の充実 |
| 基本施策5 | 精神的負担、不安を軽減する支援の充実 |
| 基本施策6 | 経済的な負担軽減施策の充実      |
| 基本施策7 | ひとり親家庭の自立支援の推進     |

### (3) すべての人々が子どもと子育てに関わりを持ち、連携して支える

- 子どものすこやかな育ちのためには、保護者、地域、学び・育ちの施設、企業・事業主、行政、その他社会のあらゆる分野における構成員が、子どもの育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。
- 子どもの学び・育ちの施設においては、子どもが安全に安心して活動、生活できるとともに、施設関係者が、一人ひとりの子どもと向き合い、その成長を支援できる環境を整えなければなりません。また、地域に開かれ、地域と共にある施設となるようにすることも大切です。
- 隣近所をはじめ、市民活動・地域活動者、自治会、コミュニティ協議会、民生委員児童委員、NPOなど地域の人々や団体が、子どもの活動支援や見守り、保護者の気持ちに寄り添って支えるとともに、保護者自身も地域の人々とのつながりを持ち、連携することで、地域において支え合う「互助」や隣近所が支え合う「近助」を拡大・強化し、地域の子どもの地域コミュニティの中で育てることが必要です。また、このことを通して、子どもが地域に親しみと愛着を持って育ち、地域に活気があふれ、さらなる地域力の向上につながります。
- 企業・事業主においては、子育て中の労働者が男女を問わず子どもに向き合えるよう、労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるような雇用環境の整備を行うことが重要です。あわせて、本来の事業活動に加え、地域活動や市の施策に協力するなど様々な活動により、子ども・子育てを支援することも求められます。
- 行政は、このように各々が連携しながら、それぞれの役割を果たせるよう、その中心的役割を担い、総合的な調整機能を発揮してそれぞれの活動を支えるとともに、市民の意見を把握し、ニーズに応じた子ども・子育て支援を質・量ともに充実させ、効果的な情報発信を行い、気運の醸成を図るなど、一人ひとりの妊娠、出産、子育てに関する希望が叶えられ、すべての子どもがすこやかに成長できる社会の実現に向けた施策を推進します。

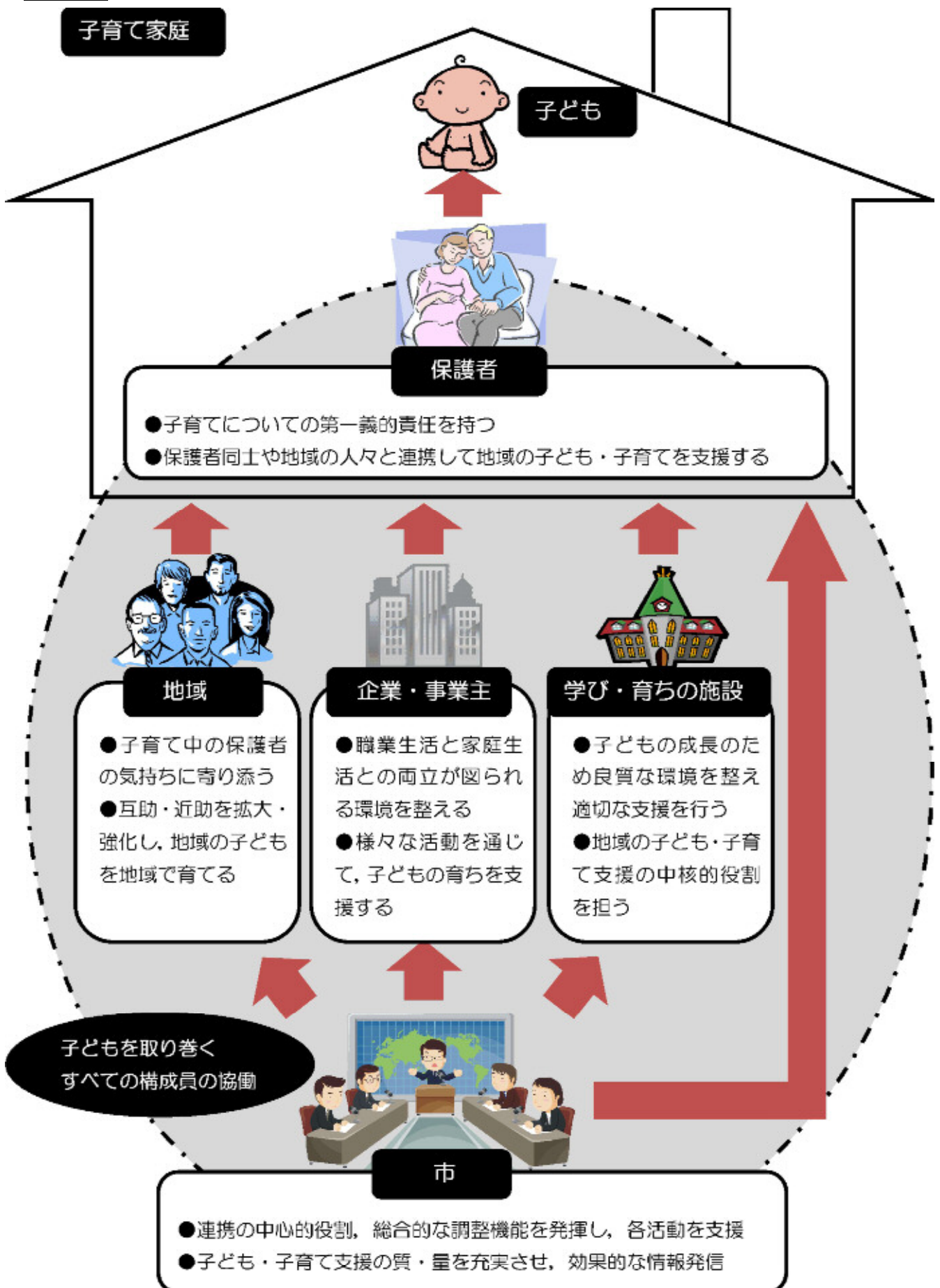
### 施策分野3

### 社会全体で子どもを大切にする環境づくり

子育ては保護者がその第一義的責任を持つと同時に、次代の担い手を育成するという営みであることから、社会のあらゆる分野における構成員が、子どもの育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことにより社会全体で子どもを大切にする環境づくりを進めます。

- 基本施策8 ワーク・ライフ・バランスの推進と子ども・子育てを応援する機運の醸成
- 基本施策9 児童虐待防止と要保護児童等対策の充実
- 基本施策10 社会的養護体制の充実

図表3-3 役割のイメージ



## 第3章 計画に基づく事業内容

### 1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法及び法に基づく基本指針において、市町村が子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、「教育・保育提供区域」を設定し、「教育・保育提供区域」ごとに、幼稚園、保育園、認定こども園といった「教育・保育施設」などについて、必要な量の見込みを算出し、提供体制の確保の内容とその実施時期を示すこととされています。

本市においては、市政のメインステージであり、それぞれが主体となり、特色あるまちづくりを進めてきた8つの行政区を基本的な「教育・保育の提供区域」とすることで、区の特徴、実情に合わせて、住民に身近なサービスを提供しながら、魅力あるまちづくりにつなげていきます。

ただし、事業によっては、ニーズや提供体制が広域的、統一的であることから、全市域を提供区域に設定します。

図表34 各区の概況

区名	世帯数 (H25)	人口		教育・保育施設数 (H26)
		(上段：H25 下段：H31 見込み)	0-5歳人口 6-11歳人口	
北区	27,584世帯	77,472人	3,699人	28施設
		76,260人	3,423人	
東区	58,131世帯	139,008人	6,837人	45施設
		138,353人	6,776人	
中央区	82,687世帯	175,287人	8,561人	60施設
		179,815人	8,708人	
江南区	25,435世帯	69,663人	3,701人	28施設
		69,475人	3,610人	
秋葉区	28,101世帯	78,364人	3,725人	26施設
		77,212人	3,603人	
南区	15,017世帯	46,838人	2,165人	17施設
		44,960人	2,000人	
西区	64,655世帯	157,102人	7,967人	49施設
		158,725人	7,804人	
西蒲区	19,615世帯	60,847人	2,432人	22施設
		57,561人	2,183人	
新潟市計	321,225世帯	804,581人	39,087人	275施設
		802,361人	37,936人	

## 2 施策分野ごとの事業内容

### 施策分野1 子どもがすこやかに育つ環境づくり

#### 基本施策1 幼児期の教育・保育の充実と幼保小連携の取り組みの推進

##### これまでの取り組みと成果

- ◎ 本市では、乳幼児期における多様な教育・保育ニーズに対応するため、前計画である新潟市次世代育成支援対策行動計画「すこやか未来アクションプラン」及び、新潟市保育園再編計画における各種施策の基本的方向や実施目標などに基づき、取り組みを進めてきました。

教育分野については、市立幼稚園の運営のほか、私立幼稚園及び新潟市私立幼稚園協会が実施する事業に係る経費に対し補助金を交付し、幼稚園における幼児教育を充実させ、幼児のすこやかな成長を支援してきました。

保育分野については、増加を続けている入園児童数への対応として、施設整備を積極的に行うことにより定員を拡充し、平成18年度から待機児童ゼロを堅持するとともに、乳児保育・休日保育などの多様な保育サービスを拡充してきました。

また、各種職員研修の実施や、食物アレルギー対応の強化、そして1歳児に対する保育士配置基準を国基準より手厚く（国基準：おおむね6:1⇒市基準：おおむね3:1）することを条例で明記するなど、子どものすこやかな成長を図るため保育の質の向上に取り組んできました。

##### ○保育事業…

H21:定員 17,950 人（待機児童 0 人）⇒ H26：定員 20,035 人（待機児童 0 人）

##### ○乳児保育事業… H21：190 園 ⇒ H26：213 園

##### ○休日保育事業… H21：5 園 ⇒ H26：10 園

##### ○早朝・延長保育事業… H21：193 園 ⇒ H26：222 園（全園）

##### ○私立幼稚園すこやか補助金…

H23 私立幼稚園への各種補助金を統合し創設（H26：41 園（全園）に補助）

##### ○保育園における食育の取り組み…

・「食育の日」の啓発 H21：195 園 ⇒ H25：200 園

・アレルギー児の対応 H26：222 園（全園）

H26：専任調理員の配置を新規開始（133 園）

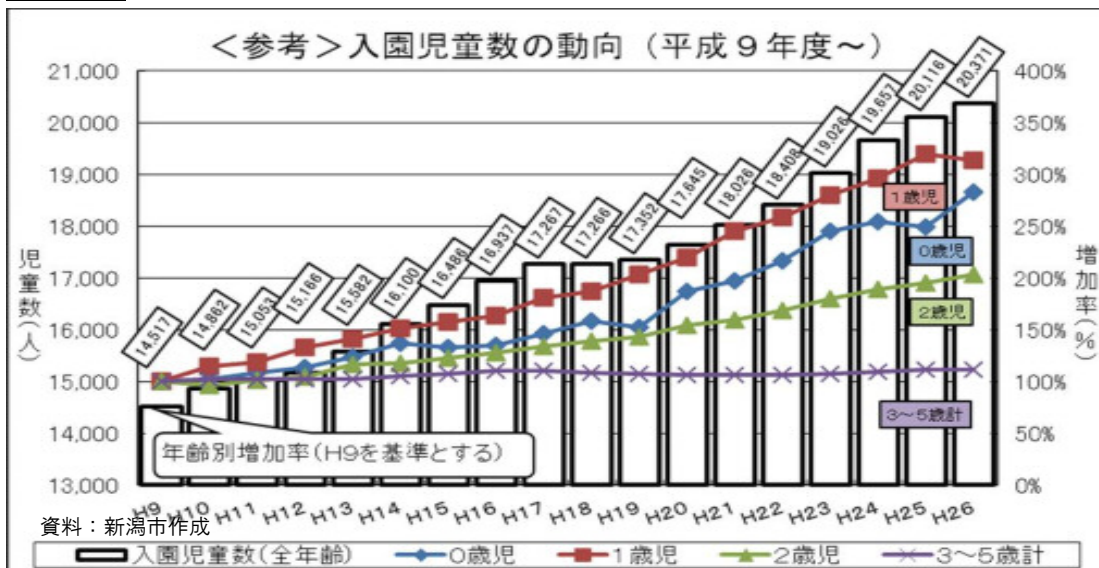
##### ○歯科保健関連事業…

・フッ化物（フッ素）洗口 H21：141 園 ⇒ H25：189 園

現状と課題

- ◎ 教育分野に関しては、子ども一人ひとりの個性や能力を大切に魅力あふれる教育を推進するとともに、家庭や地域との連携を深め、子どもの成長を支援する教育環境の確保を推進する必要があります。
- ◎ 保育分野に関しては、従来の取り組みを継続しながら、就労する保護者の就労形態の多様化に対応し、子育てと仕事の両立を支えられるよう、各種保育サービスの拡充と質の向上を図り、子どもの健全な育成を支援しながら、保護者が安心して就労できる環境整備が求められています。  
 重点的な取り組みとしては、入園申込者数の増加傾向に対応するため、必要な量の保育園定員を確保し、待機児童ゼロを堅持するよう取り組むことが必要です。

図表35



- ◎ 幼保小連携とは、幼稚園や保育園などと小学校がそれぞれの役割・実態を理解し、一貫性のある教育・保育を提供するために、相互に協力し連携することです。  
 子どもがより良い環境において心身ともにすこやかに成長し、思いやりの心や豊かな人間性を育めるよう、幼保小連携の強化、体制の拡充が求められてきています。

### 子ども・子育て会議などでの意見

- ◇ 幼稚園における幼児教育を充実させ、幼児のすこやかな成長への支援するため、今後も私立幼稚園に対して補助がなされるべきである。
- ◇ 保育園での一時預かりの受け入れを増やすには、保育士の確保についても考える必要がある。

### 取り組みの方向性

- ◎ 幼児期の教育環境の改善を図り、子どもが主体的に考え、行動できるよう適切な教育支援を行っていきます。
- ◎ ニーズ調査結果に基づく保育サービスを提供し、仕事と子育てを両立できる環境を整備するとともに、子どもがすこやかに成長できるよう保育環境の改善を行っていきます。
- ◎ 幼保小連携を深め、強化することによって、一貫した教育・保育の提供を図り、集団生活を通じて、子どもを育み支援していきます。

### 成果指標

待機児童数



**コラム3 1号認定・2号認定・3号認定とは**

子ども・子育て支援新制度では、施設などの利用を希望する保護者の方に、利用のための認定を受けていただきます。

新制度では、1号認定、2号認定、3号認定という3つの区分の認定に応じて、施設（幼稚園、保育園、認定こども園）などの利用先が決まっていきます。

○ **1号認定（教育標準時間認定）**

子どもが満3歳以上で、教育を希望される場合

**利用先** 幼稚園、認定こども園

○ **2号認定（満3歳以上・保育認定）**

子どもが満3歳以上で、「保育の必要な事由（※）」に該当し、保育園などでの保育を希望される場合

**利用先** 保育園、認定こども園

○ **3号認定（満3歳未満・保育認定）**

子どもが満3歳未満で、「保育の必要な事由（※）」に該当し、保育園などでの保育を希望される場合

**利用先** 保育園、認定こども園、地域型保育

※「保育の必要な事由」（保育認定にはいずれかの該当が必要）とは

- 就労
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、障がい
- 同居または長期入院などを行っている親族の介護
- 災害復旧
- 求職活動（起業準備を含む）
- 就学（職業訓練校などにおける職業訓練を含む）
- 虐待やDVの恐れがあること
- 育児休業取得中に、既に保育を必要としている子どもがいて継続利用が必要であること
- その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

※同居の親族の方が子どもを保育することができる場合、利用の優先度が調整される場合があります。



## 主な取り組み

## 1 乳幼児期の教育・保育と幼保小連携

幼稚園や保育園、認定こども園などでは、個々の事業が持つ基本的な方向性に基づき、多様な教育・保育サービスを展開していきます。それぞれが個別の目的を持ち、役割を担ったうえで、子どもたちのすこやかな育ちと子育てを支えています。

また、個々の事業は、小学校へ入学するための必要な基礎を育むという目的は共通しているため、就学を見据えた取り組みが必要になります。

## (1) 幼稚園とは

義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児にふさわしい環境の中で、幼児のすこやかな成長を促すことを目的に、義務教育及びその後の教育の基礎を培うための教育を行う学校です。

保護者の就労状況にかかわらず、幼児が就学前に教育を受ける機会を提供する役割を有しています。

本市には、平成26年4月現在で私立41園、公立12園（県立1園含む）あり、幼児教育の更なる振興や幼小連携の推進、幼稚園の安定的な経営などに資するよう、今後も引き続き必要な支援などを行っていきます。

## (2) 保育園とは

保育園は、児童福祉法に基づく児童福祉施設です。

保護者が就労していたり、病気の状態にあるなどのために、家庭において十分に保育することができない児童を、保護者にかわって保育することを目的とし、あわせて、児童のすこやかな成長を促す役割を有しています。

本市には、平成26年4月現在で私立122園、公立87園あり、増加傾向にある保育ニーズに対応するため、保育の質の向上を図りながら、定員の拡充を行っていきます。

## (3) 認定こども園とは

認定こども園は、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（略称：認定こども園法）」に基づき、小学校就学前の子どもに教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設です。

本市には、平成26年4月現在で私立13園あり、保護者の就労状況に関わらず、就学前の教育・保育を一体として捉え、一貫して提供できる総合施設であることから、地域の状況や必要性などを考慮し、設置を推進していきます。

#### (4) 地域型保育事業とは

子ども・子育て支援新制度において、教育・保育施設に加え、市町村認可事業として児童福祉法に位置付けられる事業です。（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）

少人数での保育が可能となるため、多様な保育ニーズにきめ細かく対応することを目的としていますが、保育需要が高い0～2歳児の受け入れを基本としているため、卒園後の連携施設の確保を円滑に行い、一貫性を保つよう配慮します。

#### (5) 小学校との連携について

幼稚園や保育園、認定こども園などへ入園し、卒園後、小学校へと入学するという一連の流れは、連続性、一貫性があるものでなければなりません。

乳幼児期の多様な教育・保育ニーズに対応するための基盤整備を行うことにより、保護者の子育てに対する不安感の軽減を図りながら、子どもたちが自尊感情、自己肯定感を育めるような教育・保育環境の質の改善を行い、そこで培われた力が円滑に小学校での生活へとつながり、さらなる成長へと結びつくよう幼保小連携の強化と、体制の拡充が求められます。

具体的には、幼保小連携の視点を重視した研修や地域の小学校への訪問による体験学習、就学前連絡会の開催による小学校との情報交換、交流などにより、連携体制の見直し、強化を図っていきます。

#### コラム4 必要な量の見込みの算出について

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業などについて、計画期間に必要となる「量の見込み」を地域の子どもや保護者の利用状況、利用希望を踏まえて「教育・保育提供区域」ごとに定めることとなっています。

本市でも、平成25年度に実施した「新潟市子ども・子育て支援ニーズ調査」の結果や内閣府による「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」、子ども・子育て支援法に基づく基本指針の参酌標準などを踏まえて、それぞれ必要な量の見込みを算出しています。

## 2 教育・保育サービスの充実

## (1) 教育・保育施設の整備

ニーズ調査結果から算出された必要な量の見込みに対応するため、それぞれの地域の実情に応じ、必要な施設を整備することなどにより、施設の適正配置を図るとともに、多様な教育・保育ニーズに応えていきます。

## 必要な量の見込み

		27年度見込				28年度見込			
		教育	保育			教育	保育		
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3~5歳	3~5歳	1・2歳	0歳	3~5歳	3~5歳	1・2歳	0歳
全市	①利用数	6,755	12,795	6,917	1,208	6,495	12,850	7,066	1,422
	②定員	7,987	12,543	6,763	1,179	7,987	12,677	6,918	1,340
	③必要数 (①-②)	▲1,232	252	154	29	▲1,492	173	148	82
北区	①利用数	318	1,416	660	129	287	1,431	672	145
	②定員	510	1,477	688	135	510	1,464	688	148
	③必要数 (①-②)	▲192	▲61	▲28	▲6	▲223	▲33	▲16	▲3
東区	①利用数	1,236	2,177	1,208	261	1,180	2,144	1,242	324
	②定員	1,360	2,078	1,153	249	1,360	2,078	1,163	259
	③必要数 (①-②)	▲124	99	55	12	▲180	66	79	65
中央区	①利用数	2,554	2,196	1,405	262	2,532	2,218	1,427	324
	②定員	2,973	2,089	1,337	249	2,973	2,132	1,372	311
	③必要数 (①-②)	▲419	107	68	13	▲441	86	55	13
江南区	①利用数	251	1,477	799	117	240	1,486	830	152
	②定員	390	1,417	766	112	390	1,490	832	152
	③必要数 (①-②)	▲139	60	33	5	▲150	▲4	▲2	0
秋葉区	①利用数	537	1,340	615	83	531	1,328	621	90
	②定員	740	1,289	591	80	740	1,277	596	87
	③必要数 (①-②)	▲203	51	24	3	▲209	51	25	3
南区	①利用数	47	981	439	54	47	986	447	59
	②定員	140	962	430	53	140	955	433	57
	③必要数 (①-②)	▲93	19	9	1	▲93	31	14	2
西区	①利用数	1,610	2,143	1,294	239	1,507	2,187	1,333	273
	②定員	1,509	2,107	1,273	235	1,509	2,148	1,309	268
	③必要数 (①-②)	101	36	21	4	▲2	39	24	5
西蒲区	①利用数	203	1,065	497	63	172	1,070	494	55
	②定員	365	1,124	525	66	365	1,133	524	58
	③必要数 (①-②)	▲162	▲59	▲28	▲3	▲193	▲63	▲30	▲3

第3章 計画に基づく事業内容

		29年度見込				30年度見込				31年度見込			
		教育	保育			教育	保育			教育	保育		
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3~5歳	3~5歳	1・2歳	0歳	3~5歳	3~5歳	1・2歳	0歳	3~5歳	3~5歳	1・2歳	0歳
全市	①利用数	6,286	12,906	7,175	1,598	6,171	12,860	7,192	1,679	6,236	12,816	7,201	1,723
	②定員	7,987	12,865	7,084	1,452	7,987	12,899	7,175	1,622	7,987	12,875	7,190	1,683
	③必要数 (①-②)	▲1,701	41	91	146	▲1,816	▲39	17	57	▲1,751	▲59	11	40
北区	①利用数	251	1,430	685	168	235	1,416	681	191	222	1,424	678	195
	②定員	510	1,441	690	169	510	1,423	685	192	510	1,426	679	195
	③必要数 (①-②)	▲259	▲11	▲5	▲1	▲275	▲7	▲4	▲1	▲288	▲2	▲1	0
東区	①利用数	1,153	2,111	1,274	369	1,139	2,107	1,276	373	1,168	2,108	1,279	381
	②定員	1,360	2,144	1,242	324	1,360	2,111	1,274	369	1,360	2,108	1,276	373
	③必要数 (①-②)	▲207	▲33	32	45	▲221	▲4	2	4	▲192	0	3	8
中央区	①利用数	2,500	2,257	1,461	373	2,519	2,245	1,473	388	2,529	2,249	1,482	402
	②定員	2,973	2,218	1,427	324	2,973	2,257	1,461	373	2,973	2,249	1,473	388
	③必要数 (①-②)	▲473	39	34	49	▲454	▲12	12	15	▲444	0	9	14
江南区	①利用数	258	1,488	824	185	242	1,487	819	210	233	1,484	812	228
	②定員	390	1,488	830	152	390	1,488	824	185	390	1,487	819	210
	③必要数 (①-②)	▲132	0	▲6	33	▲148	▲1	▲5	25	▲157	▲3	▲7	18
秋葉区	①利用数	494	1,348	631	94	491	1,353	641	101	478	1,353	651	99
	②定員	740	1,328	621	90	740	1,348	631	94	740	1,353	641	101
	③必要数 (①-②)	▲246	20	10	4	▲249	5	10	7	▲262	0	10	▲2
南区	①利用数	44	973	441	58	39	957	435	58	38	935	426	57
	②定員	140	986	447	59	140	973	441	58	140	957	435	58
	③必要数 (①-②)	▲96	▲13	▲6	▲1	▲101	▲16	▲6	0	▲102	▲22	▲9	▲1
西区	①利用数	1,463	2,226	1,369	290	1,387	2,236	1,381	294	1,443	2,228	1,393	303
	②定員	1,509	2,187	1,333	273	1,509	2,226	1,369	290	1,509	2,236	1,381	294
	③必要数 (①-②)	▲46	39	36	17	▲122	10	12	4	▲66	▲8	12	9
西蒲区	①利用数	121	1,073	490	61	119	1,059	486	64	124	1,035	480	58
	②定員	365	1,073	494	61	365	1,073	490	61	365	1,059	486	64
	③必要数 (①-②)	▲244	0	▲4	0	▲246	▲14	▲4	3	▲241	▲24	▲6	▲6

## (2) 多様な教育・保育サービスの提供

### ① 乳児保育

保育園、認定こども園では、保護者の就労形態の多様化や核家族化などによる様々な保育ニーズに対応するため、213園で乳児保育を実施しており、うち124園で月齢2か月からの乳児保育を行っています。

次世代育成支援や男女共同参画などの観点から、男女を問わない育児休業の取得を推進していますが、現状では産休明けからの職場復帰などが増えていることから、引き続き必要に応じて、月齢2か月からの乳児保育を実施していきます。

### ② 時間外保育事業

保育園、認定こども園では、保護者の保育ニーズにより延長保育を実施しています。

現在、全ての保育園、認定こども園で平日18時以降開園しています。今後も全ての園で平日18時以降の延長保育を実施します。

また、平日19時以降の延長保育のニーズもあることから、今後新規に整備する施設については、全て平日19時以降の延長保育を実施することとします。既存の施設についても、ニーズに応じて実施します。

#### 必要な量の見込み

		25年度 実績	27年度 見込	28年度 見込	29年度 見込	30年度 見込	31年度 見込
全 市	利用者数 (人/年)	8,653	10,239	10,190	10,121	10,040	10,006
北 区	利用者数	765	956	950	935	921	914
東 区	利用者数	1,590	1,687	1,672	1,652	1,641	1,640
中央区	利用者数	1,823	2,272	2,275	2,276	2,275	2,274
江南区	利用者数	944	973	969	972	963	956
秋葉区	利用者数	806	986	977	970	968	961
南 区	利用者数	416	456	452	446	437	428
西 区	利用者数	1,751	2,339	2,335	2,328	2,301	2,310
西蒲区	利用者数	558	569	559	543	534	524

### ③ 休日保育

保育園、認定こども園に通っている児童で、日曜日、祝日も保護者の就労などにより保育が必要な場合の保育需要に対応するため、休日などに児童を保育しています（H26：10園）。保護者のニーズに合わせ、未設置の北区や必要性の高い中央区・西区に順次拡充します。

## ④ 夜間保育

保護者の多様な就労形態に対応するため、夜間保育（午後10時以降開所園）及び24時間保育を実施しています（H26：4園、うち1園は24時間保育）。今後も継続して実施していきます。

## ⑤ 幼稚園での預かり保育

幼稚園において、働きながら幼稚園に通わせたいなどの保護者の要望に応え、正規の教育時間の前後に在園児を預かり、保育活動を行っています。

## ○ 現在の実施状況

- ・市内41園で実施
- ・現在は、新潟県の補助制度（私学助成）により実施

	北	東	中央	江南	秋葉	南	西	西蒲	計
H26	5	6	16	2	1	1	8	2	41

## ○ 今後の方向性・提供体制

- ・量の見込みに対する提供体制は、私学助成による預かり保育、一時預かり事業（幼稚園型）、幼稚園の認定こども園化のいずれかとなります。

## 必要な量の見込み

区		25年度 実績	27年度 見込	28年度 見込	29年度 見込	30年度 見込	31年度 見込
全 市	利用者数 (人/年)	167,916	188,471	180,140	175,329	170,772	173,831
北 区	利用者数	6,192	7,322	6,616	5,792	5,416	5,126
東 区	利用者数	27,054	29,675	28,320	27,673	27,345	28,052
中 央 区	利用者数	58,872	60,466	59,945	59,202	59,642	59,883
江 南 区	利用者数	4,458	7,345	7,028	7,560	7,079	6,818
秋 葉 区	利用者数	2,028	2,235	2,209	2,057	2,044	1,987
南 区	利用者数	720	1,133	1,126	1,075	937	921
西 区	利用者数	66,318	77,080	72,174	70,044	66,417	69,074
西 蒲 区	利用者数	2,274	3,215	2,722	1,925	1,892	1,970

## ⑥ 障がいのある子どもへの対応

現在、各幼稚園、保育園、認定こども園で受入体制を整え、様々な障がいに対応した教育・保育を行っています。

今後も引き続き、健常児との集団教育・保育を基本とし、適切な環境のもとで、子どもの利益を最優先に考え、家庭や医療機関、児童相談所、幼児ことばところの相談センター、特別支援教育サポートセンターなど、関係機関との連携を強化しながら、幼稚園、保育園、認定こども園での受け入れ体制を整備します。

## (3) 教育・保育内容の充実

### ① 各種研修の実施による質の向上

質の高い教育・保育サービス提供のため、公立・私立園間での職員交流の実施や各種研修の充実、外部評価の実施など、様々な事業を展開します。

### ② 地域との交流と協働

運動会などの行事への招待、高齢者支援施設への訪問、祖父母との交流活動、園児以外の児童や異年齢交流などを通じ、地域との交流を深めます。

また、コミュニティ協議会や町内会、自治会などと協働し、地域の人々の園運営（防犯など）への参加を促進します。

### ③ 食育の推進

子どもたちが楽しみながら、食に関する知識や食を選択する力を身に付け、健全な食生活の実現と心身のすこやかな成長が図られるよう、職員を対象とした食育研修の実施や、食育推進に関する様々な催事を実施する「食育の日」の普及などに取り組みます。

また、食物アレルギー対応の強化として、研修会の実施や、専任調理員の配置（除去食調理に要する時間分）などにより子どもたちのすこやかな育ちを支援していきます。

### ④ 教育ファームの推進

小学校・中学校・特別支援学校では、農業が身近にある特性を活かし、授業（学習指導要領）と農業体験を結びつけた農業体験学習（アグリ・スタディ・プログラム）を推進することで、子どもたちの「生きる力」を育みます。

幼稚園・保育園についても幼稚園教育要領及び保育所保育指針と結びつけたプログラムの作成を進めており、就学前から農業に触れる体験を推進するとともに、保護者の参画も促すことで、農業体験を子育てに活かしていきます。

### ⑤ 老朽化・狭隘化<sup>あい</sup>対策としての公立保育園の統合による環境の改善

施設の老朽化や狭隘化が進んでいる既存保育園について、より良い保育環境の確保や機能強化、施設定員の適正化を図るため、民間活力の導入（※1）を視野に入れながら統廃合の実施時期を検討していきます。

区	園名	経過年数 (H26.4現在)	検討内容	
東 区	石 山	48	老朽化・狭隘化による統合	
	第二中野山	42		
中 央 区	八 千 代	(H26 改築)	基幹保育園（※2）である 八千代保育園へ機能を集約	
	敷 島	33		
	白 山	32		
	2	万 代	29	老朽化・狭隘化による統合
		長 嶺	33	
		宮浦乳児	41	
江 南 区	曾 野 木	39	老朽化による統合	
	第二曾野木	36		
西 区	内 野	31	老朽化・狭隘化による統合	
	上五十嵐	56		

#### ※1 民間活力の導入

公立保育園の民営化は、本市の「行政改革プラン 2015」、「民間委託等の推進方針」により、民間活力の積極的導入の観点から推進することとしています。

民営化にあたっては、地域における保育ニーズや役割分担、公立・私立保育園の配置バランス、統廃合や老朽化など施設整備の必要性なども考慮しながら対象保育園を選定するとともに、移行の際は、市民の意見を反映し、関係者と十分な協議を行うなど、行政責任を確保しながらすすめます。

#### ※2 基幹保育園

通常の保育を行うほか、区や関係機関との連携を図りながら、地域における保育の実情や課題を把握し、保育情報の発信、ニーズに即した保育、子育て支援事業の展開を図ることを目的に区に1園程度の整備を進めていきます。

また、すべての保育園の質を向上させるため、区と連携を図りながら研修などによる専門性の高い人材育成を行います。



## 施策分野1 子どもがすこやかに育つ環境づくり

## 基本施策2 放課後対策の総合的な推進

## これまでの取組と成果

- ◎ 「放課後児童クラブ」は、保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校などに通う子どもたちに、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業であり、女性の就労の増加や少子化が進行する中、仕事と子育ての両立支援、児童の健全育成対策として重要な役割を担っています。
- ◎ 本市では放課後児童クラブを利用する児童が年々増え続けており、公設クラブの施設整備や運営を行うとともに、民設クラブの運営助成を行い、待機児童を出さないよう受入れ、地域の子どもたちを地域で見守る体制を整えてきました。
- ◎ 放課後児童クラブの運営は、社会福祉法人、NPO法人、学校法人、保護者会、生活協同組合、株式会社など多様な団体が行っており、さらに、平成26年度から、モデルとして、3つの地域コミュニティ協議会が放課後児童クラブの運営を開始しました。
- ◎ 子どもふれあいスクール（※注）事業においては、地域の協力を得て実施校を増やし、放課後などの子どもの居場所づくりを進めました。

○放課後児童クラブ施設数、在籍児童数…

H21：107施設、5,941人 ⇒ H26：128施設、7,375人

○子どもふれあいスクール実施小学校数… H21：42校 ⇒ H26：67校

※注 新潟市では、放課後子供教室を「子どもふれあいスクール」と呼んでいます。

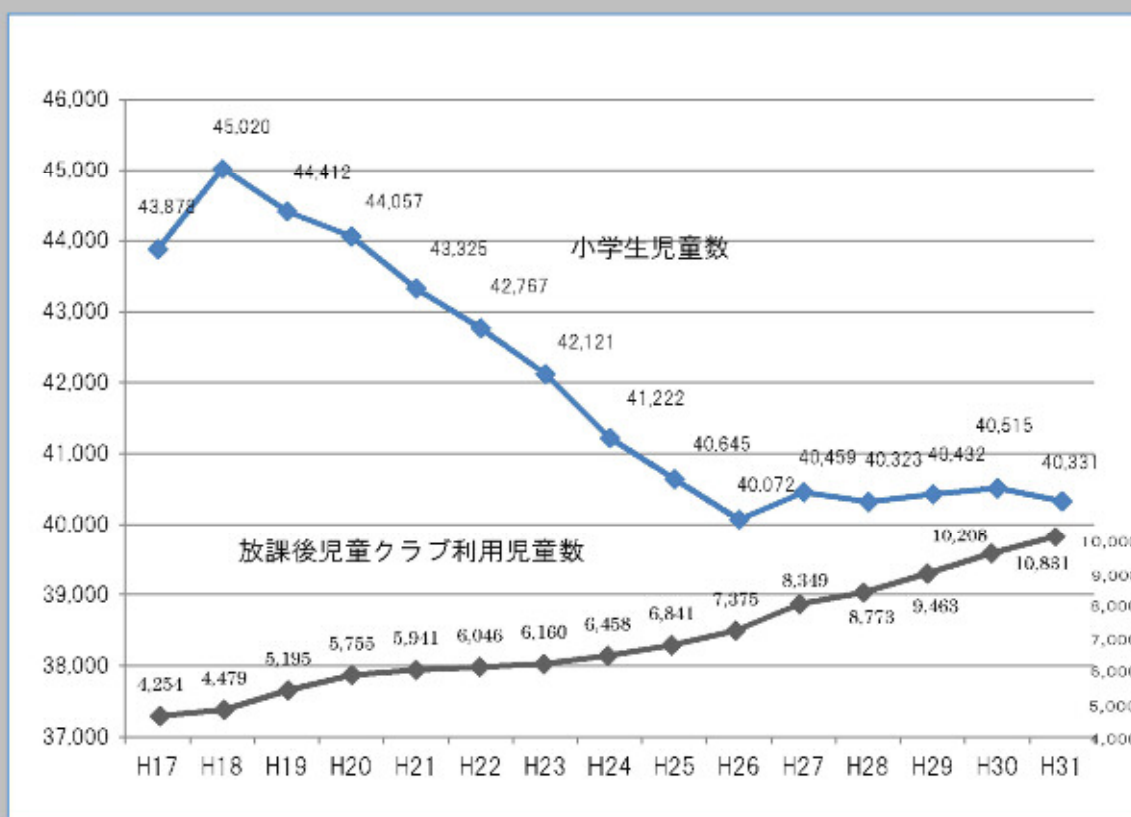
図表36 放課後児童クラブの施設整備状況の推移

設置場所	H21	H22	H23	H24	H25	H26
小学校空き教室等	17	19	20	24	25	25
小学校敷地内専用施設等	30	33	34	34	36	39
公的施設内専用施設	11	12	12	12	13	13
市有地内専用施設等	21	21	21	20	18	18
借地内専用施設等	11	12	12	12	12	12
児童館・児童センター内	3	3	3	3	3	3
保育園	5	5	5	6	7	7
幼稚園	5	5	7	6	6	6
空き店舗等	1	2	2	2	2	2
借家	1	1	1	1	1	1
町内会館等	1	1	1	0	0	0
高齢者施設等	1	1	1	1	1	2
計	107	115	119	121	124	128

現状と課題

- ◎ 児童福祉法の改正により、全小学生が放課後児童健全育成事業の対象となるとともに、設備および運営の基準について、条例で規定することが義務付けられました。
- ◎ 「新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」が、平成26年10月7日に制定され、平成27年4月1日を施行予定としています。  
本市の公設、民設全ての放課後児童クラブが、この条例の基準を満たし、常に最低基準を超え、設備および運営を向上させていくための体制を整えていく必要があります。
- ◎ 小学生児童数は年々減少し、今後も伸び悩むと推測される一方で、子どもたちが放課後を安心、安全に過ごせる場として、放課後児童クラブに対するニーズは、今後も増えることが見込まれており、子どもふれあいスクールを含む、総合的な放課後対策が必要とされています。

図表37 放課後児童クラブ在籍児童数および小学生児童数の推移



資料：新潟市作成 H27以降は推計値

## 子ども・子育て会議などでの意見

- ◇ 生活するスペースや静養するスペースをきちんと確保しとあげないと、子どもたちが安心して過ごせる場所や、魅力がある場所にならない。
- ◇ 高学年受け入れに際し、人数のあふれているクラブの施設整備について、早めに着手すべきである。子どもたちの放課後の居場所確保には、地域の協力と理解も必要である。
- ◇ 子どもふれあいスクールや児童館など、地域の子が使える社会資源を生かし、各々が機能を果たしたうえで、連携していくべきである。
- ◇ 地域の子どもを地域で育てる仕組みが必要。地域も真剣になって子どもたちの放課後のことを考えていかなければならない時代になってきている。
- ◇ 子どもたちが放課後の環境条件の中でいかに育っていくかに焦点を当て、子どもの育ちをどのように図っていくかという観点で、新潟市の放課後児童クラブの条例の基準を定めることが必要と考える。
- ◇ 子どもと保護者の家庭での関係が、愛情でしっかりと結ばれたうえで、地域や学校での生活が成り立つ。保護者の全てのニーズを満たすことが必ずしも良いこととは言えない。

## 取り組みの方向性

- ◎ 放課後児童健全育成事業者に対し、研修や情報交換会を行い、公設・民設を含めた本市の放課後児童クラブ全体が、条例の基準を満たし、常に最低基準を超え、設備および運営を向上させるよう図っていきます。
- ◎ 小学校6年生までを受け入れ対象とし、必要な量の見込みを確保するため、学校施設などを活用しながら、施設整備を行っていきます。
- ◎ 子どもふれあいスクールや小学校、地域などとの連携を進めることなどで、子どもたちに安心安全な生活の場を提供するだけでなく、活動の幅を広げ、多様な体験、活動を行うことができる事業となるよう取り組みます。

## 成果指標

放課後児童健全育成事業を利用する児童数

平成26年度(5月1日現在) 7,375人	→	平成31年度(見込み) 10,831人
--------------------------	---	------------------------

子どもふれあいスクールの週当たりの開催日数

平成26年度(9月1日現在) 1.93回	→	平成31年度(見込み) 2.5回
-------------------------	---	---------------------

## 主な取り組み

## 1 放課後児童クラブ全体の質の向上

## (1) 「新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」に定める基準に沿った運営

## ① 職員

支援の単位（おおむね児童 40 人以下）ごとに放課後児童支援員資格をもつ職員を 2 人以上配置する必要があります。

このことを基本としながら、うち 1 人を補助員に代えることができるという規定もありますが、本市では、人材育成を図る観点から、補助員であっても、「放課後児童健全育成事業に従事した日から 3 年以内に放課後児童支援員となることが見込まれるもの」としています。

## ② 施設・設備

遊びおよび生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画を児童 1 人につきおおむね 1.65 m<sup>2</sup>以上確保する必要があります。（専ら事務の用に供する部分、便所その他これらに類するものを除きます。）

5 年間の経過措置期間内に、施設整備を進めていきます。

## (2) 放課後児童健全育成事業者への研修と情報共有

平成 26 年度から、本市の放課後児童健全育成事業者および従事している職員を対象に研修や情報交換会を実施しており、新制度における運営について、「新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」の内容を中心に情報共有を行い、各クラブの状況などを話し合う機会を設けています。

市全体の放課後児童健全育成事業の質の向上を図るために、今後も公設・民設の事業者・職員への研修実施と情報共有に努めていきます。

## 2 放課後児童クラブの整備

## (1) 必要な量の見込みと確保方策

児童福祉法の改正に合わせ、放課後児童クラブは、小学 6 年生までが対象となります。

本市ではニーズ調査結果および調査時点で 5 歳児だった小学 1 年生の平成 26 年 4 月の放課後児童クラブの利用状況を反映して算出した、今後 5 年間の必要な量の見込みを確保するため、学校施設などを活用しながら、放課後児童クラブの整備を行っていきます。

## 必要な量の見込

放課後児童健全育成事業		H26.5.1実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
全市	低学年	児童数予測	19,777	20,115	20,147	20,272	20,247	20,031
		量の見込み	7,100	7,576	7,764	7,802	7,800	7,700
		需要率	35.9%	37.7%	38.5%	38.5%	38.5%	38.4%
	高学年	児童数予測	20,295	20,344	20,176	20,160	20,268	20,300
		量の見込み	275	773	1,009	1,661	2,408	3,131
		需要率	1.4%	3.8%	5.0%	8.2%	11.9%	15.4%
北区	低学年	児童数予測	1,976	2,003	1,996	1,962	1,951	1,935
		量の見込み	676	787	786	771	769	760
		需要率	34.2%	39.3%	39.4%	39.3%	39.4%	39.3%
	高学年	児童数予測	2,003	2,007	1,977	2,028	2,012	2,005
		量の見込み	3	65	86	170	245	318
		需要率	0.1%	3.2%	4.4%	8.4%	12.2%	15.9%
東区	低学年	児童数予測	3,450	3,492	3,408	3,452	3,450	3,359
		量の見込み	1,255	1,286	1,279	1,296	1,294	1,258
		需要率	36.4%	36.8%	37.5%	37.5%	37.5%	37.5%
	高学年	児童数予測	3,442	3,500	3,567	3,538	3,501	3,417
		量の見込み	37	123	167	281	395	510
		需要率	1.1%	3.5%	4.7%	7.9%	11.3%	14.9%
中央区	低学年	児童数予測	4,100	4,171	4,249	4,301	4,377	4,375
		量の見込み	1,456	1,502	1,486	1,510	1,533	1,533
		需要率	35.5%	36.0%	35.0%	35.1%	35.0%	35.0%
	高学年	児童数予測	4,085	4,145	4,159	4,179	4,216	4,294
		量の見込み	29	154	218	346	474	610
		需要率	0.7%	3.7%	5.2%	8.3%	11.2%	14.2%
江南区	低学年	児童数予測	1,913	1,934	1,961	1,957	1,928	1,926
		量の見込み	811	866	911	906	894	895
		需要率	42.4%	44.8%	46.5%	46.3%	46.4%	46.5%
	高学年	児童数予測	1,878	1,963	1,932	1,938	1,931	1,957
		量の見込み	23	67	94	179	273	362
		需要率	1.2%	3.4%	4.9%	9.2%	14.1%	18.5%
秋葉区	低学年	児童数予測	2,054	2,041	2,034	2,030	2,016	1,996
		量の見込み	654	623	665	663	659	650
		需要率	31.8%	30.5%	32.7%	32.7%	32.7%	32.6%
	高学年	児童数予測	2,141	2,095	2,065	2,067	2,080	2,073
		量の見込み	135	147	145	144	217	277
		需要率	6.3%	7.0%	7.0%	6.9%	10.4%	13.4%
南区	低学年	児童数予測	1,051	1,070	1,063	1,091	1,072	1,077
		量の見込み	341	350	346	353	347	349
		需要率	32.4%	32.7%	32.5%	32.4%	32.4%	32.4%
	高学年	児童数予測	1,133	1,119	1,097	1,063	1,076	1,069
		量の見込み	10	32	44	73	106	138
		需要率	0.9%	2.9%	4.0%	6.9%	9.9%	12.9%
西区	低学年	児童数予測	3,918	4,113	4,164	4,179	4,179	4,115
		量の見込み	1,428	1,746	1,880	1,882	1,891	1,853
		需要率	36.4%	42.5%	45.1%	45.0%	45.3%	45.0%
	高学年	児童数予測	4,135	4,064	3,988	4,012	4,159	4,211
		量の見込み	15	140	195	375	571	753
		需要率	0.4%	3.4%	4.9%	9.3%	13.7%	17.9%
西蒲区	低学年	児童数予測	1,315	1,291	1,272	1,300	1,274	1,248
		量の見込み	479	416	411	421	413	402
		需要率	36.4%	32.2%	32.3%	32.4%	32.4%	32.2%
	高学年	児童数予測	1,478	1,451	1,391	1,315	1,293	1,274
		量の見込み	23	45	60	93	127	163
		需要率	1.6%	3.1%	4.3%	7.1%	9.8%	12.8%

### 3 子どもふれあいスクールや小学校、地域などとの連携

#### (1) 連携の推進

新潟市放課後子どもプラン推進委員会を設置しており、本市の放課後対策事業実施方法のあり方について検討しています。

また、放課後児童クラブと子どもふれあいスクールの所管課や関係者が集い、各小学校の実情に合わせた両者の連携について、具体的に意見交換を行い、検討しています。

全ての就学児童が放課後を安心、安全に過ごし、多様な体験、活動ができるよう、子どもふれあいスクールや小学校、地域などと連携しながら、総合的な放課後対策について取り組んでいきます。

#### (2) 共通理解

平成25年度から、子どもふれあいスクール事業研修会へ放課後児童クラブ職員が参加するなど、子どもふれあいスクール運営主任、スタッフおよび放課後児童クラブ職員、両者の共通理解を図る取り組みを行っています。今後も継続して行っています。

#### コラム5 新潟市の放課後児童クラブの歴史

本市の放課後児童クラブは、昭和41年9月、鏡淵、入舟、桃山、木戸の4施設で、父母会または運営委員会が有償ボランティアを指導員とし、地域の子どもたちを地域で見守るような形で、運営をスタートさせました。

運営主体はそれぞれ違っていました。当初から「ひまわりクラブ」という名称が使われており、平成5年に公設化されました。

核家族化の進行と女性の社会進出を背景に需要は高まり続け、平成26年10月現在、公設のひまわりクラブは80クラブ104施設に、民設の放課後児童クラブは26クラブに増えました。

運営は、社会福祉法人やNPO法人、学校法人、保護者会、生活協同組合、株式会社、地域コミュニティ協議会など多様な団体が行っています。

民設の放課後児童クラブは、ひまわりクラブの大規模化の解消や、ひまわりクラブ未設置小学校区での開設など本市の放課後児童健全育成事業において、重要な役割を担っています。

## 施策分野 1 子どもがすこやかに育つ環境づくり

## 基本施策 3 障がいのある子どもへの支援の充実

## これまでの取り組みと成果

◎ 必要な人が必要なサービスが受けられるよう、適切なサービスの供給に努めてきました。

子どもたちの成長・発達の確認と育児支援を目的として、乳児健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査などを継続して実施するとともに、児童相談所や新潟市発達障がい支援センター「JOIN（ジョイン）」、医療機関など関係機関との連携を行い、障がいの早期気づきと相談支援に努めました。

各区の療育事業や幼児ことばとこころの相談センターにおいて、ことばや発達に遅れのみられる就学前の児童に対する発達支援を行いました。

保護者への相談体制を整備し、障がいのある子どもや発達が気になる子どもの子育てへの不安を軽減しました。

就学している障がいのある子どもについて、授業の終了後又は休業日に放課後等デイサービス事業や放課後支援事業を行い、健全育成を図りました。

- 療育教室、専門医による発達相談… H25 全区で実施
- (仮称)児童発達支援センター「こころん」の整備… H25 開始 H27 開所予定
- 放課後等デイサービス… H24:7事業所 ⇒ H25 14事業所
- 障がい児放課後支援事業〈夏休み限定型モデル事業〉… H23 開始

## 現状と課題

◎ 引き続き早期の気づき・早期支援につなげる体制や相談支援の充実が求められています。

◎ 障がいのある子どもが、身近な地域で療育支援が受けることができるよう、地域の体制整備が求められています。

◎ 障がいのある子ども一人ひとりに対する、生活や学習のきめ細やかな支援とともに、放課後等の居場所の確保や充実が求められています。

図表38 幼児ことばとこころの相談センター相談件数

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
相談実人数	575人	620人	704人	814人

資料：新潟市作成

### 子ども・子育て会議などでの意見

- ◇ 療育分野について、需要が多い状況であり、供給体制の充実が必要。
- ◇ 乳幼児健診、幼稚園、保育園、認定こども園などで支援が必要と思われた子どもについて、就学などの際に、各機関へ情報が確実に橋渡しされる必要があるなど、さまざまな関係機関の連携が強化されるべき。

### 取り組みの方向性

- ◎ 児童発達支援など必要な人が必要なサービスを受けられるよう、適切なサービスの供給を確保していくとともに、サービスの質の向上に努めます。
- ◎ 引き続き早期の気づき・支援につなげるための乳幼児健康診査の充実と、障がいに気づいた後の専門的な相談を行う場である各区の発達相談、身近な地域での支援の場である各区の療育事業の充実に努め、専門機関との連携を図りながら、身近な地域での相談で保護者が子どもの特性について理解できるような体制の充実に努めます。
- ◎ 障がいのある子どもが、身近な地域で療育支援を受けられるよう、地域での体制を整備するとともに、(仮称)児童発達支援センター「こころん」などの専門機関の充実に努めます。
- ◎ 放課後等デイサービスなどの放課後等の居場所づくりを推進し、学校と連携しながら障がいのある子どもの放課後等活動の充実に努めます。

### 成果指標

発達支援コーディネーター養成研修修了者数

平成25年度  
74名

平成31年度  
各園1名以上



## 主な取り組み

### 1 障がいの予防と早期の気づき・早期の支援、相談体制・支援体制の整備

#### (1) 乳児健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査

各種健康診査により、発達上の心配があり支援が必要な子どもの早期発見と早期支援に努めます。

#### (2) 専門的な相談・支援と関係機関との連携

発達上の心配があり、支援が必要な子どもと養育者に対して、医療機関や各種関係機関と連携しながら、保護者の悩みや不安の解消を図り、子どもの特性に合わせて支援する専門的な相談体制の充実に努めます。

#### (3) 療育教室の拡充

言語や社会性等の発達の遅れがみられる乳幼児への支援や、その保護者への助言を行います。

#### (4) 発達支援コーディネーターを中心とした支援のネットワークの検討

発達支援コーディネーターを中心とした幼稚園、保育園、認定こども園をとりまく支援ネットワークの構築を検討します。

#### (5) (仮称) 児童発達支援センター「こころん」の整備

中核的な療育支援機関(仮称)児童発達支援センター「こころん」を設置し、地域(各区)の療育事業等の支援強化に努めます。

#### (6) 障がい児ワンストップ相談事業

障がいのある子どもやその保護者が、地域で安心して暮らし続けられるよう、障がい児支援コーディネーターを地域に配置することにより、障がいのある子どもの生活の質の向上と相談支援の充実に努めます。

#### (7) 入所支援・通所支援の整備

障がいのある子どもを支援する体制を確保するために、児童福祉法に基づく障がい児通所支援および障がい児入所支援の整備について「新潟市障がい福祉計画」に定め、計画に沿った取り組みを進めるよう努めます。

##### ① 入所支援

障がいのある子どもへ入所により福祉サービスを提供する福祉型の入所支援や、併せて治療を行う医療型の入所支援に引き続き取り組みます。

**② 通所支援**

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練の支援を行う児童発達支援や、治療を行う医療型児童発達支援を行います。

また、放課後等デイサービスにより、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行います。

**③ 短期入所事業**

保護者の病気などの事情によって自宅で介護を受けることが一時的に困難になった障がいのある子どもについて、施設に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な支援を行います。

**④ 日中一時支援**

保護者が病気の場合などに、日中において施設で、見守りなどの支援を行います。

## 施策分野2 安心して妊娠、出産、子育てができる環境づくり

## 基本施策4 子どもがすこやかに育つ母子保健の充実

## これまでの取り組みと成果

◎ 平成21年度の妊婦健康診査の助成拡大により、妊娠11週以内の妊娠届出率が増加し、早期に健康診査や保健指導が提供できるようになりました。

また、特定不妊治療については、平成24年度から市独自に助成額を上乗せし、対象者の家庭の経済的負担の軽減を図ってきました。

平成20年度より乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）を開始し、産後早期からの育児支援を行うとともに、乳児のいる家庭に対するもれのない訪問実施をめざし、訪問率も向上してきました。

◎ 各区の健康福祉課（福祉事務所）内での保健、医療、福祉の連携に加え、地域子育て支援センターをはじめとした子どもと保護者の居場所や児童相談所などとも連携が深まり、支援体制が強化されてきています。

○妊婦健康診査… 助成回数 H19：2回 → 5回に拡大 ⇒ H21～：14回

○特定不妊治療助成… 助成件数 H21：450件 ⇒ H25：1,186件

○こんにちは赤ちゃん訪問… 訪問率 H21：95.0% ⇒ H25：96.8%

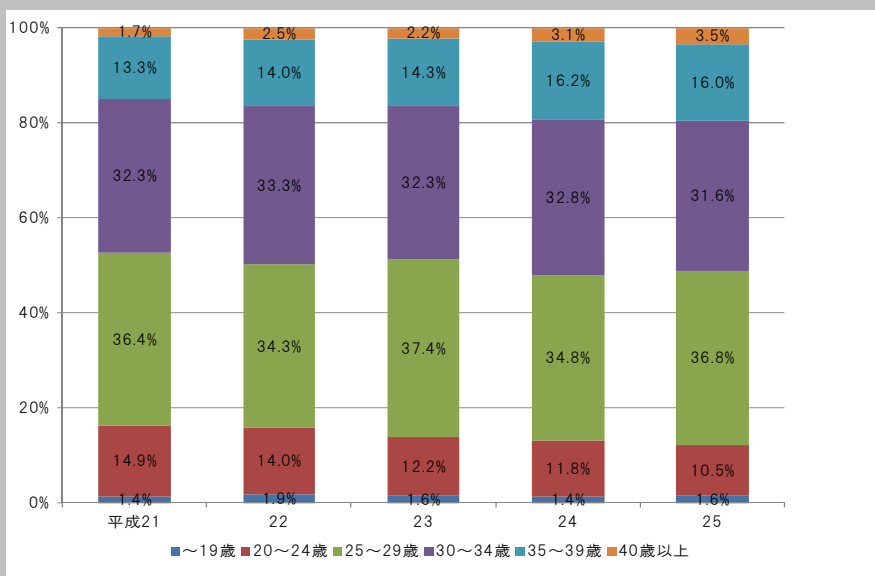
## 現状と課題

◎ 少子化や核家族化の進展に伴い、家庭や地域における養育機能の低下や子育ての孤立化が懸念され、産後うつなどにより育児不安を持つ親が増え、社会全体での支援体制が求められています。

◎ 社会環境の変化から高齢出産が増加し、不妊に悩む方が多い一方、予期せぬ妊娠により、不安を抱えながら妊娠期を過ごしている女性も少なくありません。

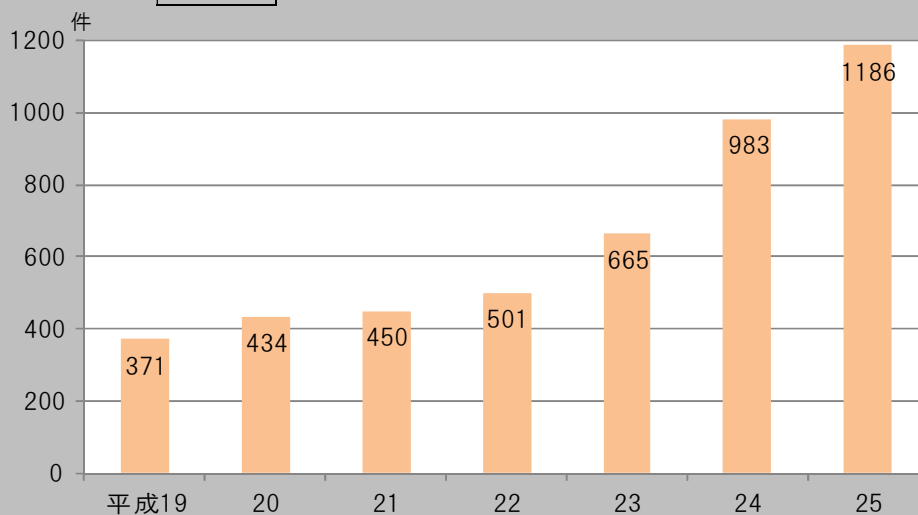
◎ 親の育児の経験不足からだけでなく、「育てにくさを感じる子ども」「小さく生まれた子や、病気や障がいのある子ども」を育てることは、親の心理的負担を大きくしています。

図表39 母の年齢階級別出生数の割合（第1子）



資料：厚生労働省「人口動態統計」

図表40 特定不妊治療費助成件数の推移



資料：新潟市作成

### 子ども・子育て会議などでの意見

- ◇ 赤ちゃん訪問・乳幼児健診などの母子保健事業の質的向上を図るべき。
- ◇ 発達に課題があると思われる子どもへの支援の向上を図るべき。
- ◇ 学校教育のなかに思春期教育を充実させるべき。
- ◇ 妊婦・乳幼児の歯科健診の充実を図るべき。

### 取り組みの方向性

- ◎ 妊娠・出産・育児期における切れ目ない母子保健対策の充実に取り組みます。
- ◎ 健康の維持・向上に取り組めるよう、多分野の協働による保健対策を推進します。
- ◎ 学校や地域、関係機関との連携により、思春期の保健対策の強化を図ります。

### 成果指標

妊娠11週以下での妊娠届出率



こんにちは赤ちゃん訪問などでの把握率



#### コラム6 「マタニティマーク」をご存知ですか？

妊婦さんが交通機関などを利用する際に身につけ、周囲に妊婦であることを示しやすくするものです。また、交通機関、職場、飲食店などが呼びかけ、文を添えてポスターなどとして掲示し、妊婦さんにやさしい環境づくりを推進するものです。

本市では、母子健康手帳交付時に「マタニティマーク」を使ったグッズを配布するとともに、「思いやり駐車場」の案内をしています。



## 主な取り組み

### 1 安心して妊娠・出産ができる環境の整備

#### (1) 妊婦と胎児の健康管理

妊婦と胎児の健康管理のため、妊婦健康診査を医療機関に委託して実施します。妊婦一人につき、14回までの健診費用の助成を行い、経済的負担を軽減します。

母子健康手帳集団交付時の歯科検診を含めた、わかりやすい情報提供とともに、健診の重要性の普及啓発や確実な受診の勧奨に取り組みます。

安産教室などの各種教室を通じて、妊娠・出産に係る正しい知識と仲間づくりへの支援を行います。

#### 必要な量の見込み

#### 妊婦健康診査

		25年度 実績	27年度 見込	28年度 見込	29年度 見込	30年度 見込	31年度 見込
全市	妊婦健康診査 延数(件)	75,716	72,908	72,505	72,007	71,344	70,657
	提供体制	委託医療機関：8病院、15診療所、1助産所 実施時期：【妊娠初期～妊娠23週】4週間に1回、 【妊娠24週～妊娠35週】2週間に1回、 【妊娠26週～分娩】1週間に1回					

#### (2) 特定不妊治療・専門相談の周知

不妊・不育に関する相談と医療助成の充実に取り組みます。

#### (3) 医療機関との妊娠期からの連携（医療機関との連携）とハイリスク妊産婦の訪問指導などの強化

医療機関との連携を強化し、妊娠期からの支援を行います。

#### (4) 産後ケア事業の充実

出産後の産婦及び新生児に産後の母体管理、授乳指導など必要な保健指導を実施し、子どもが産み育てやすい環境の整備をします。

## 2 安心して子育てができる環境の整備

## (1) 子育て環境の整備と孤立化しやすい保護者への援助

こんにちは赤ちゃん訪問事業の充実に取り組むほか、育児相談をはじめとした身近に相談できる体制の充実に努めるとともに、引き続き地域子育て支援センターなどでの健康教育・健康相談など地域での子育て交流を推進します。

また、医療機関や民生委員児童委員、助産師をはじめとした関係機関、民間団体など、保健、医療、福祉といった各分野との連携を推進します。

## 必要な量の見込み

## こんにちは赤ちゃん訪問事業

		25年度 実績	27年度 見込	28年度 見込	29年度 見込	30年度 見込	31年度 見込
全市	訪問件数（件）	6,082	6,154	6,120	6,078	6,022	5,964
	実施体制	実施機関：各区健康福祉課・地域保健福祉センター 登録助産師・保健師：58人 地区担当保健師：81人					
北区	訪問件数（件）	537	538	532	526	519	514
	実施体制	登録助産師・保健師：3人 地区担当保健師：8人					
東区	訪問件数（件）	1,108	1,108	1,102	1,093	1,080	1,067
	実施体制	登録助産師・保健師：6人 地区担当保健師：13人					
中央区	訪問件数（件）	1,396	1,449	1,447	1,445	1,439	1,430
	実施体制	登録助産師・保健師：18人 地区担当保健師：17人					
江南区	訪問件数（件）	559	571	568	564	559	554
	実施体制	登録助産師・保健師：2人 地区担当保健師：6人					
秋葉区	訪問件数（件）	572	560	558	555	552	547
	実施体制	登録助産師・保健師：4人 地区担当保健師：7人					
南区	訪問件数（件）	341	334	330	325	318	312
	実施体制	登録助産師・保健師：4人 地区担当保健師：6人					
西区	訪問件数（件）	1,197	1,242	1,237	1,231	1,223	1,215
	実施体制	登録助産師・保健師：14人 地区担当保健師：15人					
西蒲区	訪問件数（件）	372	352	346	339	332	325
	実施体制	登録助産師・保健師：7人 地区担当保健師：9人					

※登録助産師・保健師は区を超えて活動することもあります。

## (2) 障がい児・長期療養児への支援

関係機関・民間団体とも連携しながら、要支援児・要支援家庭の早期発見と早期支援とともに発達相談・療育教室における支援の充実に努めます。

また、慢性疾患のある子どもとその家族の支援、障がいのある子どもへの歯科保健を推進します。

### 3 健康に過ごすための環境の確保

#### (1) 小児期からの健康的な生活習慣確立への支援

乳幼児健康診査の充実とともに、学校との連携により、小児期からの生活習慣病予防の推進に取り組みます。

#### (2) 歯科保健の向上

むし歯予防事業、フッ化物（フッ素）塗布事業、フッ化物（フッ素）洗口事業など、むし歯予防対策とともに歯周病予防を推進します。

#### (3) 予防接種の向上

予防接種について正しい知識の普及と効果的な周知を図ります。

#### (4) 食育の推進

安産教室などを通じて、妊娠中の適正な食生活や体重管理、禁煙や禁酒を啓発するとともに、離乳食・幼児食講習会により、乳幼児の健康保持増進、将来における適切な食習慣の形成を図ります。

#### (5) 児童虐待防止と要保護児童等対策の充実

再掲（☞84 ページ）

### 4 思春期の保健対策の強化

#### (1) 思春期保健対策の強化

今後産み育てる世代が、正しい知識をもって生活決定できるよう支援するとともに感染症対策のための普及啓発を行います。

また、十代の自殺や不健康なやせ等に対する対策を進めます。

#### (2) 関係機関との連携強化

学校や医療機関、民生委員児童委員、助産師など地域の様々な関係者とも連携しながら、地域や学校における健康教育などを推進するとともに、心の問題についての相談事業の実施とその周知に取り組みます。



## 施策分野2 安心して妊娠、出産、子育てができる環境づくり

## 基本施策5 精神的負担、不安を軽減する支援の充実

## これまでの取り組みと成果

◎ 地域子育て支援センターや病児デイサービス、一時預かり事業の拡大に加え、平成22年度にはこどもショートステイや子育てなんでも相談センターきらきらの開設、平成24年度にはファミリー・サポート・センターを全市展開するなど、子どもと子育て家庭を支援するサービスの充実を図りました。

また、こども創造センターや児童館の開設など、子どもと保護者の居場所、遊び場の充実に取り組みました。

○地域子育て支援センター… H21：35か所 ⇒ H26：44か所

○病児デイサービス事業… H21：4か所 ⇒ H26：8か所

○一時預かり事業…

H21：204か所（拠点園20か所） ⇒ H26：224か所（拠点園41か所）

○子育てなんでも相談センターきらきら相談対応件数…

H22：7月開設 677件 ⇒ H25：1,614件

○ファミリー・サポート・センター…

H21：実施か所 北区の一部（旧豊栄地区）、南区 会員数367人

⇒ H25：実施か所：全市域 会員数918人

○こども創造センター… 平成25年5月25日開設 25年度来館者数274,966人

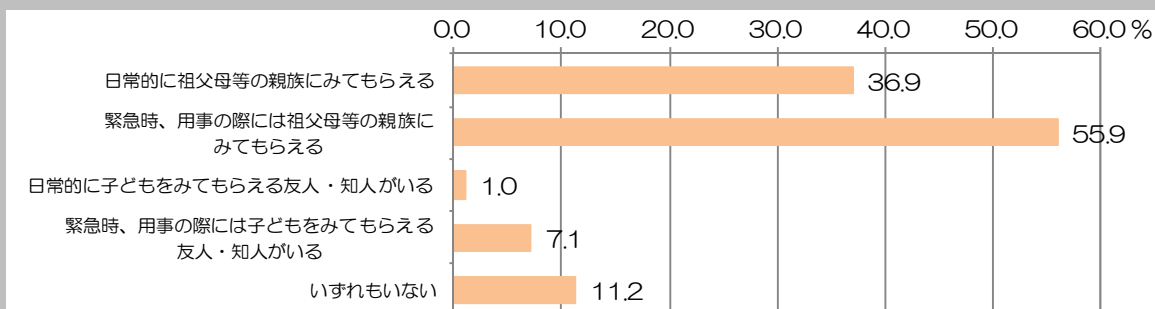
## 現状と課題

◎ 核家族化の進行による家族規模の縮小や地域のつながりの希薄化により、祖父母や親族、近隣の方たちからの日常的な支援は少なくなっています。

◎ 共働き世帯やひとり親家庭の増加など、家族の状況の変化に伴い多様化している子育て家庭のニーズに対し、公平で均一的なサービスの提供を中心とする公的サービスだけで対応することは困難になっています。

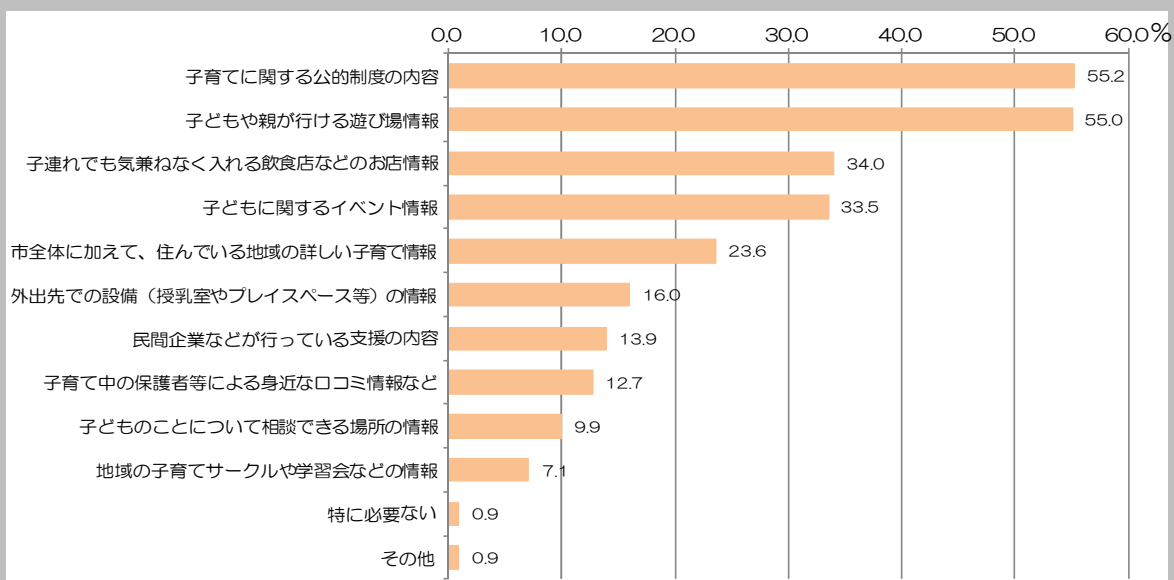
◎ 子育て支援サービスは、行政サービスだけでなく民間のサービスを含め多種多様であり、子育て家庭が適切な情報を得、必要な支援を利用できる環境を整備する必要があります。

図表4-1 日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無



資料：新潟市「子ども・子育て支援ニーズ調査（平成25年度）」

図表4-2 子育てに関して必要な情報



資料：新潟市「子育て市民アンケート（就学前児童保護者）（平成25年度）」

### 子ども・子育て会議などでの意見

- ◇ 行政は、祖父母が子育てに参加する機会をつくり、親族が保護者を支援することで、希望する人数の子どもを産み育てられるような環境を整えるべき。
- ◇ 支援が必要であっても、横のつながりがない保護者など、誰に聞いたら良いかわからないという人もいるので、支援制度がこれだけあるということをアピールしたり、誰でも気軽に情報が入手できるようにするなど情報発信を充実させるべき。

### 取り組みの方向性

- ◎ 保護者が子どもにしっかりと向き合い、子どもの育ちを支えることができるよう、育児の不安や負担感を受け止め、家庭の子育て力を十分に発揮できるような取り組みを進めます。
- ◎ 行政による子育て支援サービスを充実させるとともに、関係機関との連携の強化や市民や地域の活動を支えながら協働することで、柔軟で切れ目ない支援を届けられる体制の整備を進めます。
- ◎ 保護者が子育て支援の情報を気軽に活用でき、支援が必要な時に、適切な子育てサービスを利用できるよう、効果的な情報収集や発信に努めます。

### 成果指標

ファミリー・サポート・センターの会員数



住んでいる地域の子育ての環境や支援への満足度（5段階評価での平均値）

※対象：就学前児童保護者及び小学生児童保護者

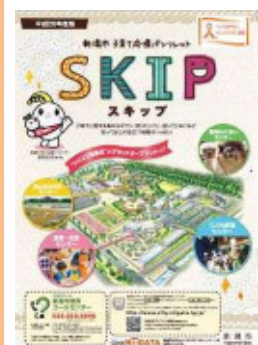


### コラム7 ご活用ください！ 子育て応援パンフレット「スキップ」

子ども・子育て支援の情報を掲載した子育て応援パンフレット「スキップ」を毎年発行しています。

このパンフレットには、出産準備のための情報や各種支援制度、子どもたちの遊び場、子育てサークルの紹介、保育園・幼稚園、相談窓口など、子育てに役立つ情報が満載です。母子健康手帳交付、転入手続きの際にお渡ししているほか、以下の各施設でも配布しています。

主な配布場所：市役所本館案内、各区役所健康福祉課、出張所、地域保健福祉センター、地区公民館、地域子育て支援センター



## 主な取り組み

### 1 安心して子どもを育てることへの支援

#### (1) 地域子育て支援拠点事業

地域の身近な場所において、親子が遊びながら相互の交流を行う居場所の提供、保護者の子育てに対する不安・悩みを解消するための相談、情報提供、助言を行います。

実施にあたっては従来から地域の子育て支援の拠点として機能してきた児童館・児童センター、市民団体等が運営する子育てサロンなどとの連携による拠点のネットワーク化を図り、地域ぐるみでの子育て支援の環境づくりに努めます。

また、地域子育て支援拠点の職員の情報交換や研修機会の充実に取り組みます。

#### 必要な量の見込

		25年度 実績	27年度 見込	28年度 見込	29年度 見込	30年度 見込	31年度 見込
全市	利用者数（人）	345,687	646,324	646,663	642,546	637,836	632,199
	設置数（か所）	42	46	47	48	48	48
北区	利用者数（人）	28,107	65,215	65,023	64,329	63,597	62,864
	設置数（か所）	6	6	6	6	6	6
東区	利用者数（人）	29,560	93,358	94,229	93,639	92,853	91,870
	設置数（か所）	4	5	6	7	7	7
中央区	利用者数（人）	81,778	170,334	170,843	170,647	170,256	169,591
	設置数（か所）	6	8	8	8	8	8
江南区	利用者数（人）	38,897	43,378	43,087	42,796	42,481	42,118
	設置数（か所）	3	4	4	4	4	4
秋葉区	利用者数（人）	40,552	64,060	63,551	63,224	62,897	62,424
	設置数（か所）	5	5	5	5	5	5
南区	利用者数（人）	25,776	38,241	37,363	36,815	36,193	35,462
	設置数（か所）	4	4	4	4	4	4
西区	利用者数（人）	64,124	122,244	123,920	123,340	122,695	121,986
	設置数（か所）	8	8	8	8	8	8
西蒲区	利用者数（人）	36,893	49,493	48,646	47,755	46,864	45,884
	設置数（か所）	6	6	6	6	6	6

(2) ファミリー・サポート・センター事業

児童の預かりなどの援助を受けたい市民（依頼会員）と援助を行いたい市民（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行い、多様なニーズに対応します。

実施にあたっては認知率の向上とともに、他のサービスを組み合わせての利用など、料金負担が軽くなるような方法を周知します。

また、登録場所の増設など登録機会の利便性の向上に努めます。

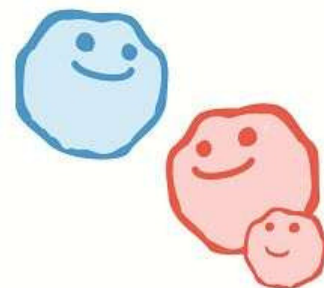
必要な量の見込み

		25年度 実績	27年度 見込	28年度 見込	29年度 見込	30年度 見込	31年度 見込
全市	利用件数（人日）	4,670	7,646	9,088	10,523	11,949	13,369
	提供会員数（人）	274	553	717	881	1,045	1,209
北区	利用件数（人日）	447	732	870	1,007	1,144	1,280
	提供会員数（人）	36	73	94	116	137	159
東区	利用件数（人日）	999	1,636	1,944	2,251	2,556	2,860
	提供会員数（人）	37	76	98	121	142	165
中央区	利用件数（人日）	1,147	1,878	2,232	2,584	2,935	3,284
	提供会員数（人）	67	135	175	215	255	295
江南区	利用件数（人日）	84	138	163	189	215	240
	提供会員数（人）	11	23	29	36	43	50
秋葉区	利用件数（人日）	199	326	387	448	509	570
	提供会員数（人）	19	38	51	62	74	86
南区	利用件数（人日）	643	1,053	1,251	1,449	1,645	1,841
	提供会員数（人）	27	54	70	86	103	119
西区	利用件数（人日）	1,071	1,753	2,084	2,413	2,740	3,066
	提供会員数（人）	66	132	169	208	246	285
西蒲区	利用件数（人日）	58	95	113	131	148	166
	提供会員数（人）	10	22	29	36	42	49

※提供会員には両方会員（依頼会員、提供会員両方に登録しているもの）を含む

にいがた市の子育て支援

ファミサポ



**(3) 保育園などにおける一時預かり事業**

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間、保育園やその他の場所で、一時的に預かり、必要な保育を行います。

現在、認可保育園全園（月14日まで利用可能な拠点園41園、月7日まで利用可能181園）で実施しているほか、中央区のプラーカスマイルランド、なかなか古町「子育て応援ひろば」でも実施しています。

今後、専任保育士や専用保育スペースを確保した拠点保育園の整備や、ファミリー・サポート・センターでの受け入れ拡大により、ニーズに対応していきます。

**必要な量の見込み**

		25年度 実績	27年度 見込	28年度 見込	29年度 見込	30年度 見込	31年度 見込
全市	利用者数（人）	37,189	52,315	52,369	52,041	51,663	51,210
北区	利用者数	1,908	2,976	2,979	2,961	2,939	2,914
東区	利用者数	5,840	9,169	9,178	9,121	9,054	8,975
中央区	利用者数	17,214	20,960	20,982	20,850	20,699	20,517
江南区	利用者数	2,135	3,379	3,383	3,362	3,337	3,308
秋葉区	利用者数	1,968	3,103	3,106	3,087	3,065	3,038
南区	利用者数	845	1,279	1,280	1,272	1,263	1,252
西区	利用者数	6,377	10,014	10,025	9,952	9,889	9,803
西蒲区	利用者数	907	1,434	1,436	1,427	1,416	1,404

## (3) 病児・病後児保育事業（病児デイサービス事業）

病気や病気の回復期にある子どもを対象に、保護者が就労などにより家庭で保育できない場合に、医療機関に併設した施設で一時的に保育を行います。

施設の無い区を中心に、医師会・医療機関の協力のもと、施設を増設します。

また、他のサービスを組み合わせての利用など効率的な利用について周知を図ります。

## 必要な量の見込み

		25年度 実績	27年度 見込	28年度 見込	29年度 見込	30年度 見込	31年度 見込
全市	利用児童数（人）	8,894	14,568	14,490	14,379	14,254	14,187
	設置数（か所）	8	12				
北区	利用児童数（人）	309	1,417	1,409	1,399	1,386	1,380
	設置数（か所）	0	1（+1）				
東区	利用児童数（人）	2,289	2,884	2,869	2,847	2,822	2,809
	設置数（か所）	2	2（+0）				
中央区	利用児童数（人）	2,593	3,267	3,250	3,225	3,197	3,182
	設置数（か所）	3	3（+0）				
江南区	利用児童数（人）	971	1,223	1,216	1,207	1,197	1,191
	設置数（か所）	1	1（+0）				
秋葉区	利用児童数（人）	535	674	670	665	659	656
	設置数（か所）	1	1（+0）				
南区	利用児童数（人）	106	1,045	1,039	1,031	1,022	1,018
	設置数（か所）	0	1（+1）				
西区	利用児童数（人）	2,037	2,659	2,645	2,625	2,602	2,589
	設置数（か所）	1	2（+1）				
西蒲区	利用児童数（人）	54	1,399	1,392	1,381	1,369	1,362
	設置数（か所）	0	1（+1）				

**(4) 子育て短期支援事業（こどもショートステイ）**

保護者が、入院、出産や冠婚葬祭、出張などの理由により家庭において児童を養育することが困難になった場合に実施施設において一時的に養育します。

育児疲れを理由とした利用については、育児放棄につながることをないように留意しながら、児童虐待の危険性が高い場合などの利用について検討します。

また、新設する乳児院での実施について検討します。

**必要な量の見込み**

		25年度 実績	27年度 見込	28年度 見込	29年度 見込	30年度 見込	31年度 見込
全市	利用児童数（人）	18	68	68	68	67	66
	設置数（か所）	1	1～2	1～2	1～2	1～2	1～2

**(5) 利用者支援事業**

「利用者支援専門員」と呼ばれる専任職員を配置し、教育・保育施設や子育て支援サービスなどの利用について情報集約と提供を行いながら、保護者などからの相談に応じ、必要な利用支援、助言をするとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりなどを行います。

実施については、基本的な「教育・保育の提供区域」である行政区を単位として、実施か所、体制について、地域子育て支援拠点や児童館・児童センターなどへの配置を含め検討します。

あわせて、全市的には市社会福祉協議会が設置する、子育てに関するワンストップ型総合相談窓口「子育てなんでも相談センターきらきら」の活用を検討します。

**(6) 家庭の子育て力を高める施策**

家庭の子育て力を高めたり、父親が子育てに積極的に関わったり、祖父母が孫育てに関わることについては、子どもの成長に合わせた学習の場の提供や、子育てへの関わり方を考えるための啓発の実施、講座の開催などを通じて、家庭が子育て力を発揮できるよう支援します。

また、元気な高齢者が子育て支援を行うことで、子どもと子育て家庭が貴重な世代間交流を体験するとともに、高齢者の生きがいづくりにもつなげます。

**(7) 子育て支援にかかる人材育成とネットワークづくり**

子育てを地域全体で支えていくために、地域で活動する子育てを応援する様々な団体や関係機関等と連携を図りながら、支援者の研修に取り組むとともに、新たな人材の掘り起し、育成に努めます。

また、各団体間でより多くの情報交換や交流ができるとともに、地域の子育てサービスの有効利用につながるよう、子育て支援のネットワークづくりを進めます。



## 2 子どもに関する相談体制の充実

### (1) 妊娠期から出産後の相談

妊娠期を健康に過ごし、安全に出産ができるよう、母子健康手帳の交付にあわせて保健指導を実施します。また、股関節検診の際に2~4か月児をもつ親を対象として、産後の家族計画・受胎調節指導とあわせて、健康相談・育児相談を実施します。

### (2) 思春期保健などに関する相談

思春期保健相談士、保健師、助産師、看護師、管理栄養士など専門のスタッフが連携して、思春期や妊産婦・更年期のこと、子育て、食事・健康などに関する相談や情報提供を行います。

### (3) 家庭児童相談

各区役所に設置した家庭児童相談室において、家庭児童相談員が家庭における子どもの養育、人間関係、その他家庭児童福祉について、必要な相談支援を行います。

### (4) 児童相談所における相談・支援

養育困難、非行、発達の遅れ、児童虐待など、18歳未満の児童に関する相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とする問題について、家庭などからの相談に応じ、社会的・心理学的・医学的判定や一時保護を行い、適切な指導・助言及び施設入所措置などを実施します。

### (5) 子育てワンストップサービス（子育てなんでも相談センターきらきら）

市社会福祉協議会では、市民の相談窓口を一本化することで、利便性を向上させるとともに、既存のサービスの有効活用を図ることを目的として、平成22年7月に、全市域を対象に、子育てに関するワンストップ型総合相談窓口「子育てなんでも相談センターきらきら」を開設しており、今後も、行政がその運営を支援します。

きらきらでは、子育て支援団体や関係機関とのネットワークを活用し、専任のコーディネーターが必要な情報をご案内するほか、相談内容によっては専門機関におつなぎします。

なんでも聞いてほしい 子育てのこと。

子育てなんでも相談センター

きらきら

Tel

025-248-2220

平日/8:30-17:15



### 3 子育て支援情報の充実

#### (1) 総合的な情報の提供

市が発行する「子育て応援パンフレット スキップ」や市報、ホームページによる情報提供に取り組むとともに、より身近な情報を収集、発信するため、市民との協働による手づくり情報サイト「にいがたっ子ひろば」を運営します。

また、スマートフォンやタブレットを活用した情報発信について検討します。

#### (2) 妊娠期から産後の切れ目ない情報の提供

母子健康手帳交付時、妊婦健康診査、乳幼児健康診査の機会を活用し、安心して妊娠、出産、子育てができるよう必要な情報を提供します。

#### (3) こんにちは赤ちゃん訪問事業での情報提供

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、地域の子育て支援や出産後に利用できるサービスなどについて情報提供します。

### 4 安心して過ごせる居場所の整備、多様な体験の機会の提供

#### (1) 地域子育て支援拠点事業

再掲（☞63 ページ）

#### (2) 健全な遊び場、体験の機会と場の提供

子どもがすこやかに成長し、思いやりの心や豊かな人間性を育てていくためには、さまざまな体験や多くの人との交流が必要なことから、健全な遊び場、多様な体験の機会と場の提供の充実を図ります。

また、子どもたちが保護者と一緒に参加することで、親子の絆を深めたり、新たな仲間づくりなど、その後の子育てにつなげていけるような機会の提供にも努めます。

#### (3) 多様な主体による居場所づくりの支援

子どもや親子が身近な地域において、安全に、安心して過ごし、交流が図れるよう、保護者などによる自主的な取り組みを支援するとともに、地域の方々や市民団体との連携による取り組みなど、地域の実情に応じた多様な主体による居場所づくりを支援、推進します。

## 施策分野2 安心して妊娠、出産、子育てができる環境づくり

## 基本施策6 経済的な負担軽減施策の充実

## これまでの取り組みと成果

◎ 幼稚園や保育園の保育料、放課後児童クラブの利用料の負担軽減、子どもの医療費助成の拡大を通じて、保護者負担の軽減を図りました。

また、希望する人数の子どもを安心して産み育てられる環境づくりの視点から、多子世帯への経済的な支援の充実を図りました。

○ 保育園の保育料軽減率… H21：26.7% ⇒ H26：29.5%

○ 幼稚園の保育料軽減…

- ・ 幼稚園就園奨励費対象者数 4年間（H22～H25）で16,982人
- ・ 私立幼稚園父母負担軽減補助 4年間で5,167人

○ 多子世帯に対する経済的な負担軽減…

- ・ H25：子どもの医療費助成の対象拡大（下記参照）
- ・ H25：私立幼稚園就園奨励費の対象拡大  
（同時在園の第3子以降の園児について所得制限を撤廃）
- ・ H26：第3子以降の保育園保育料の無償化拡大（同時在園→小学3年生以下）

○ 子どもの医療費助成の対象拡大…

- H16 入院・通院とも 小学校就学前まで
- H19 入院：小学6年生まで 通院：小学校就学前まで
- H21 入院：小学6年生まで 通院：小学3年生まで
- H23 所得制限を撤廃
- H24 入院：中学3年生まで 通院：小学3年生まで
- H25 子ども3人以上世帯の入院、通院とも高校3年生まで

## 現状と課題

◎ 子育てに関する支出を経済的負担と感じている人が多く、子育て家庭への経済的支援が求められています。

◎ 子どもが病気の時などに安心して治療を受けられるよう、医療費の助成が求められています。

図表4-3 少子化対策に有効な支援策

◎就学前児童保護者

- 1位：子育てに理解ある職場環境の整備：61.3%  
(育児休業や子どもの病気などの際、休暇が取りやすいなど)
- 2位：保育料の軽減：51.7%**
- 3位：短時間勤務など多様・柔軟な働き方の選択可能な社会の実現：40.6%

◎小学生保護者

- 1位：子育てに理解ある職場環境の整備：54.7%
- 2位：児童手当の拡大：51.2%**
- 3位：医療費助成の拡大：51.0%**

資料：新潟市子育て市民アンケート（平成25年度）

子ども・子育て会議などでの意見

- ◇ 保育料の負担軽減に対する市民のニーズは大きい。第3子以降の保育料軽減については、少子化対策の1つとしても、更に拡大されるべき。
- ◇ 幼児期の教育・保育の利用料は、利用する施設や保育の必要性に関わらず、負担軽減されるべき。
- ◇ 子どもの医療費助成は居住地を決める1つの理由にもなるので、充実されるべき。

取り組みの方向性

- ◎ 子育てにかかる費用の負担軽減のため、保育料の軽減、子どもの医療費助成など、子育て家庭への経済的支援を引き続き実施します。

成果指標

実際の子どもの数が、理想とする子どもの人数よりも少ない理由として「幼稚園や保育園の保育料にお金がかかるから」と答えた割合



「小児医療費等の経済的負担が大きいから」と答えた割合



※県調査数値。今後本市調査結果に差替予定。

## 主な取り組み

## 1 子育て家庭の経済的な負担の軽減

## (1) 教育・保育施設の保育料の負担軽減

幼児期の教育・保育の利用者負担額の軽減を図ります。

## (2) 放課後児童クラブ利用料の負担軽減

ひまわりクラブ利用料の負担を軽減するとともに、幼稚園や小規模の放課後児童クラブが負担軽減した利用料を助成します。

## (3) 子どもの医療費助成

子育て家庭の経済的負担を軽減し、子どもの保健及び福祉の向上を図るため、医療費を助成します。

また、児童が国で定められた特定疾患にかかった場合の医療費を助成します。

## (4) 不妊の方への経済的支援

医療保険が適用されず高額な医療費がかかる、特定不妊治療の経済的負担の軽減を図るため治療費を助成します。

## (5) 多子世帯の経済的負担軽減

希望する人数の子どもを産み育て、少子化の流れを変える観点から、保育料、子どもの医療費助成における多子世帯の負担を軽減します。

## (6) 児童手当の給付

児童手当法に基づき、家庭などにおける生活の安定と、次代の社会を担う児童のすこやかな成長に資することを目的とし、中学生までの子どもの保護者に対し、児童手当を給付します。

## 基本施策 7 ひとり親家庭の自立支援の推進

### これまでの取り組みと成果

◎ 児童扶養手当の支給、医療費助成に加え、平成 25 年度には、みなし寡婦（夫）控除（所得税や住民税の計算では寡婦（夫）控除を受けることができない方でも、子育て支援制度を利用するときに、「寡婦（夫）控除」を受けたとみなして利用料を計算するもの）を導入するなど、経済的な負担を軽減しました。

また、ハローワークと連携した生活保護受給者等就労自立促進事業や自立支援給付金での就労支援、家庭生活支援員を派遣する日常生活支援事業などを行い自立への支援を図りました。

○就業支援…

- ・ 就労自立促進事業支援要請者数 4 年間（H22～H25）で 332 件
- ・ 自立支援教育訓練給付金給付数 4 年間で 23 件
- ・ 高等職業訓練促進給付金給付数 4 年間で 54 件

○日常生活支援事業利用時間… 4 年間で 6,101 時間

○みなし寡婦（寡夫）控除申請件数… H25：62 件

### 現状と課題

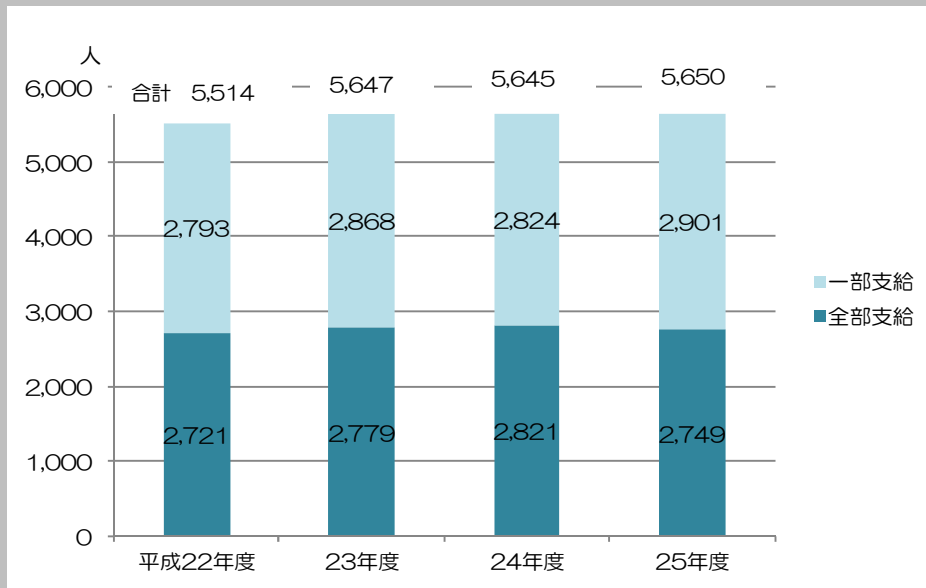
◎ ひとり親家庭は増加傾向にあり、子どもや家庭が抱える背景が複雑化、多様化しており、適切な支援の必要性が高まっています。

◎ ひとり親家庭でも、特に母子家庭の母の就労状況は非正規雇用が多く、また、就労を希望していても就業できていないひとり親も多いことから、家庭環境に応じた就労支援が必要となっています。さらに、ひとり親家庭の母や父の就業を推進するためには、雇用する企業側の一層の理解や協力が必要です。

◎ 就労していてもひとり親家庭の稼働所得は低く、経済的に厳しい状況にあり経済面での不安を抱えています。

◎ ひとり親家庭への各種支援制度を周知するため、情報提供、相談機能の充実が求められており、関係機関との連携、協力が一層必要とされています。

図表4-4 児童扶養手当受給者数の推移（新潟市）



資料：新潟市作成

図表4-5 ひとり親家庭事業の利用件数の推移（新潟市）

	平成22年度	23年度	24年度	25年度
就業・自立支援センター相談件数	1,104	865	866	1,032
自立支援給付金給付件数	10	15	22	30
自立支援プログラム策定件数	105	105	113	89
日常生活支援事業利用件数	404	313	475	479

資料：新潟市作成 ※就業・自立支援センター相談件数は全県数

### 子ども・子育て会議などでの意見

- ◇ ひとり親家庭が各種支援制度を利用するときは、利用料の減免などの配慮が必要。
- ◇ ひとり親家庭の子どもを対象とした学習支援事業を検討してほしい。
- ◇ ひとり親家庭が抱える課題は、複雑かつ多岐にわたっているため、状況に応じた支援が必要。

## 取り組みの方向性

- ◎ ひとり親家庭の自立に向けた経済的支援を引き続き行います。
- ◎ ひとり親家庭の家庭環境に応じた多様な就労支援を行います。
- ◎ 父子家庭も母子家庭も同様な支援制度を受けられるよう国への働きかけを行います。

## 成果指標

母子家庭等就労支援事業の就職者のうち、希望どおり正職員として就職した人の割合

平成 25 年度

20%

平成 31 年度

28%

住んでいる地域の子育ての環境や支援への満足度（5段階評価での平均値）

※対象：就学前児童保護者及び小学生児童保護者のうち母子・父子家庭

平成 25 年度

2.8

平成 31 年度

3.5

### コラム 8 みなし寡婦（夫）控除

未婚のひとり親家庭への子育て支援制度として平成 25 年度から実施しているもので、所得税や住民税の計算では寡婦（夫）控除を受けることができない方でも、子育て支援制度を利用するときに、「寡婦（夫）控除」を受けたとみなして利用料を計算するものです。現在、保育料や放課後児童クラブ（ひまわりクラブ）などの事業で実施しています。



## 主な取り組み

### 1 子育て・生活支援

#### (1) ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭や寡婦が、病気や就職活動などにより一時的に家事や育児の手伝いを必要とする場合に、家庭生活支援員を派遣して日常生活の支援を行います。

#### (2) 保育園・放課後児童クラブの優先利用の促進

ひとり親家庭の児童が保育園の入園や放課後児童クラブへの入会を希望する場合、優先して入園・入会できるよう配慮します。

#### (3) ひとり親家庭等生活向上事業

ひとり親家庭が抱える児童の養育や健康面の不安など、生活の中で直面する課題の解決にむけて精神的な安定を図るため地域での生活を総合的に支援します。

#### (4) 学習支援ボランティア事業

生活困窮者自立支援法のもと実施される学習支援事業の状況を勘案しながら検討します。

### 2 就業支援

#### (1) ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業

ひとり親の父または母に対し、就業相談から就業情報の提供まで一貫した支援を行うため、専門の相談員を配置し支援を行います。

#### (2) 自立支援プログラム策定等事業

児童扶養手当受給者に対し、個別に面接を実施し、本人の生活状況や就業への意欲、資格取得への取り組みなどについて状況把握を行い、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定し自立にむけた支援を行います。支援の一環としてハローワークと連携しきめ細かな就労支援を行う生活保護受給者等就労自立促進事業を実施します。

#### (3) 自立支援給付金

ひとり親家庭の父または母が就職に有利な資格や経済的自立に効果的な資格を取得するための費用の一部または取得期間の生活費の負担軽減のため給付金を支給します。

### 3 経済的支援

#### (1) 児童扶養手当の支給

ひとり親家庭の父または母もしくは父母に代わって児童を養育している方に対し、児童の健やかな成長のため生活の安定と自立の促進を目的に手当を支給します。

#### (2) ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭の父または母もしくは父母に代わって児童を養育している方とその児童について、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的にその医療費の自己負担額の一部を助成します。

#### (3) 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金

一時的な資金を必要とするひとり親家庭の父または母と寡婦及び父母のない児童に対し無利子または低利で資金をお貸しします。

#### (4) みなし寡婦（夫）控除

所得税や住民税の計算では寡婦（夫）控除を受けることができない方でも、子育て支援制度を利用するときに、「寡婦（夫）控除」を受けたとみなして利用料を計算します。

### 4 養育費確保支援

#### (1) ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業

ひとり親家庭またはひとり親家庭になるかもしれない方からの養育費の相談をお受けするため専門の相談員を配置します。弁護士による養育費などの無料法律相談を実施します。

施策分野3 社会全体で子どもを大切にする環境づくり

## 基本施策8 ワーク・ライフ・バランスの推進と 子ども・子育てを応援する機運の醸成

### これまでの取り組みと成果

- ◎ 平成20年度に開始した男性の育児休業取得奨励金やにいがたっ子すこやかパスポートなど企業と連携した取り組みに加え、講演会の開催などにより、ワーク・ライフ・バランスについての啓発や働き方の見直しについて考えるきっかけづくり、子どもと子育てを応援する取り組みを進めてきました。
- ◎ 平成18年度から堅持し続けている、保育園の待機児童ゼロをはじめ、多様な保育サービスの提供や女性の再就職支援など、仕事と子育てを両立する基盤の整備に取り組んできました。

○男性の育児休業取得奨励金…34件（H20～26年見込）

平成26年度には 男性労働者本人 5万円 ⇒ 10万円

雇用する事業主 20万円 ⇒ 30万円 に拡充

○にいがたっ子すこやかパスポート事業…

協賛店舗数 H20：393店舗 ⇒ H25：780店舗

認知率：就学前児童保護者：98.3%、小学生保護者：94.9%

○保育園定員… H21：17,950人 ⇒ H26：20,035人

○休日保育事業… H21：5園 ⇒ H26：10園

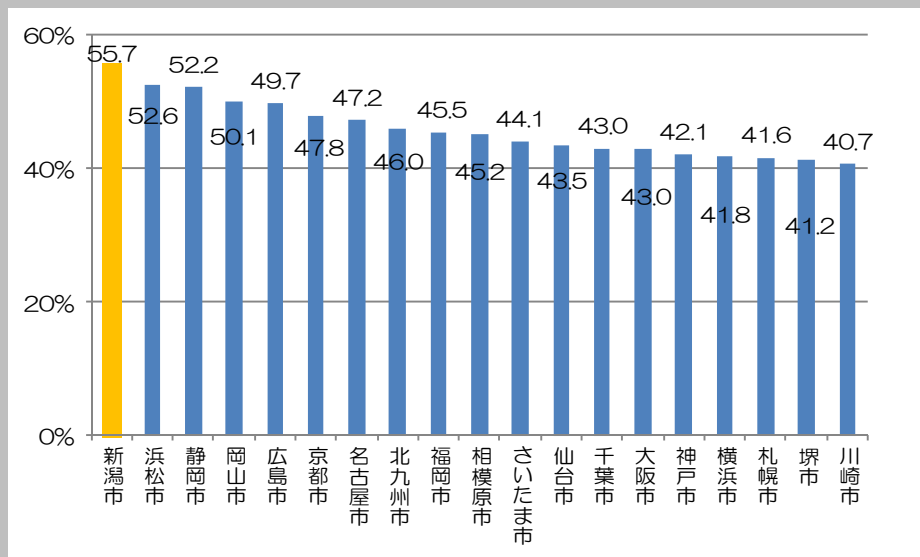
○放課後児童クラブ在籍児童数… H21：5,941人 ⇒ H26：7,375人

○ファミリー・サポート・センター会員数… H21：367人 ⇒ H25：918人

### 現状と課題

- ◎ 本市の子どものいる夫婦の共働き率は55.7%と政令市中最も高く、仕事と生活の両立は子育て世帯にとって大きな課題となっています。
- ◎ 育児休業取得率は、女性で増加傾向にあるものの、男性の取得率が依然として低く、また、長時間労働の慢性化により家庭で子育てにかかわる時間が短くなっている現状があります。
- ◎ 女性が育児と両立しながら就業を継続することができる仕組み、また、出産・育児に伴う退職後も、再就職が容易にできるような環境づくりが必要です。

図表46 子どものいる夫婦の共働き率



資料：総務省「国勢調査」（平成22年）

図表47 少子化対策に有効な支援策

◎就学前児童保護者

1位：子育てに理解ある職場環境の整備：61.3%

（育児休業や子どもの病気などの際、休暇が取りやすいなど）

2位：保育料の軽減：51.7%

3位：短時間勤務など多様・柔軟な働き方の選択可能な社会の実現：40.6%

◎小学生保護者

1位：子育てに理解ある職場環境の整備：54.7%

2位：児童手当の拡大：51.2%

3位：医療費助成の拡大：51.0%

資料：新潟市子育て市民アンケート（平成25年度）

子ども・子育て会議などでの意見

- ◇ 子育てに理解のある職場環境の整備を企業にはたらきかけるうえでは、そのような環境整備や取組みが企業にとっても有益になるような仕組みをつくること、有効ではないか。
- ◇ 労働者側に対しても、休暇制度や子育て支援サービスをよりわかりやすく周知することが必要。

### 取り組みの方向性

- ◎ 子育てに理解のある職場環境の整備が人材の定着や企業のイメージアップにつながることを伝え、企業に対し職場環境の整備を促すようはたらきかけを行います。
- ◎ 出産などを機に退職し再就職を目指す女性、働きたいと思っている子育て中の女性の再就職を支援していきます。
- ◎ 保育園、放課後児童クラブを整備するとともに、延長、休日保育や病児保育、ファミリー・サポート・センターなど、多様化する就労形態や保育ニーズに対応したサービスの提供を支援していきます。
- ◎ 子育てや少子化対策に前向きな地域や企業の取り組みに対して協力、支援するなど、社会全体で子ども・子育てを応援する機運の醸成に努めます。

### 成果指標

育児をしている女性の有業率 (H24 就業構造基本調査)



男性の家事・育児・介護への従事時間 (H26 男女共同参画に関する基礎調査) ※集計中。



#### コラム9 「カエル！ ジャパン」 キャンペーン

内閣府による、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進のための国民運動のシンボルマークです。

キャッチフレーズは「ひとつ「働き方」を変えてみよう！」。まず自分のできる範囲で、普段の仕事と家庭生活を少し見直してみませんか？



#### コラム10 新潟市子育て応援キャラクター「ほのわちゃん」

本市の子育て支援のマスコットとして、パンフレットやイベントなどで幅広く登場し、地域社会全体で子育てを応援するイメージづくりを行っています。

お米がモチーフで、抱っこひもは親を取り巻く、周りからの支援や助けを表現しています。



## 主な取り組み

### 1 ワーク・ライフ・バランスの推進と働き方の見直し、仕事と子育てを両立できる職場環境の整備

#### (1) ワーク・ライフ・バランスに関する啓発

セミナーの開催など各種広報・啓発活動を通じて、企業・労働者・学生などさまざまな立場の市民が、ワーク・ライフ・バランスについて考える機会を設けます。また、男性の積極的な家事・育児への参加についても、各種広報・啓発活動を行います。

#### (2) 男性の育児休業取得奨励金

市内の中小企業に勤務する男性労働者が育児休業を取得した場合、その事業主と本人に奨励金を支給します。

#### (3) にいがたっ子すこやかパスポート事業

協賛企業・店による子育て家庭への特典の付与などを通じ、企業が子育てについて考えるきっかけをつくります。



### 2 仕事と子育ての両立のための基盤整備

#### (1) 保育サービスなどの充実

保育園、放課後児童クラブの整備、延長保育、休日保育、病児デイサービスの充実、ファミリー・サポート・センターの活動の推進など、多様な働き方や保育ニーズに対応したサービスの提供を支援します。

#### (2) 女性の再就職支援

マザーズ再就職支援セミナー（ハローワーク共催）、再就職支援講座（アルザにいがた）、働く女性のハンドブック「働く女性のために」の作成、女性労働問題相談室での社会保険労務士による無料相談などを通じ、子育てと両立しながら働くことができる環境づくりを支援します。

### 3 子ども・子育てを応援する機運の醸成

(1) **にいがたっ子すこやかパスポート事業**

協賛企業・店による子育て家庭への特典の付与などを通じ、地域全体で子育てを応援する機運をつくります。

(2) **子ども・子育て応援情報の発信**

子どもや子育て支援に関する情報を積極的に発信することにより、社会全体が子どもと子育て家庭を応援する機運をつくります。

(3) **子育て応援キャラクター「ほのわちゃん」の活用**

新潟市の子育て支援に親しみと関心をもってもらうため、各種広報媒体やイベントなどで活用します。

(4) **世代間交流など地域の人々が交流する取り組みの支援**

新潟発の「地域の茶の間」（おとしよりから子どもまで、誰もが気軽に集まって過ごせる地域の「居場所」）や、地域で行う催しへの支援などを通じて、子どもにとっても、保護者にとっても貴重な体験である世代間交流を進め、顔の見える関係づくり、地域の人が見守る環境づくりを推進します。

(5) **多様な主体の取り組みへの協力・支援**

児童福祉週間（厚生労働省）、家族の日・家族の週間（内閣府）に関する取り組みへの協力やハッピー・パートナー企業（新潟県）などのほか、民間企業やNPOを含めたさまざまな団体が行う取り組みに対し協力、支援していきます。

#### コラム11 ハッピー・パートナー企業になりませんか？

新潟県では、男女がともに働きやすく、仕事と家庭生活などが両立できるよう職場環境を整えたり、女性労働者の育成・登用などに積極的に取り組む企業などを「ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）」として登録し、その取組を支援しています。県の各種広報などにより企業イメージ・知名度アップにつながるほか、様々なメリットがあります。



施策分野3 社会全体で子どもを大切にする環境づくり

## 基本施策9 児童虐待防止と要保護児童等対策の充実

### これまでの取り組みと成果

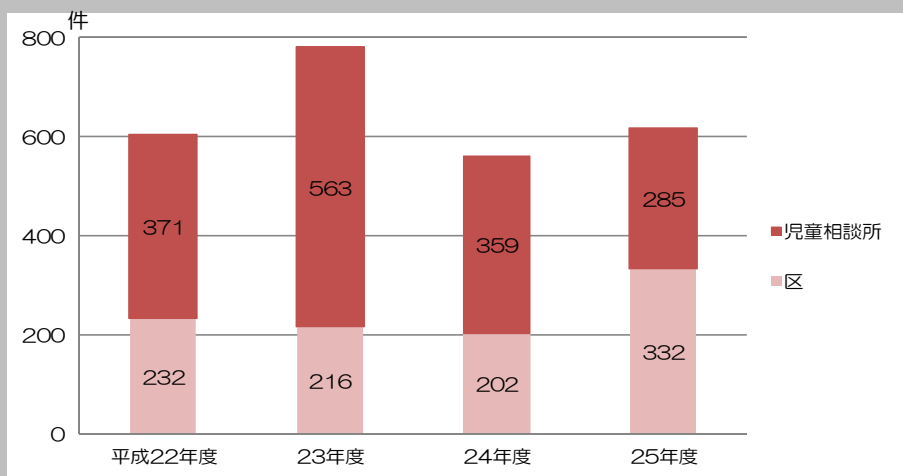
- ◎ 児童虐待は重大な人権侵害であり、児童の心身の成長及び人格の形成に影響を与えるため、虐待の発生予防から早期発見・早期対応、子どもの保護、保護者への支援、家族の再統合に至るまで関係機関が連携し、切れ目のない総合的な支援を行いました。
- こんにちは赤ちゃん訪問事業など子育て支援事業や相談体制の充実
- オレンジリボンキャンペーンの実施
  - ・オレンジリボンツリーの設置などによる啓発
  - ・市民向け児童虐待防止啓発セミナーの実施
  - ・児童虐待防止啓発ファイル、パンフレットの配付 など
- 新潟市要保護児童対策地域協議会の運営
- 児童相談所による支援

### 現状と課題

- ◎ 核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など、子育てをめぐる環境の変化から、周囲の助言や協力が得られにくい状況があり、相談窓口や地域の子育て支援の充実と周知が必要となっています。
- ◎ 児童虐待の通告に関しては、通告義務・通告先ともに認知率が低い現状であることから、引き続き広報・啓発を行う必要があります。
- ◎ 児童虐待相談件数の増加とともに子どもや家庭が抱える背景が多様化・複雑化しており、関係機関のさらなる連携や職員の質の向上、支援体制の整備が必要です。

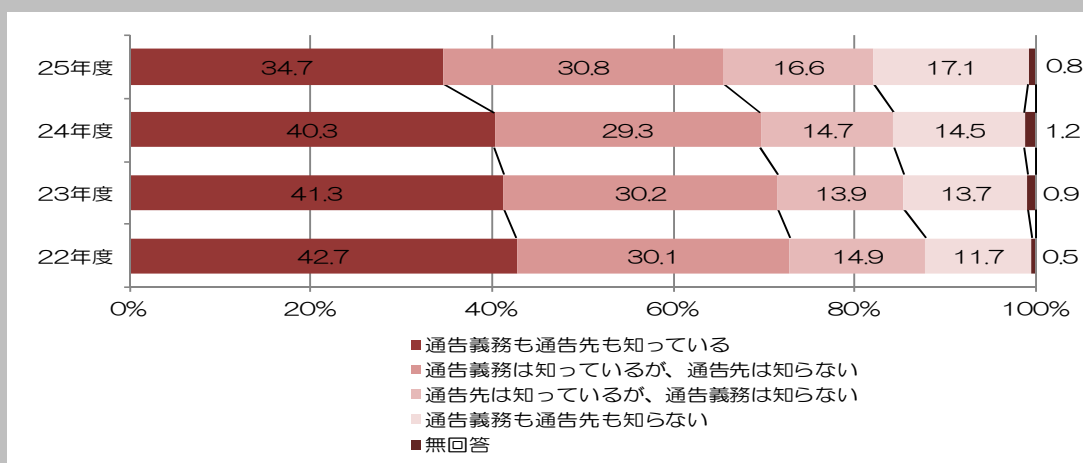


図表48 児童虐待相談対応件数の推移（新潟市）



資料：厚生労働省「福祉行政報告例」

図表49 児童虐待通告義務認知率の推移（新潟市）



資料：新潟市子育て市民アンケート ※就学前保護者及び小学生保護者の合計値

### 子ども・子育て会議などでの意見

- ◇ 児童虐待の防止、通告先・報告義務の認知率向上のため、よりわかりやすく、積極的な広報を行うべき。
- ◇ 総合的な対応と職員の対応スキル向上のため、例えば、母子保健部門と児童福祉部門の人材が交流できるような多職種の人材配置が必要ではないか。

### 取り組みの方向性

- ◎ 児童虐待の防止、通告先・報告義務の認知率向上のため、より広く効果的な広報・啓発に努めます。
- ◎ 児童福祉、母子保健などの各担当部局が日頃から緊密な連携を図り、医療機関や児童委員などの関係機関とも効果的な情報の提供及び共有を行い、連携体制を強化するとともに、職員の対応スキルの向上を図ります。

### 成果指標

通告義務・通告先の認知率（※対象：就学前児童保護者及び小学生保護者）

平成 25 年度  
34.7%

平成 31 年度  
50.0%

### コラム12 「オレンジリボン」をご存知ですか？

オレンジリボン運動は、「子ども虐待のない社会の実現」を目指す市民運動です。オレンジリボンは、そのシンボルマークであり、オレンジ色は子どもたちの明るい未来を表しています。オレンジリボンを身に着けることで、子育てを暖かく見守り、子育てをお手伝いする意志を示すことができます。

また、児童虐待防止法が施行された11月は「児童虐待防止推進月間」に定められており、新潟市においても、毎年オレンジリボンツリーの設置をはじめとしたキャンペーンを実施して啓発に取り組んでいます。



オレンジリボン



オレンジリボンキャンペーン

## 主な取り組み

## 1 発生予防

## (1) 各種子育て支援講座の実施

市民を対象に、育児不安の軽減や子どもとの接し方など、子育て支援を目的とした講座や講演会を開催します。

## (2) 妊娠期からの継続した支援体制の充実

妊娠期から支援が必要な妊婦について把握し、保健師などによる支援を行うとともに、乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健康診査における未把握児に対応し、関係機関と連携しながら、切れ目のない支援を行います。

## (3) 養育支援訪問事業の検討

乳児家庭全戸訪問事業などで把握した、特に支援が必要な子どもや保護者に対して、保健師など専門職による支援及び家事・育児支援を行う「養育支援訪問事業」の実施を検討します。

## (4) オレンジリボンキャンペーンの実施

オレンジリボンツリーの設置やセミナーの開催など各種広報・啓発活動を通して、児童虐待防止に関する市民の意識向上を図ります。

## (5) 相談窓口・子育て支援制度の整備と周知

相談窓口や各種支援制度の充実を図るとともに、相談先について周知し、早期の相談・支援につなげます。

## 2 早期発見・早期対応

## (1) 通告義務・通告先の周知

通告義務・通告先について、広報誌への掲載や啓発チラシの配布などによる周知を図り、児童虐待発生時の速やかな相談・通告につなげます。

## (2) 要保護児童対策地域協議会の運営

要保護児童対策地域協議会の運営を通して、児童虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、関係機関と連携して子どもや保護者への支援を行います。

## (3) 職員・関係機関への研修の実施

担当職員や関係機関を対象に、児童虐待防止、早期発見・対応にかかる基本的な知識やスキルを習得するための研修を実施します。

### 3 保護・支援

(1) 子どもの安全を守るための適切な一時保護

児童虐待などが疑われる場合は、速やかに子どもの安全確認を行い、必要と判断される場合は、適切な一時保護を迅速に実施し、子どもの生命の安全を守ります。

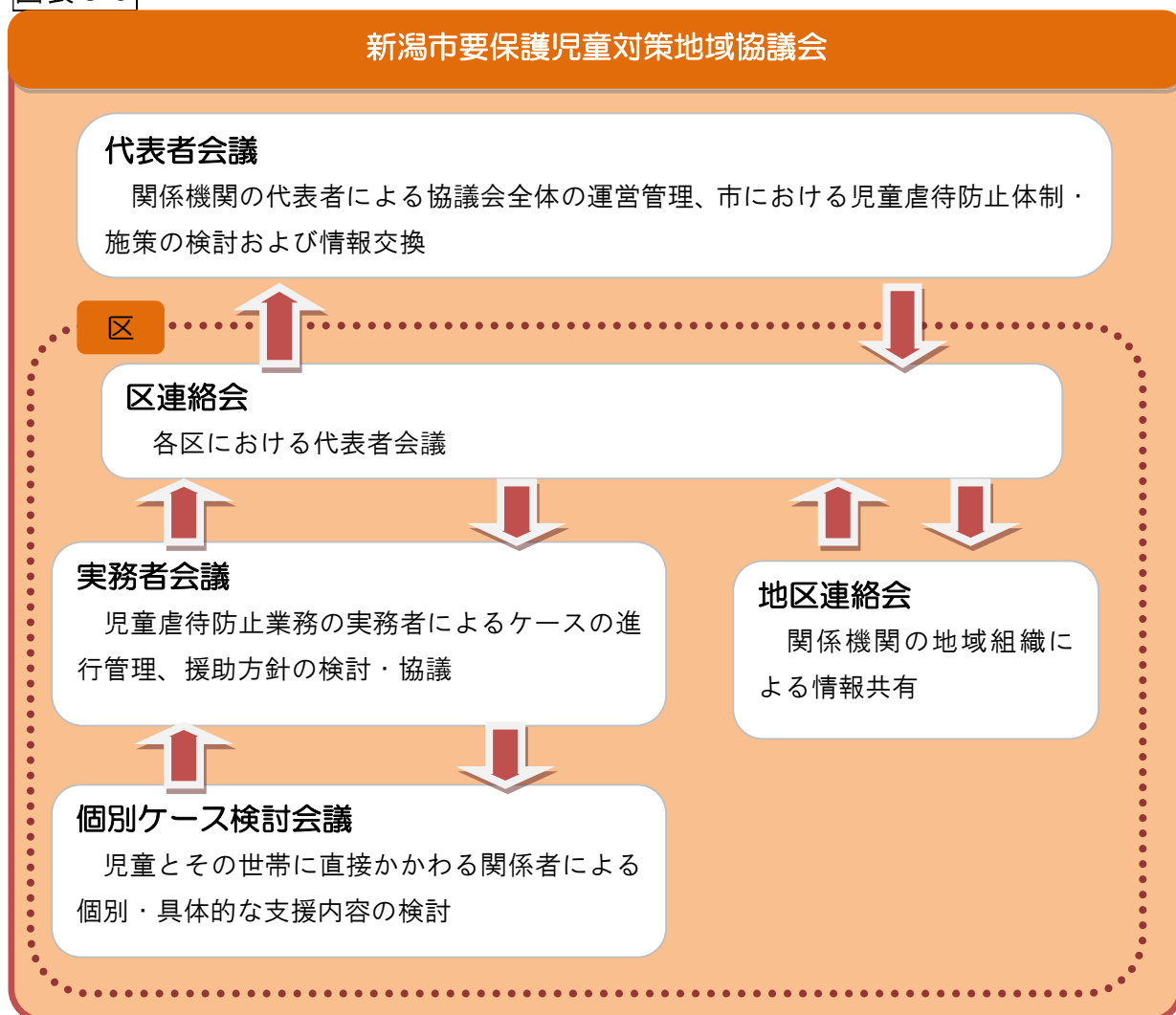
(2) 家庭への支援と子どもの自立支援

養育に困難を抱える家庭に対しては、子どもの保護、養育支援を行うほか、家庭への支援を行い、親子関係の再構築をはかるとともに、児童の自立を支援していきます。

(3) 社会的養護体制の充実

再掲（☞89 ページ）

図表50



施策分野3 社会全体で子どもを大切にする環境づくり

基本施策 10 社会的養護体制の充実

これまでの取り組みと成果

◎ 児童虐待相談件数の増加とともに、子どもや家族が抱える背景が複雑化・多様化するなかで、社会的養護を必要とする子どもに対し適切な養育を提供できるよう、関係機関との連携を強化しながら、体制の充実を図りました。

- H22 ファミリーホーム、自立援助ホーム開設
- H23 県立児童自立支援施設（新潟学園）の改築に着手
- H24 県とともに社会的養護の充実に向けた検討
- H25 新潟市立乳児院の建設に着手
- H26 子どもシェルター（自立援助ホーム適用）開設（※予定）
- 里親制度の推進…

- ・里親委託率 全国 14.8% ⇒ 本市：31.1%（H24）
- ・新規里親登録人数

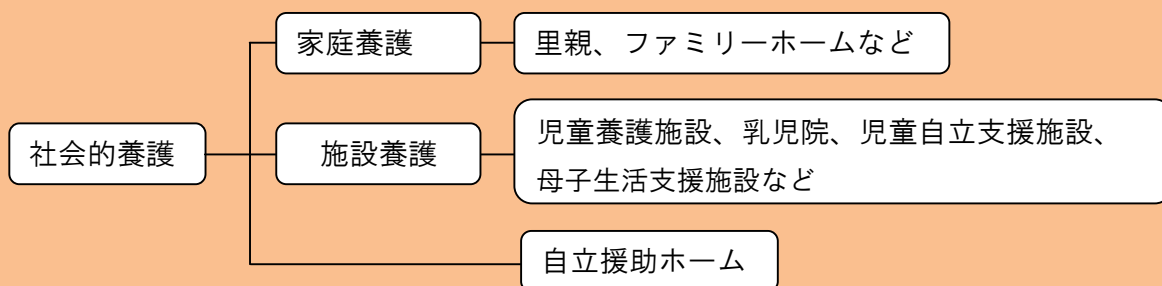
H22	H23	H24	H25	計
8人	11人	12人	15人	46人

コラム13 “社会的養護”ってな～に？

社会的養護とは、保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。

社会的養護は、「子どもの最善の利益のために」及び「社会全体で子どもを育む」を理念として行われています。

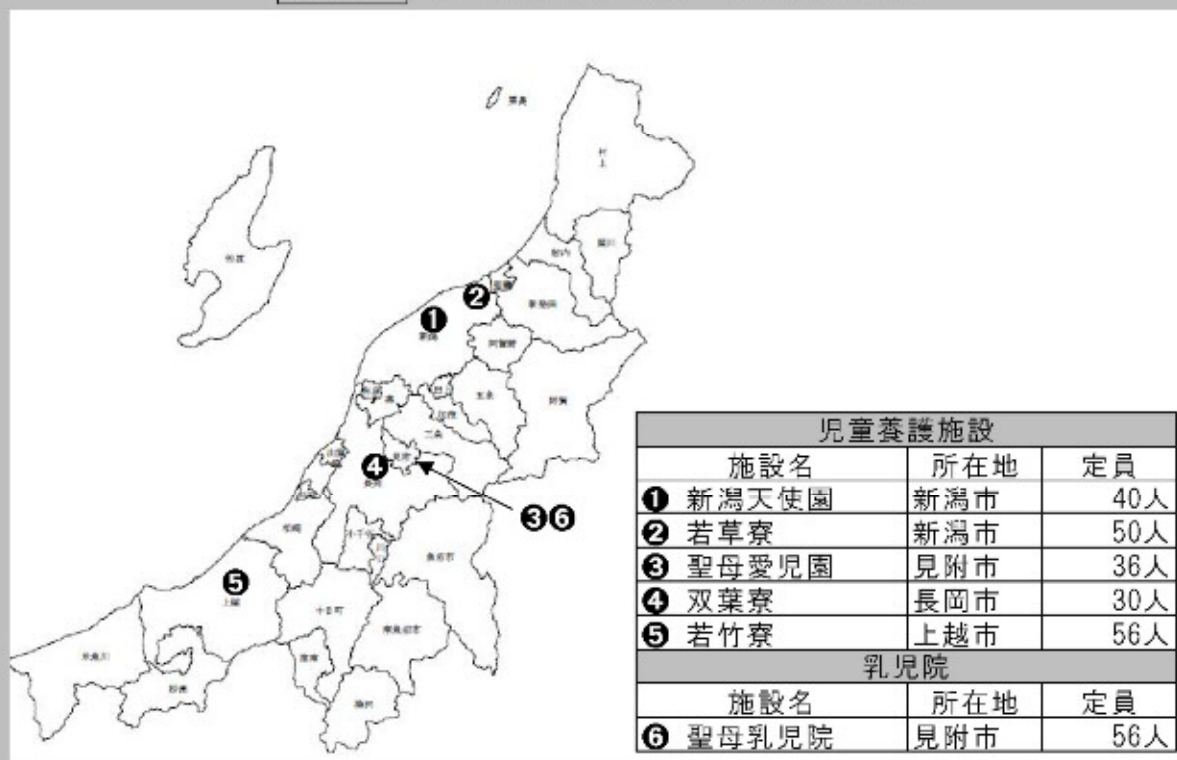
社会的養護の体系



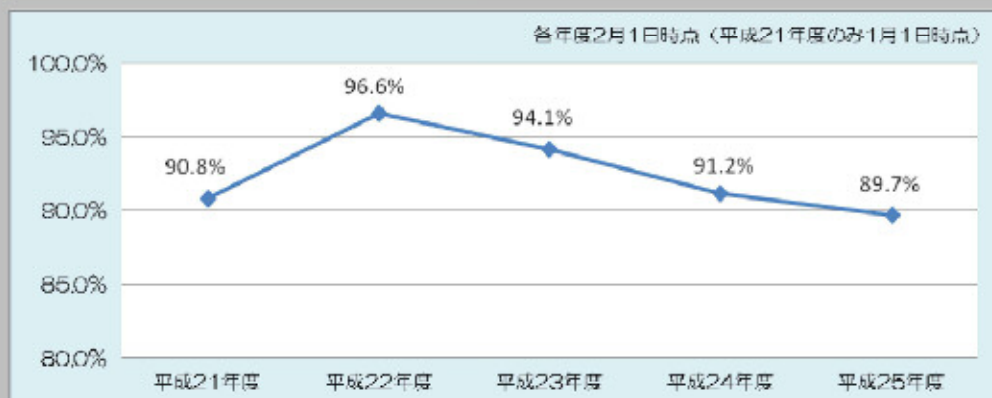
### 現状と課題

- ◎ 児童虐待の増加など保護者の適切な養育を受けられない子どもが増えており、また、子どもや家庭が抱える背景が複雑化、多様化し、より手厚い処遇体制が求められています。
- ◎ 保護の必要な児童が入所する施設の入所率は高水準で推移しています。また、本市では乳児院が未設置です。
- ◎ 家庭的な生活の経験が少ない児童に対して、より家庭的な環境である少人数、小規模な環境での養育を提供するとともに、複雑な事情を抱えた児童への対応を行うための施設機能の強化を図る必要があります。

図表5-1 県内児童養護施設・乳児院の分布



図表5-2 県内児童養護施設・乳児院の入所率の推移（上記6施設の合計）



資料：新潟市作成

### 子ども・子育て会議などでの意見

- ◇ 家庭復帰が難しい児童のための施設養護の拡充や、児童養護施設などを退所した後の児童の自立に向けた支援の充実が必要。
- ◇ 施設養護から家庭養護へとされている中で、新設する市立乳児院は、乳幼児期の子育てを支えるひとつの拠点として、入所している子どもの養育を確保し家庭に近い状況で養育すること、地域資源として活用することが必要。

### 取り組みの方向性

- ◎ 子どもの状態や年齢に応じた適切な支援を実施できるよう、乳児院など施設の整備を進めるとともに、里親やケア単位の小規模化など家庭的な養育体制の推進、専門的ケアの充実に取り組みます。
- ◎ 早期の家庭復帰のためには、親子関係の再構築支援など、家庭環境の調整が必要であり、関係機関が連携した相談体制の整備を進めます。
- ◎ 施設退所後の子どもたちの自立支援策の充実に向け、相談支援（アフターケア）の充実、地域支援ネットワークの構築に取り組みます。

### 成果指標

保護が必要にも関わらず、入所できなかった児童の数



登録里親数



## 主な取り組み

## 1 社会的養護体制の充実

## (1) 新潟市立乳児院の整備

本市初の乳児院を、新潟市児童相談所の隣接地に整備し、社会的養護の充実を図ります。また、家庭的養護の観点から小規模グループケア（オールユニット）とするとともに、家庭支援専門相談員と心理担当職員を配置するなど専門的ケアの充実に取り組みます。さらに、社会的養護の地域の拠点として、里親支援、地域の子育て家庭への支援など、専門的な地域支援の機能を強化し、総合的なソーシャルワーク機能の充実に努めます。

## (2) 老朽化施設の改築・改修と小規模化の推進

老朽化が進んでいる児童自立支援施設「県立新潟学園」の改築整備を県とともに進めます。

老朽化している児童養護施設「新潟天使園」の改修支援について検討します。  
なお、改築・改修の際は、家庭的養護推進の観点から小規模化を推進します。

## (3) 里親、ファミリーホームなどの普及促進

家庭的な養育環境としての里親、ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）の普及を促進し、それぞれの子どもにあった養育環境の提供に努めます。

## (4) 自立支援の充実

自立の際にも保護者からの適切な支援を受けられない子どもに対し、自立を援助するため、自立援助ホームを支援し、さまざまな事情で子どもの養育が困難な状況にある母子家庭の親子に対し、母子生活支援施設での就労指導や生活指導などを通じて自立への支援を行うとともに、各施設退所後の相談支援（アフターケア）の充実に努めます。

## (5) 児童相談所の機能強化

社会的養護を推進していくためには、その中心となる児童相談所の一層の機能強化と体制の充実が必要であるため、業務内容、業務量に見合った体制整備・人員配置を進めるとともに、一時保護機能の強化、職員の質の向上に努めます。

## (6) 県や市外の関係施設との連携

社会的養護が必要な児童については市域を越えた対応が必要になることから、県とともに取り組むとともに、市外の関係施設との連携に努めます。



## 第4章 計画の推進と点検・評価

計画の推進にあたっては、地域、学び・育ちの施設、企業・事業主、行政などで総合的に取り組みを進めていく必要があることから、計画の周知のため、積極的な広報活動に努めます。

また、本計画に掲げた取り組みについては、毎年度の実施状況を、子ども・子育て支援に関係する当事者で構成される「新潟市子ども・子育て会議」や「子育て市民アンケート」などにより点検、評価するとともに、庁内においては「新潟市少子化対策推進会議」を活用し、情報を共有し、連携を図りながら総合的な取り組みを進めていきます。

さらに、市民ニーズや新たな課題に対応できるよう、必要に応じて見直し、修正を行いながら、計画を推進します。

なお、全体的な計画の推進状況を確認するため、当事者の視点に立った成果指標を設定します。

### 計画全体の成果指標

住んでいる地域の子育て環境や支援への保護者の満足度（5段階評価での平均値）



### 施策分野ごとの成果指標

施策分野1 子どもがすこやかに育つ環境づくり

「自分にはよいところがある」と思う児童の割合



施策分野2 安心して妊娠、出産、子育てができる環境づくり

保護者の子育てに対する「不安」「負担」「楽しさ」の平均値（5段階評価での平均値）



施策分野3 社会全体で子どもを大切にできる環境づくり

「新潟市は子育てしやすいまち」と思う保護者の割合



### 新潟市子ども・子育て会議とは

子ども・子育て支援法に基づき、本計画の策定・変更などについて意見を聴く審議会として、平成25年9月に設置しました。保護者、事業主代表、労働者代表、子ども・子育て支援に関係する事業の従事者や学識経験者など、子ども・子育て支援に関係する当事者を委員として構成されています。

### 子育て市民アンケートとは

子育て家庭の現状や支援の希望を把握するため、前計画「すこやか未来アクションプラン」の始期である平成17年度から実施しています。今後も、本計画の方向性を確認するため、引き続き実施していきます。

### 新潟市少子化対策推進会議とは

本市における少子化対策を総合的かつ効果的に推進するために設置している庁内会議です。子ども・子育て支援について、少子化対策の重要な施策の1つとして情報を共有し、連携を図りながら取り組みを進めていきます。

図表53

